

紀伊郷土拾遺
(2)

紀
伊
郷
土
拾
遺
(2)

目次

一、上覺上人(浜田 康三郎)		(1)
二、上覺上人追加(浜田 康三郎)		(10)
三、湯浅宗光(浜田 康三郎)		(12)
四、豊公割粥の物語に対する私考(井村 義丸)		(17)
五、南紀切支丹管見(森 栄俊)		(20)
六、ころりの防疫陣(小池 良吉)		(25)
七、紀伊徳川氏入国後最初の検地に関する考察(森 彦太郎)		(28)
八、柿園主人の歌 二つ(雑賀 貞次郎)		(30)
九、古屋石の話(雑賀 貞次郎)		(32)
十、(異説)大塔宮熊野落の研究(田上 劔村)		(36)
十一、熊野の蜂蜜(雑賀 貞次郎)		(40)
十二、一位公と粉河(重田 重一)		(42)
十三、粉河の和歌(田村 貫雄)		(45)
十四、異本粉河寺絵巻考(葛城 海潮音)		(47)
十五、粉河鑄工史(逸木 盛照)		(52)
十六、鍛冶職出稼往來切手(芝口 常楠)		(58)
十七、本居大平翁百年祭に當りて(森 敬三)		(59)
十八、日高郡遺存文献略解(井上 豊太郎)		(64)
十九、小野蘭山翁熊野採薬に関する田辺旧記(雑賀 貞次郎)		(68)
二十、地方資料より見た旧藩時代の林業政策 附田辺藩における山林の愛護(芝口 常楠)		(74)
二十一、執筆家畧傳		(89)

上 覺 上 人

浜田 康三郎

疑ひもなくわが紀州の生んだ最も顯頭著な人物の一人であつたに係らず、上覺房行慈上人は古くからその郷国に於て甚しく余りに忘れられてゐた。上人の和歌「色葉集」の著書であることが、明治の末葉に佐々木綱信博士や山田孝雄博士によつて明にせられて以来、上人の名前は孝界の一部にこそ多少あらはれたようであるが、しかも尚上人の経歴なり・歌孝以外の功績なりについての、一層詳しい研究を公にしたものは極めて稀であり、上人の存在は一般世人の間には依然としてあまり問題になつてゐない様子であり、郷土研究の盛になつた今日になつても、まだ紀州の土地に於て上人の研究に特別に心を寄せてゐる人のあるのを耳にしないようである。

けだしさもなくとも今から七百年数十年前の人物であつた上に、早くから紀州の土地を出て京の高雄に登り、之が興隆に全力を致し、佛法の爲に生命をなげうつて盡さんこと、以外に他念のなかつた一代の高徳であつただけに、世上に広くその名を伝えることもなく、自然また研究の材料を遺すことも極めて少かつたからであらうが、さりとて口惜しい限ではある。

上人の研究に特に力を盡したと云う訳ではないけれども、とに角に旧稿を基として寄々に拾ひ集めた材料を附加へて、浅學非才をかへりみず、私が敢てこの上人に関する文章を草しようとする所以ものは、かうした貧しいものによつてなりとも、郷土の方々の上人に対する関心を、多少なりとも呼び起したいと思ふからにすぎないのである。穿鑿の不十分であり叙述のたどたどしいところは、何分にも御見遁を乞う次第である。

(二)

上覺上人、名は行慈上覺——上學・淨覺とも——はその房名（通称）である。高雄上人とも号した。久安三年（西紀一一四七年）に生れた。紀州有田郡の豪族湯淺氏の出であつて、明惠上人の叔父であつた。早くから京の高雄（京都梅ヶ畑神護寺（眞言宗）、和氣清麻呂の創設した海内屈指の靈刹。^{（八八五年）}仁和元年に文覺上人によつて中興された）の文覺上人に従ひ、同上人を扶けて功績頗る多く、同上人の歿後は其の上人の意志を繼いで高雄の興隆に全力をつくした。甥の明惠上人が父母を衷うや、九歳の秋から之を手許にひき取つてまづ佛法の入門を教へ、以来四十五年間終生同上人を陰に陽に指導し庇護してやむことがなかつた。上人は孝徳を兼ね備へてゐたばかりではなく、事務の才能にも優れていたもので、世間出世間の各方面に於て頗る重んじられたが、また文孝にも通じ・歌道に明るく『和歌色葉集』三卷・其の他数

種の名著をもこした。嘉祿二年（一二二六年）十月十九日子刻、高雄に於て入滅した。享年八十歳であつた。上人の小伝を先づ右のように記して置いて、以下次々に思いついた事どもを書き加へて行くことに仕よう。

上人が湯浅氏の出であり、明恵上人の叔父（明恵上人の母は宗重の第四女）であつたと云うことは、古くから傳へられてゐることであるが、其れ以上の詳しいことは一向にはつきりしてゐない。『紀伊國名勝圖會』に「上覺、一本明恵伝記に上覺上人を明恵の叔父と云へり。今系圖（湯浅氏系圖）を按ずるに此人なし。『愚管抄』（卷五）清盛熊野途中より引きかへす條に、「まだ宗重が子の十三になるが、紫革の小腹巻の有けるをぞ宗盛にはきせたりける。その子は文覺が一具の上覺といふひじりにや」と記してある。これによつてこれを考へると、上人の確な系譜は『愚管抄』——天台座主慈鎮和尚の著と云はれてゐるが、信じ難い。然し鎌倉時代初期のものであることだけは確かである——時代から、既に疑問となつてゐた訳なのである。『圖會』の編者（加納諸平）等は系圖を云々してゐるが、「湯浅系圖」は宗重の子供を全部漏れなく擧げてゐるのではないようである。一方に反対に「千葉大系圖」には、七郎宗光を叵瑤八郎常広の子で、宗重の所へ養子に來たのだと書いてある——節もあるから、系圖に漏れてゐるからと云つて、上人を宗重の子でないと断じる訳にゆかないであらう。とに角上人は湯浅氏正系の出であり、一族の人々から常に絶大な信頼と尊敬を受けてゐたに相違ないことは、上人と文覺上人及明恵上人等との間の関係や、其の他から推して考へても、容易に推察されるようである。因に上人は平治元年^{（一一五九年）}には丁度十三歳であつたのであるから、『愚管抄』の記事は年令の点から符合してゐるのである。上人が文覺上人の門に入つて紀州を離れたのは、何時頃の事であつたであらうか。一体文覺上人はどうした訳からか、湯浅氏とは早くから特別に親密な関係を有してゐて、宗重を佛門に導き入れて湯浅入道と号せしめたり、その伊豆に流されてゐた間にも宗重の頼しいことを、源頼朝に極力吹聴したりした程であつたのであるから、上人が同上人に随うようになったのは、案外早くからであつたのかも知れない（文覺上人も、もとは院の武者所であり、明恵上人の父平重国も武者所であつた。同上人は其後も湯浅氏との関係を年と共に一層親密にして、或は更に明恵上人を高雄に迎へたり、或は安世川庄地頭職を宗重の子宗光に譲つたりして、殆んど親類同様の間柄を保ちつゞけてゐた。同上人と紀州との関係はいづれそのうち稿を改めて、その大體を書綴つてみたいと思つてゐる）。

文覺上人が京都梅尾高山寺所藏の畫像などに記してあるように、建仁三年七月二十一日に六十五歳を以て日向に歿したのであるとすると——『大日本史』其の他に、^{（一九九九年）}正治元年に佐渡に流され、そこで食せずして死んだ。年八十と記してあるのは誤りである——上人は同上人よりも八歳の年少であつた筈である。上人は文覺上人の法弟であつたが、又當時の碩學であつた歡修寺二尊院の興然阿闍梨（理明房、文覺上人や明恵上人の師でもあつた）や、和泉阿闍梨源空等からも法を受けた。上人の名前は『眞言系譜』には高辨（明恵上人）と相並んで、文覺上人と共に興然の下に記されてあ

り、『野沢血脈鈔』には、一には源空の下高辨と定眞との上に、二には興然の下高辨と定眞との上に、三には高辨と相並んで実叡の下に記されており、『血脈上宏』には源空の下定眞と高辨の上に、又梅尾の古記によると『明恵上人の血脈・都賀屋流』には、兼助(和泉阿闍梨、改源空 伝授三十四 授五十七 陸奥守良兼子)の下高辨(付十三人、明恵上人)の上に淨覺房・号高尾上人、付七人』と註して記入せられてある。上人の名前は亦『後伝燈宏録』の、かの阿闍梨の伝記の中に「又附亮恵之伝於高雄山上覺」云々と、記されてあるのをはじめとして、『血脈類集記』や其の他の「伝記書」や「血脈書」等に屢々記されてゐる。

上人が當時如何に孝匠として斯界に重きをなしてゐたかを推察するに足る。上人の『付七人』の名前は、私はこれを明にしていない。たゞし直接上人の教を受けたものゝうちで、最も世に著れているのは甥の明恵上人をはじめとして、義洸房靈典(明恵上人法弟・高山寺池房開祖)・空達房定眞(同上・方便智院)等あり、また『東寺眞言血脈』の記すところに、淨光房定円・勝目房慶政・行智房慶政(行空の誤り)・実澄房辨海等があつた。

(三)

上人はこうして一方に孝匠としての修養を熱心に積み重ねながら、同時に又他方事務の才能に勝れていた爲に、各種の事業に上人(文覺)を助けて功績頗る多かつた。『東宝記』(卷一)講堂の条に、

「建久八年(五十一歳)依文覺上人之發起、高雄淨覺上人行慈專覺(惠眠の誤りか)房阿闍梨性賀(我)(右大將家護持僧もと高雄僧、後鎌倉に住す。正治二年寂年五十一)致奉行、佛像等令修補畢」の記事があり、興念阿闍梨の

第になる。同堂安置の諸佛体に眞言佛舍利等を籠め奉る記録の中にも、同じような意味のことが書かれてある。

上人の地位や手腕等は之等によつて、略推察することが出来るようである。

上人が高雄造営に於ては云うまでもなく、高野大塔の造営(建久年間)や西寺の塔の修理(同八年十月)等に於ても、師の上人の股肱となつて、盡すところが甚だ大であつたに相違ないことはいふまでもあるまい。『神護寺略記』の中に、上人が文治年中(三十九〜四十四歳)に絵師陀麻爲辰に托して、大師御筆第二寫本たる平岡御形像を以て八幡大菩薩の神像を寫し奉つたことが記されてある(明恵上人と佛師運慶一門や宅麿勝賀一門等との間に、早くからの深い関係は、上人が東寺營繕の仕事に奉仕を致した事柄などに考へ合せると、容易に首肯出来るようである「因に文覺上人が阿世川庄地頭職を頼朝から賜つたのは、『高野大塔造営奉行賞』の爲であつた」)。

上人はこうして高尾に京都に乃至は高野等に、常にその師の上人につき従つていたばかりでなく、同上人が勅勘を蒙つて、佐渡や対馬に配流せられたときには、高雄の居住が難しい爲に諸方に放浪し廻り、建仁元年に紀州の糸野で明恵上人に伝法灌頂を授けたのも、其の間の出来ごとの一であつたのである—— ながらなほ折りをみて「度々御供をし」、

遂には上人自身同じように「日向の国にも配流の罪過にあたり」、そこぞ師の上人の最後の世話をまでもなしたのであった。高山寺に藏する所の文書の断片に「先年於日向国上覺房、上人御房に伝授此印了、少分も無相違、日記在別」の字句の見えるのは、此の時の間のことであつたのであらうと思はれる。文覺上人が亡くなり、そして上人自身も罪を赦され、「高尾居住条蒙御宥免、時々参入無憚候」——假に後に記すところの高山寺所藏『明恵上人御消息』の中の一節を用ひる——ようになってからは、上人は「七旬に及んだ」老齡の身ながらに、多く高雄の山に住し、文覺上人の遺志を継いで高雄の興隆に全力を盡し、諸衆を激勵しつゞけると同時に、また一山の衆望を一身に集めていた。

「文覺は行はあれど覺はなき上人也。あさましく人をのり悪口の者にて、人に云はれけり。天狗を祭るなどの上人に云はれけり」『愚管抄』(巻六)などと早くから伝えられたくらいであつたから、上人はその師の上人から覺の方面においてこそは、教を受けることが割合に少かつたかも知れないが、行の方面においてはその感化を蒙つたことは、絶大でなければならなかつた。文覺上人が高雄振興のために、また「大師宮仕、無上菩提のために身命をすて」て努力を仕続けた事実を、眼前にまだくく見つめてゐた。上人は「行慈も佛天のおぼしめさん事をあふぎまいらせ爲、一切衆生身命を捨て、遂に日向に流されるまでに至つたのであつたが、しかもなほ「上人御房本懷之趣をば、身命をいくたび捨て候とも不退転候也」と云つて精進し続け、寺僧を勵して常に「當時住僧、忘上人本懷事、不異木石歟」などとまで称した。上人の高雄に於ける地位は上記の事柄以外に、承久四年(七十六歳)二月十四附の「応被返付神護寺庄々事」の院宜が、淨覺上人草庵の名宛になつてゐることや、同貞応元年に高雄の鎮守である平岡八幡宮の社殿を、下壇に移し奉つたことや、翌貞応二年初秋の頃明恵上人の爲に重ねて梅尾の契状を書し、並びに善妙寺の四至を定めて高山寺に附したことや、嘉祿二年(八十歳)九月二十八日、上人の歿前二十一日——附の若狭西津庄に関する文書に大法師行慈の署名あることによつて、一層明瞭なるやうである。更にまた歿後一年の嘉祿三年五月 日の日附になる、『高雄置文』(仁和寺記録)の第三条に

「一、不帶故上覺聖人房御下文之外、新給物等可被停止事」

の文句が見え、『神護寺略記』にも

「一、阿弥陀堂(文覺上人眞形)鋪。右京權大夫隆信筆。淨覺上人眞影一鋪。金剛乘院御靈御筆。阿弥陀供僧六日。文覺上人辨。大日供僧三口。淨覺上人辨。」

の一節が見えてゐる。當山中興の文覺上人と共に、其の眞影を阿弥陀堂に並べてあると云うのは、其の功績の並一方ないものであつたことを證するものでなくて何であらうか。この眞影、早くその所在を失してゐるのは遺憾の極みである。上人はこうして時に『高雄本願上覺上人』などとも称せられた。上人の遺骸は無論高雄の山に葬られたであらう

が、私はその墓の存在を知らない。同山の文覺上人の墓の側に小さい墓が二三あったように記憶してゐる。上人のものはそのうちの一個でなからうかと考へられるがどうであらうか。上人の筆跡にして神護寺に現存してゐるものに(同寺宝物目録による)、

『淨覺上人文書』二卷。紙数七十枚、四十七通。貞応元年・嘉祿二年等^(一一二二年・一一二五年)

『御白河法皇御幸記及地領等寄進之狀』等一卷、紙数九十八通。『建久元年十二月十六日御幸御幸記』筆者

上覺上人 『寄進狀』。貞応元年より元亨三年まで^(一一三三年)

などがある。上記『神護寺略記』や『大日本史料』等に収録せられてあるものは、いづれも此の中にあるものである。之等の文書は京都の恩賜博物館に寄託せられてあるので、時折その一部分を同館の陳列棚の中に見受けたことがある。上人の文字は頗る異色あり特色に富んでゐる。紀州有田郡阿世川庄に関する箇所は、とりわけて我々紀州の人間にとつて興味多く感じられる。

高山寺藏するところの消息一通は、『明恵上人御消息』と伝へられてゐるのであるが、内容や其の他種々の点から考へて、上人のものであらうと藤原猶雪杯も云つてゐられる。如何にもと私達のやうなものにも、よく領かれるようである。参考の爲に全文をこゝのせてゐることとする(括弧の中は抹消してある分)。

『一、自昔至于今、爲佛法爲衆生と存(候)外顧自身心不候也、先々東寺高雄辺に經廻し(はいあるき)、洛陽田舎之間猥雜し(あるき)候しも、併無上菩提之行と存候ひき、雖、所存相違(候)、今又高雄居住条、蒙、御宥免、時々参入、無憚候。本懷満足云々、雖然債思惟候処、當時居住無事不相応、而至于今者齡既及七旬、余命待朝暮(夕)常には末代作法を毎見には(□□毎度には)佛世之事、おもいやられて、正法の時をしはかられ候、佛法哀滅なげかしく候につけても、限一身て又人まねしたるやうにて、無詮遺過候。はん事思出候へば、事あたらしく被驚候て、物さはがしき様にのみ被存候。勸一善止一惡事もや候と、信心もうすく実心もなき境界に随順して、如醉人として片時も空罷過候事無益なりと思切候て、人里たちのきたる小山中、旧堂一字候辺に、(辺)結一草庵、一向に無縁のに空に心をやすめ候はんと存て候也。のりの道すきゆくのにやとらむと かりにそむすぶ草庵を

賢者志をのぶるに心眞へ如玉性心潔似(如)成金云々(と申事候)況佛子所居皆以無所住而住其心とさだめられ候へ。

くもりなく心の空ははれぬれば(うきくもをふきはらひつる大空は) 慈悲と智慧とや月日なるらん

□□即詠一首あつかりて恐悦』

(四)

上人が從來極めて漠然とではあるが、一般世人の間に最もよく知られていたのは、明恵上人の叔父としてであった。

上人と明恵上人との間の交渉は、かの上人の『伝記』や『行状』やその他には、唯僅にかの上人が九歳の秋に紀州の親類を離れて高雄に上り、上人の手許に引とられ、上人によつて佛法の入門である「俱舍頌」を習ったこと、十六歳の秋上人について落髪出家し、「具足戒」を授けられたこと(眞言伝の高辨上人の条に「いとけなくして高雄の文覺上人を以て師とす。後に行慈・文覺上人の弟子を以て師とす。彼の上人は勸修寺興念阿闍梨・灌頂の弟子なり……生年十六歳にして、行慈上人に随つて出家云々」と書き、『伝燈広報』後編「高辨伝」にも、『登高雄師觀智上覺、十六從行慈薙髮』と云う風に記して、上覺上人と行慈上人とを別人のやうに仕てゐるのは正確ではない)と、建仁元年(五十五歳)に紀州有田郡糸野の庵室で上人について「伝法灌頂」を受けたこと(同所の明恵上人卒塔婆にも此の事は特に記載されてある)と、貞応二年(一一二二年)に上人から重ねて梶尾の契状を書し、並に善妙寺の四至を定めて、高山寺に附せられた事等が見えてゐるだけである。けれども上人と明恵上人との間の交渉が、單に之等の文章の表面にあらはれてゐるだけのものではなかつたであらうことは、それが前後数十年の間に亘つてゐるものであることに、注意する何人によつても容易に推察し得られるところである。事実湯淺氏正統の長老であつたと同時に、文覺上人の後継者として高雄の実權握つてゐた上人は、二十六歳の年少者である甥の上人を九歳の時にその手許に引取つて以来、五十四歳の初冬に至るまで前後四十有余年間、蔭に陽に直接に間接に、之を指導し鞭撻し庇護して、やむことがなかつたのであつた。

明恵上人が我国の高僧中の高僧であつたことは、世人の夙に推奨して惜まない所である。しかも同上人をばよくあれだけの人物となし、あれ丈けの地位と名声とを受くるに至らしめたところのものは、宗として上人——並に文覺上人の、長年月に亘る有ゆる方面に於ける、絶大なる薰陶と感化と庇護と後援とであつたのである。

明恵上人の『夢の記』は、同上人が建久二年十九歳の頃から寛喜二年五十八歳頃までの間に見た、各種の夢の日録であるが、高山寺に現存してゐる数巻の中丈けにも、上人の名前は「上師」として各所に記入せられてあつて、上人の存在がどんなに彼の上人にとつて、大なる関心であつたかを明確に物語つてゐる。今参考の爲にそのうちのほんの一ヶ所のみを左に録しよう。

『一同(建・承久二年(一一九一・一一九二年)か十月)十八日初夜行法時、祈念并我事望蒙加被、其道場觀時得一好相、上師忽來箇盛砂

糖、汝利八寒八熱、衆生是故興之也 云々

一同二十四五日比夢云

持暑預甘葛奉上人又分小分 盛茶流
小器 置我所、義覺房持之散動巡行 云々』

砂糖が支那から多量に輸入せられるようになったのは、足利義満將軍以後で、其頃までは甘葛を砂糖の代用として、盛に利用したものである。暑預は山の芋・甘葛はあまかつらで、紀州の本草家黒田^山畔^山が早く唱道した通り、つたかづらの汁であるという。茶を盛って小器に流いだと云うところは、明惠上人と茶との關係を思ひ合せて、意味と興味の特に深きを覺へる。上人の名前はまた同上人の他の多くの消息や、所持などの中に所々に書入れられてある。

上人が高雄で入滅するや、明惠上人は特に上人の爲にその棺に、頂に光明眞言を・左側に三宝樓閣大咒小咒・右側に菩提場莊嚴陀羅尼・蓋の上に五秘蜜慢陀羅^密・その他を書つけて菩提をとぶらうた。

明惠上人は十八歳の頃までは、文覺上人の命によつて詩賦の稽古をなし、風月に嘯いてはその興味の深きに他事を忘れるほどであつたが、そのうち自ら非を知つて此の道を打捨て、其の後は雪月の節にひかれて、時々胸に浮ぶことがあつても、取合せて一首を作ることは稀であつたと云う。しかもその上人が不思議に和歌には終生異常な関心を持ちつゞけ、頓阿法師(百年程度後の人)の『井蛙眼目』に「都賀尾の明惠上人は此道教寄異他なり。仍て『新勅選』にも歌数多被選入、又自ら「遺心集」と云う集を書きて歌を集めたり」と記された程であつたのは、同上人の生れながらに持つてゐる詩人の性質の自らなる発露であつたのは云うまでもないが、又一には上人の感化による所のものも頗る多かつたのに相違なからうかと思はれる。

『明惠上人伝記』の中に、西行法師が常に來て物語りして「我歌を詠むは遙に尋常に異なり。華郭公月雪都て万物の興に向つても、凡所有相皆是虚妄なる事眠に遮り耳に満てり。尚読出す所の言句は皆是眞言に非ずや。華を読めども實に華と思ふ事なく、月を詠ずれども實に月と思はず、只此の如くして焉に随ひ・興に随ひ読み置く処なり。云々」と云ひ

山深くさこそ心はかよふとも すまで哀れは知らぬものは

の一首を示したよしを、「喜海その座の末にあつて、開及びしまゝ之を注」してある。たゞし西行法師は建久元年(法師七十三歳・上人四十四歳・明惠上人十八歳・喜海十三歳)二月十六日に寂したのであるから、同法師がそんなに度々高雄へ來たと云うのは、無論文覺上人なり・或は明惠上人を目あてにしてではなくして、上人を相手に歌がたりをしうとしてであつたらうと想像せられる。上人が當時和歌の道に於ける高名な人物であり、顯昭法師などとも極めて親しかつたことなども考へ合せて、私はそう解釋したのである。『新続古今和歌集』卷八釋教歌に収められてある

「上覺上人の許より、見る事は皆常ならぬうき世かな 夢かと思ゆるほどのかなさ」と申したりける返事に

長き夜の夢をぞ夢と知る君は 覺めてまよへる人を助けむ

と云う贈答は、東洋文庫所藏の『明惠上人和歌集』に、「同 嘉禄二年^(一二二六年)（大日本史料に元仁元年と註してあるのは誤であ

らうと思ふ）七月二十一日に、上人御房をほせよりつかはさる」との前書あり、明惠上人の返歌第三回「知るや君」になつてゐるものである。嘉禄二年七月二十一日は上人の歿日、拾月十九日に前立こと僅かに三ヶ月弱であつた。

明惠上人から上人に宛てゝ送つた書状二通、一は『建仁寺文書』に、他は高山寺所藏の『上人伝記拾遺』にそれぞれ収められてあり、共に『上覺御房』と宛名してある。高山寺所藏の有名な茶の葉の進呈文一軸は、『高雄上人御房』であつて、史料には文覺と註してあるが、私はその署名が「高辨」であるところや、その他から推して、やはり上人に宛てたものではないかと思ふ。高辨の名はかの上人三十七八歳以後のものであつたからである。

(五)

上人はまた『和歌色葉集』三卷・その他の著者として、我が国の文學史上に大なる功績を遺した。『和歌色葉集』は久しい間、或は顯昭法師の著と誤り伝へられ、或は著者不評として偽書視せられてゐた。本居豊顯氏監修・室松岩雄氏編纂『歌學文庫』第五卷（明治四十五年三月）には著者不詳として——解説なし——収載せられてある。同書が上人の著であることは佐々木信綱博士や山田孝雄博士等の研究によつて、漸く明にせられたものである。同書の内容その他については、佐々木博士の『日本歌學史』と『和歌史の研究』や、福井久藏氏の『大日本歌學史』などに委しく紹介せられてあるが、参考の爲に大要を左にかいつまんでみることにしよう。

『色葉集』三卷は全編の趣向を『大鏡』にならつて、北山隱士なるものが「結縁菩提講」聽聞の爲めに雲林院に詣で、さる一人の老体の入道が旧知の老翁に乞はれるまゝに、導師を待つ程捧物をあつむる間、その伴ひ來つてゐた孫の若冠のために、「和歌の色葉」制作の手本を物語つたのを聞いて、且は愚意の廢忘に備へ・且は初心の童蒙をすゝめんがために宿坊に馳販つて、早筆二注釋したものとなしてゐる。

編次を分かつこと八、第一の和歌縁起には和歌の起源、六義五句・字余り等を説き。第二の種々名体には短歌・長歌・施頭歌・混本歌等諸種の歌体を。第三の避病次第には和歌の病を去る道を。第四の詠作旨趣には作歌の主旨及び歌会の次第・返歌の様式等を説き。第五の撰抄時代には勅撰私抄・口伝物語等、當時伝つてゐた歌書の簡單なる解説をなし。第六の名譽歌仙には古来の作者四百五十七人の小伝を掲げ。第七の通用名言には天象・地儀・海水等十門に分つて異名や語釋や地名等を集め（以上上卷）。第八の難歌会^解積には、万葉・伊勢乃至古今後撰等の諸書から、約三百二十首の難歌をぬき出し、私事口伝等を釋明してある（以上中・下卷）。鰯刻物で菊判二段組二百二十四頁に及べる大著である。全体として必ずしも獨創に富んでゐるとは云い難く、當時一般に行はれてゐた思想なり・解釋なりを、そのまゝに説いてゐる。

るのにすぎないようであるけれども、とに角從來の歌學を大成せる觀あり、和歌に関する一種の百科辞典の体裁を備えてゐるが爲に、古くから諸人に珍重せられて、斯界を利すること頗る大であつた。書名は『和歌の初歩—ABC』の意味をあらはすものであるから、本来は無論『いろはしふ』と読むべきものであらう。此の書は建久元年乃至七年若くは九年(四十四—五十二歳頃)に完成せられたものであらうかと、佐々木博士は考證してゐられる。上人は此の集の草稿を、先輩の歌僧顯昭法橋に示したところ、同法橋はこれを通讀して大いによるこび

『……三卷髓腦六義肝心也、扇喜撰の風追能因之跡、不堪感』と跋し

難波津のそのくもりもあらじかし 書きあつめたるきよき玉藻に

と云ふ一編を書き加へた。上人はまた此の和歌抄三帖を院の御覽に供して御感を蒙り、御物に収められたばかりでなく、他に歌舞一通・草木八帖をも院撰(院宣)を奉じて撰進した。事の次第は同書の巻尾に添付せる右中辨長房(參議光長の子、後に民部卿・出家して明惠上人の弟子となり慈心房覺眞と称した。高山寺の創業には尤も盡力下した人で、明惠上人とは極めて密接な關係を有した)と、その舍弟刑部權大輔宣房との往復文書に明かである。

本書の古寫本には、奈良橋井氏の所藏に嘉祿四年(一二三八)九月書寫の零本一冊あり、年代の尤も古い稀觀本である。そのほかに内閣所藏文庫のもの(もと林羅山藏本)・品田守信所藏のもの(もと東山文庫本)・及圖書寮所藏のもの(もと桂宮御本)等がある。刊本には寛文五年(一六六五)刊行のものがある。内閣本・東山本によつたものである。難波翰林堂より出せるものは、寛文刊行の板本を購ふて、見返しに顯昭阿闍梨選定云々の文字を猥りに書添へて再版したものである。『歌學文庫』に翻刻せられたものは、いづれによつたのであらうか。私の被見したものは半紙判の九冊もので、出版年月や発行所杯の記入がなく、『歌孝文庫』のものよりは大分正しいやうであつたが、なほ「誤多之」憾があつた。異本を板合した書入れが可なり有つた所を見ると、まだ外にも別な板本があるのであらう。とに角七百五十年近く以前の書物のことではあり、後人の加筆も多ければ伝寫の誤りも、少くないであらうと思はれる。

上人の別著である『歌舞一通』や『草木八帖』等が名ばかりが古くから伝はつてゐて、其の書の伝はつてゐないのは遺憾である。『色葉集』の例から推して必ずしも獨創的なものであつたに相違ないと断言し得ないにしても、先づ相當以上の價值を有するものであらうと、想像して甚しい誤はあるまいと思はれる。上人の和歌にして今世に遺つてゐるものは、前記の明惠上人との贈答歌一首——と強いて数へて『明惠上人御消息』中の二首と——ばかりである。

何にはしても、一方に於て日夜佛法の修業にいそしみ、多忙な事務に煩されてゐ乍ら、猶かつ『和歌色葉集』の如き大著をものした、上人の歌道に於ける造詣と、その熱心振は想像するに余りある。上人が當時の歌壇の旨宿であつた顯

昭法橋の激賞を受け、更に院の叡感を蒙ったのは當然であるが、この事実はまた同時に他面、上人が當時の歌壇に於て、如何に重要な地位を占めてゐたかを示すものであると云はねばならぬ。上人の名前が教界に於ては云うまでもなく歌壇に於てまでも、過去数百年の間全く忘却の中にあつたことは、まことに氣の毒に堪えない事柄であつた。

主要なる参考書目

(昭和七、五、二二五)

日本歌學史

(佐々木信綱氏著)

和歌史研究

(右 〃)

大日本歌學史

(福井 久藏氏著)

梅尾山高山寺明恵上人

(村上 素道氏著)

大日本史料

(第四編之五、八、九、補遺・第五編之一、三、四、七等)

国孝院雜誌

(第十六卷五号 山田孝雄氏の「帝国圖書館藏貴重書籍『水原紫明抄』と云う

かはせみ

ものにつき論じ孝界の弊風を戒む」)

(第二十八、三十、三十六号) (昭和七・七 「紀伊郷土」 第一号)

上覺上人・追加

浜田 康三郎

(本紙前号所載の拙稿「上覺上人」について、思ひがけず山田孝雄博士と中野達恵氏とから懇切なる示教をたまはつたことは、私の誠に望外の喜びである。とりあへず示教の大畧を特に乞ふて、以下に記して前稿の追加とすることに仕た。此の上ともに何彼と御心付きの点、叱正又は報告を仰ぎたく、大方の諸君子に願ひしてやまない次第である。)

歌學文庫本の『和歌色葉集』は、林羅山旧藏の内閣文庫本によつたものである。同書は山田孝雄博士が本居清造氏に話して出版方をすすめられたのであるが、まだその頃は上覺上人の著であることが一般に信ぜられてゐなかつた爲めに、一切を黙殺してあのまゝの姿で——著者を不詳とし、解説も添えずに——世に出されたのである。

九冊本の版本は古来世に最も多く行はれたものが、甚しく不正なもので、後人の増補も少なからず、且つ跋文に顯昭の名が見えてゐるので、却つて世人の疑をまし、之が爲に早くから『色葉集』偽作説が生じ、これを故藤岡作太郎博士

等も主張し、久しい間一般にしか思ひ倣されてゐたのであった。然るに山田博士は跋文に、顯昭が自分をば此の著者が頻りにほめてゐるけれども、自分はそれほどの者ではないと云つてゐるのであることを指摘し、跋文をも読み極めずして、偽書説を唱へることの大早討なるを主張し、事の次手に国孝院雜誌(明治四十三年五月十五日号)所載のかの論文の中に、『色葉集』が上覺上人の作であることを断定せられ、自来同書の上人の作なることが漸くにして孝界に認められ、今迄は偽書説に在^{左加}担してゐた人々も、遂に之を肯定せざるを得ざるに至つたのであった(同書偽書説や山田博士の論文等に関しては、佐々木信綱博士の『和歌史の研究』所載「和歌色葉集に就いて」の中に、詳しい説明が記されてある)。

上覺上人のことは從來殆んど全然世人に知られてゐず、現に吉田東伍博士の『大日本地名辞書』には、同上人の名は悉く文覺と改められてあり、また『史籍雜纂』収載の「高山寺明惠上人行状」には、上人の名の下に(文力以下同)」と注されてゐるような状態であつた。

山田博士が『神護寺文書』・『愚管抄』・『元亨釈書』・『湯浅系圖』等の諸書によつて、はじめて上人の存在を明にし、之を學界に發表せられたことは、郷土人として私達の特に深く感謝しなければならないところである。

奈良橋井氏より出でたものは中巻のみで『万葉集伝授秘書』といふ題目あり、『色葉集』の中巻たるものとは知らずにあつたのであるが、大矢透氏が見て来られて話があり、博士等が種々精査の結果、その然ることが明になつて、こゝに『色葉集』偽書説は全く消滅すべきことになつたのである。此の書はその後「大阪朝日新聞社」の上野精一氏の藏に販した。間接にはあるが目下お願ひ中であるから、そのうちに同氏の許から本書に関するなにかの報告書を得次第、追加の追加ををなしたいと思つてゐる。

上覺上人の遺跡については、中野達慧氏は高野山大學内密教研究会発行『密教研究』第四十二・四十三号の両号に連載せられた、同氏の『明惠上人と其師資』(未完)の中に、所々に言及せられてあり、第四十三号の分には特に「高雄上人、上(又云淨)覺房行慈阿闍梨の略歴」なる一項を設けて、その生涯の概要を四頁に涉つて説いてゐられる。上人の教界に於ける地位や紀州の土地との間の関係などは、その数多い引用の抄物によつて一層よく分明するようである。中についても『相応経灌頂事』の「建久五(一一九四)年六月十九日(上人四十八歳)於紀州有田郡崎山奉伝授畢、定眞」や『内護摩事』の「建保五(一二二七)年六月十九日(七十一歳)於紀州有田郡崎山伝授了、七十一、愚僧四十四也」や『不動護摩次第』の「建保二(一二二四)正月六日(六十八歳)有田郡糸野道成寺□(對か)淨覺坊奉伝授了、隆辨法師」等の如きは、内崎山の伽藍興造が承元二(一二〇八)年冬(六十二歳)であり、糸野の明惠上人遺跡卒塔婆の銘が、「建仁二(一二一〇)年壬戌(五十六歳)付淨覺上人入檀灌頂処」となつてゐる事柄等と対照して、興味の特に多きを感じる。中野氏は来年の二月に發表せらるべき此の論文の続稿に、『上人の血脈譜』やその他を一層詳しく書加へられるそうである。上

人の研究上に絶大なる貢献をなすべきものであることは、多言を要しないであらう。なほ同論文には西行法師の歿年を建久九（一一九八）年としてゐる。これによると同年にて法師七十三歳・上人五十二歳・明恵上人二十六歳・喜海二十一歳になる勘定であるから、前号所載『明恵上人伝記』の記事は一層都合よくなる訳である。

（昭和七年十月 「紀伊郷土」第二号）

湯浅宗光

浜田 康三郎

紀伊有田郡の土豪湯浅宗光のことは、古くから世にやゝよく知られてゐる（『ますほのすゝき』・『紀伊続風土記』・『紀伊国名勝圖会』・『和歌山縣有田郡誌』等）。彼は武人としても又統治者としても、特に傑出した材能を有してゐたと云う訳ではなかつたやうであるが、安世川庄に関する古文書や明恵上人の伝記書の中などに、其名が屢々見えてゐるので、早く人々の注意を曳いたのであつた。然し何分にも今から七百年も昔の人物である上に、他にこれと云う程の史料ものこつてゐないようなので、詳細な事跡が未だに不明であるのは遺憾である。彼の経歴にはかなり波瀾があつたようであり、それに有田郡の各地方には現代も猶彼の後裔と称するものが、少からず存してゐるのであるから、十分に注意してゆけば興味の深い発見もあるに違ひなく、此の地方の歴史を理解する上に、参考となる所が甚だ多いだらうと思はれる。篤志の方の今後の研究を衷心から期待してやまない次第である。遽かの思ひ立ちから甚だ粗雑で恐縮千万であるが、以下に彼に関する簡単な感想めいたものを書綴つてみることにする。

○

『湯浅氏系圖』（続群書類従）には湯浅宗重に四男七女があり、男子は嫡流太郎宗景・次男流次郎盛高・三男流六郎宗方・四男流七郎兵衛宗光の順であつたと見へるが、最近中西正雄先生が發表せられた上山英一郎氏所藏の、『湯浅氏系圖（有田郡先賢伝記第一輯）』には、宗重の男子は以上四人の外に、宗景の次に宗正（廣弥太郎、承久乱時参京滅亡畢）を、盛高の次に淨覺（行慈上人）を加へ入れて、合計六人あつたようにしてある（淨覺房行慈上人は從來名のみ伝へられて、その出所の判明しなかつたものである。嘉禄二年寂^{（一二二六年）} 壽八十 本誌一・二号所載拙稿『上覺上人』参照）。いづれにしても、之等の系圖によれば宗光は宗重の末男であつたのに変りはないのであるが、之に對して『千葉大系圖』（大日本史料）には、彼を千葉大夫常兼の季子常廣の子で、宗重のところに養子に來たのであるとして、

常廣「匝瑳八郎居城下総国匝瑳郡^{ささき} 子孫繁多 惣号匝瑳黨」——宗光「湯浅兵衛尉^{（一二七五、七五年）} 安元年中爲紀州湯浅庄司

平宗重（或重国）養子也、実父常廣爲下総国匝瑳郡司、此郡内南庄者、爲紀州熊野神領（南庄松山郷造立熊野三社今尚在矣）宗重在紀州掌之、常廣亦下総国熊野領下司職相承之、以是雖隔国、宗重與常廣令進退領掌焉、因爲宗光於養子（宗重有長子、入釋門、山州高尾梅尾寺住高辨是也）讓與本領紀州相弓川（又弓作瀬）庄也、承元四年（二二〇〇年）実朝公以宗光、補相瀬川庄地頭職矣」

と説明してある（安元年中は西紀一一七五、六、七年）。この説明は宗重をその女婿（四女の夫）平重国（明恵上人父）と混同した所などもあり、頼りない感がせられないでもないが、當時の湯浅氏と熊野山の關係を想像せしめるものがあり、大ひに参考とすべきであらう。なほ『続風土記』その他に、彼は時々崎山七郎兵衛宗光、又は石垣兵衛尉宗光とも記されてある。崎山と云うのは彼が最初田殿庄井口内崎山に住してゐた（後、その姉宗重の嫡女崎山兵衛良貞と婚するに及び、所領の關係上邸宅を交懐して良貞の旧宅、勝摩山に移ったのであると伝へられてゐる）からである。又石垣といふのは同庄を知行してゐたからであつたらう。

○

『源平盛衰記』卷四十「維盛入道熊野詣附熊野大峰の事」の中の、壽永三（一一八四）年三月平維盛が熊野参詣の途中、宗光に出會つたの折の条にいふ。

岩代の王子を通り給ふ。其辺にて狩装束したるもの七八騎ばかり会ひたりけり。敵の来たり嫺捕らんずるにやと、各腰の刀に手を懸けて自害せんとしける程に、はらはらと馬より下り深く平らみて通りけり。見知りたる者にこそ誰ならんと浅間しくいぶせく思ひ給ひければ、いとど足早にぞ指し給ふ。當国の住人に湯浅權頭入道宗重が子息湯浅兵衛尉宗光と云ふ者也。郎黨どもも奇しげに思ひて、「此道者誰人にて御座し候ふぞ」と問ひければ、宗光「あれこそ平家の故小松大臣の御子に權亮三位中將殿よ、一門の人に落連れて西国にこそと聞き奉りしに、如何にして屋島よりこれまで伝ひ給ひけるやらん。小松殿の御時は常に奉公申して御恩をも蒙り、此殿をも見馴れ奉りたれば、近く参りて見参にもと思ひたれども、道狭き御身となりて憚り思召す気色あらはなりつればさて過ぎぬ。あな痛しの御有様や、替る代の習とはいひながら心憂かりける事かな」とて、馬を留めてはらくと泣きければ、郎黨どもも皆袖をぞ絞りける。

この記事によつて、彼が既にそれまでに、平家の全盛時代に京都に出で、重盛に仕へたことがわかる。維盛一行の落ちて行くのを呼び留めて湯浅へ迎へるだけの決心は、咄嗟の場合つかなかつた——湯浅氏もまた、當時の多くの他の地方豪族の例にもれず、その日その日の風の吹き具合に任せて、今日は平家に明日は源氏にと云ふ風に、どちらにも忠勤を勵んでゐたようであり、この翌四年には彼の父宗重は、同じ重盛の子丹後侍從忠房を奉じて湯浅城に籠り、熊野勢を

相手に一戦を試みた——のであらうから、これを下馬して見送ったのが、その折の彼のせめてもの好意であつたのであらう。因みに壽永三年には、彼の兄淨覺上人は三十八歳であつたのであるから、彼はもう相當の年配になつてゐたであらう。

○

宗光は宗重の末男であつたけれども、少くとも晩年には其の所領は兄弟の中で最も広く、従つてまたその勢力も一族の間で最も強大であつたようである。宗重の嫡流太郎宗景がその長子宗弘以下子孫相次いで湯淺の石崎に住して、世々湯淺を領し、宗弘の弟景基及びその子孫は、田村に住して田・柞原・吉川の地頭であつた。等々(『高野山通念集』巻七に、海士郡木本庄は湯淺權守宗重が七箇所の本領の内であつたと書いてある。湯淺氏の所領は有田郡外にも可なりあつたのであらうと思はれる)と伝へられてゐるのに対して、宗光は安世川・保田・田殿・石垣河北・芳養上(西牟婁)等諸庄を領してゐたからである。けれども彼の一生は決して始から終りまで無事平穩であつたのではなかつた。

記録に見ゆるところによると、彼は建久八(一一九七)年十月文覺上人から安世川庄下司職を譲られたが、翌々年正治元年(一一九九)三月文覺上人が勅勘を蒙つて所領を奪はれるに及び自然に其職を失ひ、八月五日には中納言家政所より下文を以て安世川庄地頭職代官湯淺宗光の狼藉を停止せしめらるに至つた。然し其の後鎌倉幕府に対して頻に嘆願するところがあつたので、遂に承元四(一二二〇)年二月拾日同幕府から改めて新恩に准へて、安世川庄地頭職に補せられた。迎へて承元元(承久のこと)年八月十六日(西一二一九)熊野山の訴によつて対馬に流され、尋で九月十六日、その子左衛門尉宗成(宗業のことであらうか)を以て、父の所領を知行せしめられたが、間もなく同三年閏十月十二日に幕府から、紀伊國安世川・保田・田殿・石垣河北・芳養上庄等地頭職を安堵せしめられた(『大日本史料』・『続風土記』・その他)。

一体この阿世川庄(阿豆川・阿瀬川などとも書くが、ここでは便宜上安世川に一定して置く。後の山保田庄、今の安諦村・清水村・五村・城山地方)は、本来は高野領ながら湯淺宗重がはやくから之を私領してゐたので、建久八年に文覺上人が高野大塔堂造榮奉行の賞として、鎌倉幕府から下司職を授けられるに及び、同上人は其職を宗重の末男宗光に譲つたものらしい(文覺上人が兼面(かねて)湯淺氏と關係が非常に深く、宗重は同上人によつて出家をし、宗光の兄淨覺上人及び明恵上人も亦同上人の法弟となつてゐた程であるから、かうしたことしたのであらう)。従つて文覺上人が勅勘を蒙つて佐渡の配流せられた後になつても、宗光はどうしてもこの庄を手離ししてしまはうとはせず、どこまでも新しい領主に対抗し續けて、遂に鎌倉幕府に縋りついて地頭職を物にし、爾来數百年間子孫連綿として、此の地を領するに至つたのであつた。『東鑑』^(二〇)承元四年二月十日の条に

「紀伊國安世川庄地頭職者故大將軍御時、爲高野大塔造營奉行賞、賜高雄文覺房訖、御素意被退彼一身之处、此

間湯浅兵衛尉宗光称得上人讓状、望申安堵御下文、被經御沙汰、以件地頭職、不申子細、無左右難讓補、輒不可被許容之由、雖被仰之、宗光爲御家人、有其功之上、准新恩、可然給之旨頻愁申、今日被成政所御下文云々」と見えてゐる。宗光が安世川庄地頭職を獲取せんが爲に、どんなに苦心をこらし、努力をなしたかが推測せられる。

此の間の詳しい事情はもとより分明ではないが、大体の様子は其の頃の明恵上人の紀州に於ける住居のあとを追ふことによつても、想像するに難くはないようである。伝記書には上人は建久九年(一九八)の秋高雄を出でて、紀州白上峰に再度籠居をなし、そのところの猶人里に近く修行の煩あることを厭ふたとき、宗光がその知行の処である石垣の山の奥、人里二十町ばかり隔てた筏立の地に草庵を構へて招聘したので、ここに移り住すること兩三年に及んだのち、同じ宗光が石垣庄糸野の自分の館の内、成動寺の後に兩三の草庵を結んで召請せるに依つてその所に入つたが、偶々石垣の地頭職違乱事出来したため、保田庄星尾の宗光の邸に移り、ここで渡天竺の計画を進め、春日大明神から神託を賜はつた。

元久元(二一〇四)年頃、在田の一郡地頭職悉く以て違乱し、上人の親属等は勅勘を蒙つて関東に召下れたので、上人は糸野を出でて田殿庄神谷に移つた。翌二年春の頃、一郡の親属地頭違乱の後、未だ其の職に還補せられざるの間、諸人安堵せず高雄又中絶せる故、再度渡天竺の志を起したが遂げなかつた。秋頃になつて紀州の奄所地頭職掠め申す人在つて他領になり、むつかしき事あるに至つた爲に、また梶尾に還住したと云ふやうに記されてある。僅に五六年の間に一度ならず・二度ならず、出家の身である上人までが「地頭職違乱」の爲に、その住居を移さねばならなかつたのであつた。此の間の争闘が如何に猛烈なものであつたかと思ひやられるのではない。石垣村附近の口碑では、上人は筏立の草庵にゐた終頃、土地の住民のために激しい迫害を被つて、留つてゐるにゐられなくなり、遂に糸野に遁出したのである(その報によるのであらう)。今に同地方では云々と云ふ話もあつたように記憶してゐると伝えられてゐる。上人の生まれ故郷であるにかゝわらず、其地方の住民が上人をそんなにまで迫害したといふのはたゞ事ではない。「地頭職違乱」の事実を思合せて、はじめて首肯し得られる事柄であらう。

承元四年(二二二四)になつて宗光が鎌倉幕府から新恩に准へて、改めて安世川庄地頭職に補せられたのは、かうした血みどろな争闘を長い年月の間、続けてきた後であつた丈けに一層有難い恩命であつたであらう。そして其の時以来、郡内に於ける彼の威勢は急激に増大したに相違ない。彼が承久元年に熊野山の訴によつて、対馬(文覺上人最後の配流地であつたのも、奇縁と云へば奇縁であつた)に流されたのは、どんな事柄があつたためであらうか。「三山の神輿参洛の由飛脚参上の間」急にこの処分があつたと云ふ事であるが、それと殆んど同時にその子宗成を以て、父の所領を知行せしめられて居り、且つ彼自身僅に二年の後、従来の地頭事に還補せられてゐる所を見ると、さまでの大事件ではなかつたのであらうと思はれる(是等の事実を承久の乱の時、彼の兄宗正が京方に参じて滅亡し、又熊野法師の多数が同じく京方に

加はつて戦後最も重き罪科をうけた事実や、さては後鳥羽上皇が一時難を、梅尾の明恵上人の住寺にさけられたといふ口碑や等、対照させて見るのは余りに穿ちすぎるであらうか。

○

宗光が彼の義兄崎山兵衛尉良貞(元久元年十二月十日逝去)と相並んで、其の甥明恵上人を早くから保護し、其の後援者として最も多く力を致したことは、上人の伝記書を読んだ誰もがよく知つてゐる所である。

上人の親属及其家人等は、當時有田郡内の至る所に散在してゐたといふが、それらの人々の中で上人にとつて最も心強い頼りとなつたのは、云ふまでもなく此等二人の姨父であつた。彼は上人が早く八歳で孤子となつた時、之を手許に引取つて暫くの間養育したとも云はれ(一八九八年)、「崎山氏古文書」、その他。但し正確なことは不明で、崎山良貞が引取つたようにも伝へられてゐる、建久九年上人が紀州に再度の籠居をした際、筏立に草庵を構へて招請してより以来、引続き数年の間糸野や星尾等の邸内に舘り、住す可き所のなくなつてゐた上人及びその法弟達(淨覺上人もその間時々明恵上人に附いてゐたようであつた)を迎へて扶養した。彼が上人等をそんなに好遇したのは肉身の甥である上に、最初の間は安世川庄下司職を譲つてくれた文覺上人に対する義理などでもないではなかつたろうが、彼はやがて上人の比類なき高德に感化せられ、家族一同打そろつて最後迄敬虔な信仰を捧げた。

彼と上人との間の關係については記す可きことが多々あるが、中に就ても建仁のはじめ頃以来数回、彼の妻室が奇病で悩んでゐたのを憐み、上人が糸野の草庵で加持をして之を平癒せしめ、彼等夫妻が感激の余り華嚴一宗の章疏を書寫して上人に奉り、彼の妻が自の資具調度を捨てゝ、善財善知識曼荼羅を圖會せしめし事や、建仁三年正月二十六日午剋星尾の彼の邸宅に於て、彼の妻室楠氏(『春日權現驗記』による、十九歳)に春日大明神が神憑りして、上人に渡天竺の計画を諫止した事などは、事柄が事柄であるので特に興味深く感じられる。その妻室(糸野の妻室も星尾の妻室もどちらも懷妊中であつたと記されてあるから、多分同一人であらうと思はれる)と云ふのは十二歳の頃、親頻り靈物を見てより以来不思議な病氣に悩んだり、奇怪な発作を起したりばかりしてゐた變つた人物であつた。

○

上山氏所藏系圖には、宗光の法名を淨心と書入れしてある。施無畏寺所藏の国宝紙本墨書『明恵上人袖判置文』一卷の巻尾、署判を加へた湯淺氏四十九人の人々の筆頭に「沙弥淨心(花押)」としてゐるのは、然らば彼宗光なのであらうか。もしそうであるとすると、この年(寛喜三年)は明恵上人五十九歳、彼の二男宗業三十六歳であつたのであるから、彼はもう随分な老齡に達してゐたにちがひはない。所領の大きさから考へても・年齢の順から考へても、彼は其の頃は一族の中で最右翼の地位にあつた筈である。

系圖によれば、彼には四男三女があつた。男子は太郎右衛門宗基（石垣左衛門尉）・保田次郎左衛門尉宗業（法名智眼）・安世河三郎左衛門尉宗氏（法成佛）・柿田法橋宗等の四名が之であつた（承久元年九月（一二一九年）宗光が対馬に流された砌、幕府から父宗光の所領を知行せしめられた左衛門尉宗成の名は、どの系圖にも見當らないが『高山寺縁起』に、宗光の子息左衛門尉宗成が星尾に伽藍を建立したと記してあるところから推して、保田次郎左衛門尉宗業のことであらうと想像せられる）。之等の男子は何れも早くから明恵上人に深い信仰を寄せてゐて、宗基・宗業・宗氏の三名は前記施無畏寺所藏『高辨袖判置文』の巻尾に署判を加へてゐるばかりでなく、特に宗業は上人から「智眼誠心」なる法名を授けられ、多分其の最後の病床に持し、後年には春日大明神降託の靈跡を記念するために、父宗光から譲られた星尾の屋敷を去つて三宝に寄進して、星尾寺（今の神光寺は其の一坊）を創建し、宗氏は上人の法弟義林房喜海が上人誕生の所であると云ふので、吉原に歡喜寺を建立した時、上人の遺徳を敬重する故に、同心合力して土木の功を営んだ。彼等は更にそれぞれ多数の子孫を遺し、郡内における湯浅氏の勢力を一層隆盛にした。

（昭和十一年二月 「紀伊郷土」 熊野号）

豊公割粥の物語に対する私考

井村 義丸

明治四十一年二月（一九〇八年）の上旬頃であつた。大阪市内の某中孝校から、高野山の金剛峯寺に宛てゝ一通の書状が舞込んで来た。その文に曰く

拝啓 益々御清穆奉賀候。扱て突然には候得共、左の件相分らず候に付、甚だ御手数乍御回答相煩度候。

昔秀吉登山の折 割粥を出した時、秀吉の曰く「高野山には白なきものなるに、如何にして此割粥を造りしや」と云へりと ものに見えたり」。其高野山に白なき理由を御聞かせ被下度候。早々

此照会に対して金剛峯寺からは、同月二十六日付を以て左の回答を發してゐる。

豊公登山せられし時、割粥を出せしと云ふ事は書物に見えたるに、其白なき理由を御尋に相成了知。然るに右割粥云々の事は、當山の記録等に見當り不申。随つて白なしと云う事、何によりて云伝へしか判明不致。尤當山には耕地とは無之故、農家に用ひるすり白は無。之そこらより起りしことには無之哉と被考候。不取敢御

回答迄 早々

結局割粥のことも白なしの諺も、高野山では何等判明してゐないと云う事になつてゐる。抑も此の「豊公割粥の物語」は、既に當時の国定教科書に登載せられ、位人臣を極めた豊公が美談として、普く人口に膾炙してゐたことは周知の通りであるが、之れは江村專齊翁の語を輯録せる『老人雑話』と云う書物に出てゐるのを引用したものであつて、即ち原文は左の通りである。

太閤高野山へ参詣の時割粥をすゝめよと宣ふ。暫くありて料理人調へて参らす。太閤喜んで曰く、高野山には白なき所なり。「我割粥を食はん事を知りて持来る料理人才覺の至也」と云ふ。実は持来らず、俄に多人数にて姐の上にて刻み割粥とせり。後に咄のついでに申しければ、大ひに怒りて曰く、「無くばなしと云ふて、常の粥を出さんに何の子細かあらん。我力にて一粒づゝけづりて食ふも心のまゝなれども、左様の驕たることはせぬものなり」とて怒られしとぞ。

豊公登山の記事は高野山の史上に明瞭に遺されてゐるが、さて割粥の事には一言半句も及んでゐないのみならず、近世割粥てふ言葉すら耳にしたこともないので、之は他に何か隠れたる記録でも残つてゐるのではないかと、種々心當りを調べて見たのであるが、余の寡聞は不幸にして未だ何等其の資料に接することのできないのは甚だ遺憾である。併し豊公の當時割粥なるものが、一般に食用にされてゐたことは、他の文献によつても察知することができる。例へば『利家夜話』の中にも割粥なる文字が記されてゐる。

太閤様御他界の儀、いつともなしに知らせ申間敷由、上意にて五奉行衆誓紙をかゝれ申候由に候、石田治部其判を仕たる手にて宿へ用所有之とて、次の間へ出状箱を求め書状認入、利家へ御知せ申上候、爲御心得申進候由なり。大納言様いつもの通御使者被上御機嫌伺候処に、浅野彈正殿御返事に、御他界被成候て、晝の事なるに今朝も割粥を被召上候由申参候云々。

然らば豊公登山の際に於ける高野山側の記録としては、如何に伝へられてゐるか。「高野春秋」文禄三年の條に拠れば（原漢文 註省略）

三月三日 秀吉公卿諸侯を以て登山、青巖寺に入御せらる。應其善美を盡す、公禄物を賜ふ。供奉の宮・武・歌人・舞黨毛舉に遑あらず（中畧）。公手自ら春巖貞松大禪尼公（母公）の剃髪を佛前に御納して拝礼せらる。（中畧）。

四日 法門を御聽聞せらる。公の曰く「弘法の定後已に七百余の歳星を経たり。故に諸伽藍皆霧朽せり、今般我が登山の布施として、悉く再興して大師に進ずべし」と、即ち興山上人に命ぜらる。大塔・金堂已下統計二十五棟なり。

五日 御連歌の興行あり。

六日 御能の興行あり、大衆をして乱舞曲を都見せしめんと欲す

七日 大阪に還御せられる云々

其に伴饗応の如きも、唯応其上人が善美を盡したとあるのみで、頗る簡單であるが、幸ひ別に青巖寺二世勢興法印(応其上人の弟子)の記録にかゝる豊公登山の際に於ける料理・献立書なるものが現存してゐるから、之によつて其詳細を知ることが出来る(『高野山時報』第五五三号登載の拙稿参照)。それによると料理万端は、空前絶後とも云ふべき全くの山海の珍味を以て饗応したことになってゐる。斯く両者の記事が一致して居らないのは何故であらうか。最も連日の御馳走に・酒肉にも飽きが来て、或は特に割粥をと所望されたのかも知れないが。――そこぞ吾人は假に高野山領に於ける記録を正確なるものとして、ここに一つの憶見も有してゐるのである。それは前掲割粥の記事は、もと一編の雑話にすぎないのであるから、之を以て直に正確なる資料と観るのは如何であらう。寧ろ之は文中に秘められてゐる他の意味を判断して解かねばならぬ。所謂謎的のものと見做すべきでは無からうか。

元來此の割粥の記事は豊公が驕を誡めた、教訓的物語として伝へられてゐるのであるが、其筆者江村專齊翁は、加藤清正に仕へた医者であつた關係上、豊公の行蹟に対しては、総べて贊美的に出なければならぬ事情もあつたであらう。

然るに眞か疑か高野山側の記録に依れば、料理の献立と云ひ・能の興行といひ、何れも七百余年来嚴守した山の制度を、全然無視したことになつてゐる。別して三月六日の能の興行の如き、歌舞・音曲は開創以來の禁制であるといつて、一山の衆徒が極力諫争したにかゝらず、終に聽容されないうで断行したとのこと。猶この事は『野史秀吉の列伝』中にも「又命欲^レ奏^ニ散樂^一、或諫曰、山上禁^ニ皮革^一秀吉弗^レ聽遂奏^レ之云々」と記されてゐる。最も之は世俗に所謂精進あげとでも云つた氣持が伴つた爲でもあらうが、豊公が土木に遊樂に常に善美を盡し、奢侈を究めたことは暫く置き、其の最も趣味とし嗜好とした点を擧げたいのであるが、之は何と云つても先づ指を漁色に屈せねばならぬと考へる。

巷間伝ふる所によれば、姪秀次をして自暴自棄に陥らしめた一因は、最愛の正室が犯されたのでありと云ひ(秀次奥州に出陣中)。千利休を殺したのは、彼の娘が其意に従はなかつた爲であると云ひ。蒲生秀行の會津百万石を没収したのは、彼の母が(當時未亡人)其要求を拒んだ爲であると云ひ。本願寺光佐の嫡子を廃して庶子に継がしめたのは、庶子はなかつた爲め、怒を宣教師に移したものだとも云はれてゐる。假令話半分として聽いても、如何に斯道に熱列で、併かも残忍性を帯びてゐたかが想像される訳である。

由來賓客を偶するに、歡待の一助として美女を其の枕席に侍らすといふ風習があり、亦最愛の妻妾を贈物として進呈

する事が、親しい間柄に於ける礼儀であると信ぜられてゐた時代もあったそうであるが、財産にも名譽にも不足のない貴族の社会にあつては、此種の饗応は確かに御馳走であつたに相違なからう。――一面饗応側としても、差出した御馳走には先方が手を着けて呉れることが、或は光榮の一つとでも考へてゐたものか。――されば其當時、豊公も到る所で此の種の饗応を受けて、いつも上機嫌であつたらうとは想像に難くもないのであるが、亦彼の叡山の僧施葉院寂院の如き世話役もあつたと見えて、始終御側につき添ふて、其御用を承つて居たとの事である。

そこで吾人の惟惻する所は、豊公が登山に際し一山の衆徒からは、勿論山海の珍味を以て饗應はされたものゝ、常に酒肉に飽いて居た彼自身としては、他に何か一つ物足らぬ心地が致されたものではあるまいか。これを要するに本問の割粥のことや臼なしの諺は、高野山として何等文献の徴するものゝない処から考へて、是は男女陰陽を杵と臼とに配したものだったのでなからうか。もし男性を杵に女性を臼に譬へたものであつたとすれば、女人禁制の高野山、即ち杵ばかりで臼がなかつた訳である。見よ現今俗に或ことを割ると云ひ、亦某地方では種臼を切るとも云ひ、更に或事を茶臼とよんでゐる。割ると粥(貝に通ず)と臼とを使つて出来てゐる此物語は、文面以外に他の意味が偶せられてゐるように思はれてならないのであるが、併し之以上のことは後考を待つこととする。

高野山にて

豊臣太閤

なき人の形見の髪を手にふれて　つゝむにあまる涙かなしも

(母公の遺髪を佛前に納めて)

傳へこそ鳥も御法の行ひの　声は高野に有明の月(佛法僧鳥)

(昭和七年十一月「紀伊郷土」第二号)

南紀切支丹管見

森 栄俊

古来切支丹の遺蹟と云へば九州、殊に島原・天草方面を最とし、紀州には殆んど這入つてゐなく、又徳川の親藩である関係上、全くその遺蹟は見出されぬものと考へられてゐた。然し近來この種の研究が進められ、和歌山市附近に於て、その遺蹟が見出されつゝあることは、誠に興味多いことと思はれる。

試みに天正九年^(一五八一年)に於ける状況を見ると、會堂一〇〇・信徒一五萬・宣教師五九と云う数を示す。全国の切支丹を師父ワリニヤノが四国・九州・畿内の三つに区分し、畿内を更に京都・安土・高槻の三教区としてゐる。若山(和歌山)の如

きは、高槻教区に属して、高山右近の布教の力が及んでゐたものである。當時藩主は浅野幸長であつて、その弟長晟とともに大いに切支丹を信じ、『日本基督教史』などに依ると、市内には切支丹の寺院・孝校・病院を建設したで、市附近には多くの信者が出たと思はれる。

然るに切支丹禁止国として、^(一五八七年)天正十五年・^(一六一三年)慶長十八年・^{？？？？？}宝永十五年と、大なる人爲的圧迫を加へられ、ここに信教の自由を失つてしまつたのである。併し信仰は人爲によつて左右されなかつた。彼等はこの禁圧の下にあつてひそかに潜伏して信仰をつづけ、遂に明治に至つたのである。この潜伏期切支丹に於ては、諸有る方面に形をやつて潜伏して行つたもので、神道・佛教・儒教・茶道等に潜入して行つたものである。お宮の社の中へ夜こっそりマリヤの像を入れて見たり、柱の中・壁の中・天井・遠い深山へマリヤやキリストの像を祀つて礼拝したりした。或は和歌山支に見る切支丹燈籠(十字型の織部型)の如き、或は十字架を持つ羅漢・渡唐天・天神・エン(夜)の行者(ジエン……デウスの神)・飲綱善神(イエスズ)・子育観音等あらゆる方面に、あらゆる手段を持つて潜伏して行つたものである。それに対して幕府の迫害は熾烈を極め、その檢察も又嚴重なるものがあつた。切支丹大名の改易。賜死・信者の火刑・踏絵・寺請証文(宗旨証文)・人別帳・嘱托金の方法等、枚舉し得ない程多くの方法で以て厳しく之を取締つてゐる。

前述の我が郷土和歌山縣の如きも、浅野氏より徳川氏にかわり盛に圧迫を加へたものである。徳川幕府の親藩である体面上、極力その遺蹟・遺物をももみけし、民衆の余焰を恐れて堅く事蹟をくらし痕跡を絶つてしまつた。すなはち、寺院・病院・孝校投込等の跡もなく、古記録・古文書の無くなつてゐるのもその爲である。併しながら『切支丹御詮さく覺』・『切支丹燈籠』などを見ると、^(一七九九年以後)寛政以後に於ても切支丹信者が紀州に潜伏してゐたと云うことになる。これ等の点から考へて、紀州に親藩を置いた徳川幕府の政策は、或は切支丹檢察にあつたのではなからうか。ともかくも若山の地に切支丹が大いに流行し潜伏してゐたとすれば、その研究は誠に面白く、且つ貴重なものである。併し潜伏期の切支丹はたやすく研究し得るものではない。それはそれ自身がやういに研究出来ぬ様に潜伏したものであるからである。併し又それだけ興味深いもので、誠に研究の價値あるものであらう。他日南紀切支丹の研究が何人かの手によつてなされ、潜伏切支丹の研究が完成する事があるだろう。それらの研究は讀者の力によるとして、私はここに切支丹檢察の最も基調根本となる『宗門十五條御定目』なるものを書いてみたい。これは私は黒江町で見たものであつて、勿論幕府より出されたものであるが、これによつて十分潜伏切支丹の様子が知り得ると思ふ。私はもとより菲才、この小篇も權威のあるものではないが、他日切支丹史の出来の一助ともなれば結構である。

『宗門十五條御定目』なるものは、^(一六三三年)慶長十八年五月家康より出されたものである。家康は初期の時に於て、外国に對して和親主義をとりつゝあつた。即ち御朱印船を出して貿易をなし、切支丹に對しても好感をもつてゐた。宣教師ゼ

ロームの如きは、かつて秀吉の伴夫連追放令下をくぐって行衛をくらましてゐたが、家康はこれを許し重大な使命を與へたが如き其れである。併し後年には切支丹に関する諸種の政教問題出で、遂に彼は慶長十八年十二月宣教師追放文を書いたのである。これは黒衣宰相金地院崇伝が起草せるものであるが西暦一六一四年である。これをもつて家康の禁教の初めとすると、この『十五ヶ条御定目』は追放文より半年も前に出たものである。この点まことに有意義のものである。今本文を出して見ると、

宗門十五ヶ条御定目

- 一、切支丹の法は死を不顧、身より血を出して死を成すをば成佛と立つる故に天下の御法度嚴密なり。依之死を輕ふする者可遂吟味事、
- 一、切支丹に元付ものは闖單国より金七厘毎日與へ、天下を切支丹宗になし神国を妨る邪法なり。此宗に元付ものは釈迦の教を不用ゆゑ、檀那寺の壇役を妨げ佛法の建立を嫌ふ。仍之可遂吟味事
- 一、頭檀那なりとも其宗門の祖師忌・佛忌・先祖の命日・盆・彼岸、絶て参詣不仕ものは、判形を引 宗旨改所へ斷り、急度可遂吟味事
- 一、切支丹不受不施のものは、先祖の年忌・佛僧の弔を不受、當日宗門寺へ一通り志を述べ内証にて、俗人一類打寄、弔僧の来る時は不興にして不用、依之可遂吟味事
- 一、檀那役を不勤而も我意に任せて家内受合の住持人を不用、宗門寺の用事所所応に相勤、内心邪法をいだきたるを不受不施と云う、可相心得事
- 一、不受布施の法は何にても宗門寺より申事を不受布施、其宗門の祖師・本尊の寺用を不受、將又他人他宗の志を不受布施、是邪法なり。人間は天の恩を受け地に施し、親の恩を受けて子に施し、佛の恩を受けて僧に施す、是正法也。依之可遂吟味事
- 一、悲田宗・切支丹・不受布施、三宗ともに一派也。彼尊が所の本尊は牛頭丁頭佛と云ふ。故に丁頭大うすと名乗なり。此佛を頼奉り鏡を見れば佛面と見へ、宗旨転じて犬と見える。是邪法の鏡なり。一度これを見るもの深く牛頭切支丹を信仰し、日本を魔国となす。雖而宗門吟味の神国、故に一通宗門寺へ取付、今日の人と交り、内心不受不施にて宗門寺に出入せず。仍之可遂吟味事。
- 一、親代々より宗門に元付、八家九宗の中何の宗旨に紛無之とも、その子如何なる 弊にて心低邪法に組し居可申も知不申、宗門寺より可吟味遂事。佛法を 弊め釈天講議をなし参詣致させ、旦那を以て夫々寺の佛用修復建立致しさしむべし。邪法は宗門寺の事を一切せず、世間交り一通りにて内心佛法を破り、僧の 弊を不

用、仍之遂吟味事

一、死後死骸に剃刀を加え戒名授候事、是は宗門寺の住僧死相を見届、邪宗に而無之段慥に合点之上可致引導なり、能々可遂吟味事

一、宗門寺を差置外寺の僧を頼弔ひ、其宗門寺の住僧を退申事、別して可致詮議、邪法邪宗可遂吟味事

一、先祖之佛事を他寺へ持参致し法事^葬事堅く禁制候。雖然他国他在にて死去の者は別格の事なり。能々可遂吟味事

一、先祖佛事行ふ事慥なる者不致参詣、不沙汰にて修行申者可遂吟味 將又其者の持佛堂・備物、能々見届け正法邪法可遂吟味事

一、天下一統正法に紛無者には判形を加え、宗門請合可申候、武士は其寺の請帳に印象を加へ差上血判難成ものは請人請合を以て証文可指出事

一、相果候時は一切宗門寺の指圖を蒙り取行ひ可申事

一、天下之敵万民の怨は、切支丹・不受不施・悲田宗也。転候者の類族相果候節は、寺社役所へ相断り、僧名を受け宗門寺の住所弔ひ申可事改所へ不断弔申可時は其僧の落度、能々可遂吟味事。將又横様無体に、檀那役等の分根不相応の儀は宗門寺より可相用捨事、信心以佛法を尊み王法を敬する者法正法の者也。

右の通被仰出候十五ヶ条之趣、一つも於て相背は上者梵帝釈天・四天王・五道冥官・日本伊勢の天照大神・八幡大菩薩・春日大明神・其の外氏宮・六十余州之神明之可蒙神罰者也

慶長十八年癸丑五月

日

源 家康 在判

天下の諸寺院宗門受合の面々、此条一つも相欠に於ては越度可被仰付、能々可被相守者也。

奉行

此書は家康が天下の諸寺院・宗門受合の面々に対して、切支丹宗に対する注意をしたものであつて、寺院に於てはこれを公衆の面前へはり出してゐた事もある。當縣に於て他に一ヶ所現存してゐる。読者が知る如くこの文書は幕府の切支丹檢察のものであるが、之によりて此の時代既に秀吉の禁教下にあつた信者なり布教師が、如何に苦心して方法をめぐらして潜伏しつゝあつたかを知る事が出来る。

一ヶ条を見ると當時の切支丹が非常に熱烈なる信仰をもち、宗門のためには君候の命を用ひず、信仰のためには死をも辭せず、爲に刑罰も其効なく・法令も施す所なく、故に令文には死を畏れざる者を以て切支丹の嫌疑者として糾問す

べきを説いたものである。『異国日記』にある本書と、同慶長十八年十二月の禁令の中に

「孔夫子曰「身体髮膚父母に受け、敢て殷傷せざるは孝の始なり」とあり、其身を全ふするは即ち是敬神なり、早く邪法を斥けて正法を昌にせよ」

とあるのは、この所を云ったものであらう。

二ヶ条に依ると、切支丹信者が外国宣教師より物質的の恵を受けてゐたと思はれる。毎日七厘づつもらひ、生活布教につくしてゐたものである。

七ヶ条によると本導を牛頭丁頭佛と云つてゐる。牛頭は全体佛教の言葉であると、丁頭佛と云つたりして、巧に佛教内に潜入してゐる。勿論丁頭佛は下に出てゐ通り大うすデウスの神を指してゐる。又魔鏡を宣教師が応用してゐたことも知られる。此れは多分金属の鏡を利用して、キリストの面と犬の面との凹凸あるものを日光にて照らし、以て巧みに信者をあざむいてゐたものであらう。

其の他二・三・四・五・六・一〇・一一・一二等の箇条に於て數見するが如く、切支丹信者は佛法を嫌ひ、その弔を受くる事を聞いても、後一家一同打よつて切支丹の式を行ひ、寺院の用をなさず祖師忌・盆・彼岸等に、一向に寺院に参詣しなかつたものである。昇天祭などには信者一同深山に登り賛美歌を歌ひ、見張人を置いて苦心して信仰をつゞけ、又水方なるものありて、葬儀などには弔僧の来る前にひそかに懺悔などを聞かした。又水方は僧侶が晝間の読経を消すと云ひて「経消し」と云う式をした。四隣人静まる時水方入り来つてラテン語の文を読み、以て式をなし其の祈りの文は甚しく転訛し、又現今伝つて居らぬ。又切支丹は不受布施であつて、外面はよくつき合をし内心邪教をたくはへてゐる故注意せよと所々に見える。此れに対して佛僧に非常な權力を與へ、全国の国民上下の別なく・男女の区別せず、皆悉く佛教各派中の或一宗に帰依せしめた。

九条を見ると僧が死人の死相を検査し、切支丹の形にて棺に入れてゐないかを檢視した。即ち僧は棺のおほひを取り檢視をすまし棺号と云うものを書いた。今もその習慣がのこつてゐる地方もある。

次に十二ヶ条を見ると、佛壇などを時々検査せよと書いてある。佛壇の有無・礼拝物について厳密な検査をなし、あやしきものは直に報告せしむ。

同年九月の文に

「且又年々盆廻りの儀、其の宗内の佛壇吟味として、相廻可申事」

とあるを見ても、かくの如くして佛寺の僧をして密かに目を張らしてゐた事が知れる。或は死者は必ず佛僧に見届けさせ、僧の手によつて葬儀せしめ、寺院の建立時用をさせ(寺用)、寺院に参詣せしめる事。然らざる時は告訴せしめる如

きは所々に散見し得られる。

最後に三ヶ条・十三ヶ条について考察してみたい。即ち佛僧をして其の宗旨に間違ひなき事を請合せた事である。之即ち寺請証文である。初めは單に改宗者に止り、後には一般人民をして之を出さしめた。十三ヶ条に依れば町人共には五人組制度を設け、請人を以て請合をさし、もし組中信者を出した時には組中所罰する法をとつてゐる。又「宗旨人別改帳」と云うのをつくり、一家一人ごとに校照檢勘せしめたものである。これは前の「寺請証文」の發展したもので、徳川時代の戸籍である。又「宗門改帳」・「人数改帳」・「宗旨帳」などの別名がある。更に進んで「起請文」となつて、切支丹にあらざることを立証せしめたもので、「日本誓紙」・「南蠻誓紙」の二種がある。

かくの如くして戸主は勿論十五歳以上の男女は、その家族たると雇人たるの区別なく、毎年一度は必ず宗旨改所へ出頭し、見届役の面前に於てその姓名の下に捺印して切支丹に非る事を証明した。

更に貞享四年^(一六八七年)には「寺請証文」等の最も發達整備したと考へられる、「切支丹類族改」が出て来るのであるが、ここに特に考へねばならぬのは、「寺請証文」にしても「宗旨人別改帳」にしても、皆慶長十九年^(一六四四年)以後のものである。然るにこの慶長十八年五月の文書には、寺請に關したことが載せられてゐる。つまり此の文は後世發展して行く「寺請証文」・「宗旨人別改帳」・「起請文」等の根本となつたもので、家康のこの方法を最も早くあらはしたものと見てよい。この文書が根柢となつて、後世切支丹檢察の方法が發展して行つたものと見るときに、この文書は非常に意義が出て来、且又面白く思はれる。

かくの如くして切支丹は、人爲的不自然なる圧迫の下にあつても、信者は陽に佛教徒となり誓紙を出し、基督の像を踏みながら密かに潜伏して之を信奉し、子孫相伝へて明治の解禁の時に及んでゐたものもある。潜伏期切支丹の研究は誠に有意義且つ面白きものである。郷土を愛する諸子は盛に研究すべき好題目でもある。

(昭和七、七 「紀伊郷土」 第一号)

ころりの防疫陣

小池 良吉

それは安政五年^(一八五八年)の夏であつた。乾の空に大彗星が現はれて尾を曳くこと幾丈なるを知らず。青く赤く怪光晃々迷信に因はれたる我が郷土の人人を氣味悪がらせた。今にも一大異変が突然するかのやうに不安に脅えさせた。

果然八月から悪病が流行り出した。一種の暴瀉病で、一家枕を並べて病臥する向が多い。しかもその病勢の激烈なることは、未だ曾って見も聞きも及ばぬ程で、三日たたぬうちに死ぬと云ふ所から、誰云ふとなく「三日ころり」・「ころり」の新病名ができる。患者は日に日に増して孟蘭盆過ぎてからは、三墓さんぼの焼場に煙絶えることなく、寺々に毎夜毎夜葬式の鐘の鳴らぬことはない。昨日まで血氣に見えた人も、今日ははかなく野辺の煙となると云うので、かの氣味悪い彗星の出現と思ひ合せ、種々の流言蜚語が生まれた。『見聞雜記』と云ふ隨筆は當時の人心不安を叙して、「人人は何となくおかしな氣になり、明日をも知らぬ身を持ちて、遠き貯へは要らぬことなりと申され候」と書いてゐる。尤も至極である。この悪病こそは実に今日のコレラ病で、突如此の年紀州に侵入し、我が祖先未だ防疫の術を知らないのに乗じて、縦横無盡に暴威をふるひ、越えて翌安政六年には更に一層猛烈に伝播蔓延して、未曾有の惨禍を惹起したが、當時東西御番所（町奉行所）が発した町觸を見ると、時人の恐慌ぶり恐愕ぶりが眼前にあるやうに想像される。そして賢明なる藩有司が万策盡きたあぐく、遊女軍を先頭に立てて空景氣を煽る行列踊りを繰り出させ、以て此の疫病軍を退散させようとしたナンセンスがある。町ぶれの第一はこの悪病の応急療法を説くもので、安政五年九月八日に発せられてゐる。

此節流行の暴瀉病は其療法種々ある趣に候得共、其中素人心得べき法を記す。

豫め是を防ぐには、都て身を冷すことなく腹には木綿を巻き、大酒大食を慎み、其の外こなれ難き食物を一切申間敷候。若此症催候は、早く寢床に入りて飲食を慎み、惣身を温め左に記す芳香散と云ふ藥を用ふべし。是のみにして治する者少からず。且又吐瀉甚敷総身冷える程に至りし者は、焼酒しゅ壺・貳合の中に龍腦又は樟腦壺・貳匁入れあ□□かし、木綿の切にひたし腹并に手足に靜にすり込み、芥子泥を心下腹并手足江小半時位づつ度々張るべし。

「芳香散」桂枝細末・益智細末・乾姜細末等分、右合致し壺・貳匁づつ時々用ゆべし。

「芥子泥」からし粉・鰯鮓粉等分、右あつき醋にて堅くねり木綿切にのぼし張候こと。但し間に合はざる時は、あつき湯にて芥子粉ばかりねり候てもよし。

又法 あつき茶に其三分一焼酒を和し砂糖を少し加え用ゆべし。但坐敷を閉じ・布木綿等に焼酎をつけ頻りに惣身をこするべし。但し手足の先など腹冷えたる所を温鉄、又は温石を布につゝみて湯をつかひたる心持になる程にこするも又よし。

右は此節流行病甚しく、諸人難儀致し候に付、其症に拘らず早速用ひ候はば、害なき藥法諸人爲心得急度相違可申候事。

又 九月十五日には山伏二ヶ寺院の厄病祈祷守札配布を許可したから、希望の者は買ひに行けと云ふ布達が出てゐる。翌六年には七月十八日・二十二日に日前宮・伊太祈曾神社及び市中氏神へ被災除け御祈祷を仰つけられたこと。同二十七日には更に「紀国造初神職共於紀の川磧、来る二十九日大祓執行有之筈につき市中江心得申通候様被仰聞候（中略）。祈禱相願度候はゞ志次第初穂料差出勝手に願出候様との義も心得させ候云々」の大年寄布達がある。此の頃山東伊太祈曾神社の祈祷料が日々四貫目・五貫目に上がった事実に徴して、病魔の前に殆んど無力な人人が、只管神仏に縋り、この最も恐るべき災厄を免れんとした憐むべき姿が、髣髴としてゐるのではないか。

又 八月二日には

「前略」市中難渋人共療治服藥得受けず、死去するものもあり、不便につき右等の者共江は施藥被下る。施藥所は町中合樂屋業共江申聞有之候条、町老寄共行届丁名病人名前書付を以、最近施藥所へ戴に罷出重ねて戴候。節は右同様書付江病氣の様子をも認加へ差出可申候。

「方書五苓數」炮姜加入——桂枝貳分・猪令四分・澤瀉四分・白木四分・（伏）令四分・炮姜貳分・成艸老分右水壺合五勺を八勺に煎ず。散藥好みに候はゞ其通に下け遣候事。

又同月三日には

「暴瀉病療治人泉州堺住市川眞兵（一に親平）と申す仁、當所へ罷越本町二丁目銀札方役所に滞留罷在候につき、右同人に療治を受申度者は、本町三丁目御医師木梨玄宅方へ可申出候。」

同十六日には再び右

「市川眞平は療治巧者なる趣に付き、此表に御呼寄相成有之事候。療治は唇にて血を取り候由にて、助かりし者不少候」

云々と觸達してゐるが、唇にて血を取るとは如何なる療法であつたらうか。又此頃鰯を食ふて惡病を發したものがあつたから、此の魚を売買してはならないとの布達がある。かく種々手をつくして惡病退散に精進したが、病勢依然猖獗なため人心極度に沈衰したところから、遂に七月廿九日に至り、「暴瀉病流行にて市中陰氣に有之候。付ては弥々病人も多く、右者陽氣に致候へば流行も可被薄候」、とて各町申合せ、鳴物を用ひても苦しくないから、賑々しく諸社へ千度拝するようと、流行病撲滅策としては一風變つた趣向、行列踊り獎勵のお布令が出る。そしてそのお先棒に立たせるため、安原遊郭に対し「盆踊り衣装にて朝棕・岡之宮・山王・蛭子・住吉・三部・日前宮・山東・神明の九神社へ参拝致すべく候。右之節持参の御初穂料として銀九枚御内々相下候事」と御達しがあり、生命の危期に慄く市民は殆んど自暴自棄的に不安を紛らわす方便として、八月朔日頃から盛に「千度拜」なるものを繰出した。町々で思ひ思ひに趣向を凝

らし、或者は揃ひの衣装美々しく頭に行燈を点じ、或者は赤裸に紅木綿のふんどしを締め、或者は道化坊主行列を作り、いづれも地車・屋台を曳き出して、太鼓・三味線・笛・摺り鐘の乱調子に合はせ「お千度・お千度・お蔭じゃ・く」と呼び・わめきながら忌服もかまわず、呻吟する病人を他に市中を練り廻り、踊り狂う事一ヶ月、家老久野丹婆守（父）の如き珍趣向の踊り行列を、邸前に呼んで見物したそうである。

コレラ流行時のお祭り騒ぎは、益々蔓延のおすがたとなるとも断じて撲滅策とならず、全くのナンセンスだが、人類の大敵たる悪病が始めて我が故郷に大流行し、暴威を逞しくして安政六年度（一八五九年）（九月十九日までの調査）には、諸士四十人（（男）仕の分のみ、子弟・婦女を加へず）・商戸六百人・在町九千五百人を屠り、如何に我々の祖先を震駭させ、前後を忘却させたか。果た又、當時の医孝がこの悪病の前に如何に無力であつたかを考察すると、ナンセンスはナンセンスでも、実に悲惨なるナンセンスである。

（『和歌山史要』に云ふ「（このころりの災）後、文久二年復た発し、死亡もまた少からず。然れども此の年に於て、最も災せしは麻疹の大流行なり。云々」）

紀伊徳川氏入国後最初の検地に関する一考察

森 彦太郎

封建時代にあつては、農の貢米が一国の重要な財源であり、その貢米を産するところの農業の隆替は、やがて政治の上の安危にかゝわる程、爲政者と百姓は堅密なる関係にあつた。それで農村農民に対する歡奨誘掖は面倒くさいほど用意周到であり、いはゆる重農政策が徹底してゐたもので、農民をして専心その本業に従事せしめること、その本業のうちでも特に米作に主力を注がしめることを中心として、その指導督勵は頗る具体的に亘り反覆丁寧を極めた。共に貢米收納の基準となる田制租法に遺漏ならんことを期し、どうすれば実際の收納を多くして、而も可斂誅求の謗を免れ得るかと腐心した。紀州藩の制度には特に此の腐心が巧に、而も多分に織まれてゐた。併し本文の目的はそんなことを検討せんとするものではない。

近世に於ける田制租法の改革に先づ手をそめたものは豊臣秀吉であつた。彼は海内統一の大業未だ完成に至らぬ（一五八二、九年頃）天正の十年代に、早くも一大更新を田制の上に試み、北條以降長く行はれてゐた貫高を廃し石高とし、曲尺方六尺三寸を一步とし・三百歩を一段とし・三千歩を一町とする規矩による検地を勵行した。紀州でも此に基いて天正十三年（一五八五年）から

(二五九五年) 文祿四年に亘り、羽柴秀長の臣小堀新助が主として検地を行った。所謂「天正の石直し」、または「文祿検地」がそれである。その記録を水帳「御圖帳の義」といひ、三通を寫し一通は禁中に納め・一は大阪城に留め・一は城主に附與されたと云うも、紀州にはこの時の記録は少しも遺つてゐないから、田畑の総段別も・総石高も一向わからぬ。

次いで関ヶ原役後、徳川家康によつて紀伊に封ぜられた浅野幸長は慶長五年(一六〇〇年)入国、翌六年國中総検地を行った。これは豊臣氏所定の田制に則つたもので、紀伊全国で田壹萬九千余町歩・畑壹萬貳百余町歩・計貳萬九千貳百余町歩。田畑總高三十七万六千五百余石を検出した(『紀伊統風土記』)とあるが、郡制別の細かな數量は明かでない。

(一六一九年) 元和五年国主浅野長晟封を安藝に移され、その後を承けて徳川家康の第十子頼信(南龍院)が襲封、紀伊は所謂御三家の一なる親藩となつた。かれは近世の俊傑として経綸の見るべきもの少なくなかつたが、田制租法の如きは大抵浅野時代の慶長検地を踏襲したとある。この点は諸説の一致する所であるが、然らばその浅野幸長の慶長検地をいつまで襲用したかと云うことになると思説がある。内村義城氏は『木国史談会』雜誌上で、貞享年間(皇紀二三四五頃)に改正があつて、田畑共曲尺方六尺一分を以て一步とし、三百歩を一段・三千歩を一町とし租率にも改正があつたことを設いてゐるが、その拠るところが詳でない。明治五年和歌山縣より政府へ上申の石高表によると、曲尺一步方六尺三寸・一段二百歩とある。『和歌山縣誌』(渡辺幾次郎氏)には『地方御渡帳』を引用して、元禄十年(皇紀二三五七年)に検地があつたことを記し、それより以前は慶長検地に拠つたものとし、一般にもこの元禄検地の実際に行われたことを認めてゐる。それは検地帳が幾らも違つてゐるからである。然るに私が目下出版計画をすゝめつゝある、旧記『日高鑑』によると他郡はいざ知らず、日高に於ける御検地打ち名前として七十名を列擧し、誰が何村の検地を行ったと云ふことまで判明してゐ、たゞその実施年号だけが記されてゐない。『日高鑑』は延宝六年(皇紀二三三八年)現在の事実を録したものであると思はれると私の考定する所であるが、検地と云ふ特殊な而も大事は必ずしも同年に行はれず、それよりもいくらか古い過去のことを録したものと認むべく、何にしても日高では貞享や元禄より前に、紀伊徳川氏の手によつて、検地の実地されてゐたことは確かである。こう云ふと其れは浅野氏の慶長検地の寫しではなからうかといふ疑問を持つ人があるかも知れぬ。しかし試みに御検地打七拾人の顔ぶれを一瞥するに、徳川頼宣の御入国に従つて、否それより稍お

れて紀州藩に仕へたと云ふ藩士(例へば豊島源十郎の如きが交つてゐる所を見ると、どうしても徳川氏襲封、即ち元和から延宝までの約六十年間に行はれたものと見なければならぬ。又名屋浦(今の御坊町大字名屋)に例を取つてみても『名屋浦鑑』、これは『日高鑑』で全然交渉がない)に

(一六〇〇年) 慶長六年御検地改易云々、検地役人多胡助左衛門

とある。是は同浦に於ける慶長検地のことをいったものである。そこで『日高鑑』が慶長検地を寫したものであつたら

なを、その名屋浦の条には検地打としてこの人の名前が見えなければならぬのに、『日高鑑』では御検地打中村四郎左衛門となつてゐる。この一時に徴しても『日高鑑』は慶長検地を寫したものと、ものでないことが分る。そこで元和（延宝その間に検地が行はれたとすれば、それは果していつだったろうか。これを又名屋浦に徴するに

寛永^{（六十四年）}二十一（正保元年）甲申年御検地

右検地帳に

高石 三十八石壹斗貳升三合 云々

とある。これを『日高鑑』名屋浦の高石三十八石一斗貳升八合に比し、五合だけの小異がある（これについての考説は省略する）が大体合致する。斯の如く觀來つて私は『日高鑑』にいふ所の検地とは、貞享や元禄よりも古い寛永二十一年（皇紀二三〇四年）に行はれたものと思ふものである。即ち卑見を以てすれば、龍祖入国後およそ二十六年間は慶長検地に拠つたが、段々諸制度も整ひ人心も安定を見るに至つたので、茲にいよいよ藩財政の生命線とも云ふべき田制租法の新しき建設に着眼し、有能の士を総動員して寛永二十一年の一齊決行となつたものであると見るのである。もし慶長検地を元禄^{（六十九年）}十年までも襲用したとすれば、元和封初から數へて約八十年間も引つぱつたことになり、いかに検地と云ふことが難事業だとしても、藩財政の別して多端であつたあの頃として、當局の堪へ得ない所であつたらうとも思ふ。記して大方の比正と、高教を仰ぐ次第である。

（正保^{（六十四年）}三年（皇紀二三〇六）から、田辺・新宮二藩上米の制（後の上地）の創つたのも、やはり検地があつてからのことと思はれる。以て一傍証とすべきか。）

（昭和七、七 「紀伊郷土」 一号）

柿園主人の歌二つ

雜賀 貞次郎

南紀田辺の医目良碧齊老の『熊野雜誌』（明治^{（一八八八年）}二十一年版）は、明治二十八年七十歳で歿した翁が、医業によつて富を致し、文雅を樂とした晩年の編著で、今も田辺附近の人人に喜ばれるものであるが、同書の中に南紀白良浜の詠として

月まつと白良の浜の夕波に 雲井の雁も鳴てきりけり

諸 平

と掲げてある。毛利柴庵氏の『湯崎温泉案内』（明治^{（一九〇八年）}四十一年版）・同じく『白良浜温泉』（大正^{（一九二五年）}十四年版）・田辺中孝校

国語漢文科編の『紀南郷土読本』(昭和二年版)^(一九二七年)など、皆一様に熊野雑誌のまゝにこの歌を収めてをり、私の『白浜湯崎』(昭和五年版)・『温泉詩文』(昭和七年版)もこれを踏襲して収録した。ところが今度白浜湯崎叢書・文藝編を編纂することになり、両温泉の詩や歌のすべての出所を確かめたいと思ひ立ち、古い本などくつてゐるうちに、この歌は熊代繁里大人の『清渚集(初篇上)』(安政四年版)^(一八五七年)

夕まつとうちての浜の夕なみに 雲井の雁もなきてきにけり 諸 平
とあるのが目についた。

繁里は諸平の門であり、安政四年は諸平大人の歿した年で、繁里は諸平の生前にこの歌を得たのであるから、これが正しいのは申すまでもない。打出の浜は近江の国の名所で、清少納言の『枕の草紙』に「浜は打出のはま」とあり、能宣・高遠・赤染衛門などの古歌もある。この歌「うちでの浜」としてこそ、さすがに幕末の歌人として、その名全国に知られた柿園のあるじの詠としてうなづかれる。それはともかく私は孫引きの危険をしみじみと覺つたのであつた(『柿園詠草拾遺』に、この歌が収められてゐるかも知れぬが、私は未見であるから何とも申されぬ)。

『鰻玉集』(第六編上の巻頭)立春の歌に

君が代の年の始の空みれば 豊はた雲に朝日さすなり

浜武 元興

と出てゐるが、南紀田辺の田屋(多屋)謙吉(木人)から承つたお話によると、この歌、実は諸平大人の詠んだもので、元興の望にまかせて譲つたものであると云う。それは『木人先考』多屋海次郎翁が諸平の自筆で、諸平の名を署した右の和歌の幅を藏してゐたのを、交友あつた和歌山の歌人前田水穂氏の懇望にまかせこれを贈呈した。その際使となつて前田氏邸へ携へて行つたのは実に木人氏であつたと云ふ。其の際水穂氏から海次郎翁に贈つた礼状は、木人氏の手許に遺つており、私もそれを示されて読んだが、それにはこの和歌は諸平大人の詠で、しかも得意のものであつたが、長崎の元興が聞いて懇望しきりなので、諸平太人は笑ふて元興に作者を譲つたもので、大人の作に相違ないこと、及び元興が譲られた礼として、贈つた品のことまで書しうしてある。海次郎翁は昭和八年八十六歳で歿した。水穂氏へ歌幅を贈つたのは今から四十年ばかり前と聞く。水穂氏がこうした書簡を書いてゐるのを見ると、恐らく有名なお話であつたのであらう。

この話は本人から披露すべきで、私がコンナことをお喋りするの面白くないが、筆のついでに書いてしまったので、はしたなさを気まづく思ふが悪しからず。

昭和九・五・二〇 浜田氏から贈られた『柿園詠草』の新刊を、原版の二冊と見くらべながら、思ひついたまゝ走書

きする。

(昭和九年八月 「紀伊郷土」 第九号)

古屋石の話

雑賀 貞次郎

南紀の古屋石は盆山としては韻・趣双つながら秀拔、天下その比なしと推賞せられ、広く文雅の間に清玩せられてゐる。ここには古屋石の由来などについて、いさゝか知れるところを試に書く。

一、名称・産地・石質

古屋石はフルヤイシとよむ。字では古谷石とも書く。主産地たる古屋谷の名を負ひ、古屋谷の石と云ふ意味である。『紀伊國名所圖會』には古屋石とし、『碧齋石譜』等は古谷石としてゐるが、これは旧藩時には古屋石とのみ云ふたのを、同質のもので瓜谷から出る瓜谷石を、明治に誰かが瓜溪石と書き、これをクワケイセキとよませたので、古屋石の方もコクセキとよませこれに對峙したらしいといふ。要するに、漢字者流の文字の遊戲であつて、屋と谷どちらでも差支へないのである。『紀伊統風土記』は『詩聖堂詩集』によつて「瀑布石」としてゐるが、この名は誰も用ひない。とに角フルヤ石である。此の文では便宜古屋石に従ふてをくが、谷の字だつていゝのだと断つてをく。

古屋石の産地は、南部大梅林のある日高郡上南部村瓜谷から東へ、西牟婁郡上芳養村の古屋谷・同秋津村の谷の川の間、ほゞ直線につゞく約五里ばかりの山脈の中で、瓜谷・古屋谷・谷ノ川の三箇所に現れ、不規則に埋藏されてゐる。

そこは第三紀新層の地質に接近した、年代未詳の中生層で科率的に艶のない説明でゆくと、「中生帶の泥板岩を母岩とし、その中に埋藏されている。普通人頭大乃至拳大の石灰岩塊で、暗灰色硅質硬度四度のもので、第二次白色石灰岩脈が縦横に通つてゐるもの」である。『紀伊統風土記』は瀑布石として「牟婁郡芳養莊古屋谷・日高郡南部莊瓜谷・桑谷等に産す。形状種々あり大抵石質硬く古銅器の如き色澤ありて、黒褐色山巖数条或は白糸ありて瀑布の如し。又残雲の如きもありて、人工に非ずして自然に山谷の形勢殆んど眞に逼りて、雅趣ありて盆山に用ふ」とありて、『怪石録』の「労山石」のことを擧げ、此の類なるべしとしてゐる。『紀伊國名所圖會』には瓜谷石の条に、「本国盆石の産するところは、この谷と牟婁郡古屋谷と二所にして、古屋谷の方世に名高く聞こゑたれば、此谷の石をも或は古屋谷の産とす。然れども石質品位は少しく異り、古屋谷の方山峯尖りて黒色多く、此の谷の方はなだらかにして青色のもの多し。然れ

ども奇態万状にして好事の把玩に充るは一也」とある。『名所圖會』は牟婁郡の部は出版に至らなかったもので、古屋石の方の記載は見られぬが、しかし以上で大体の見當はつく。『碧齊石譜』に収められた目良碧齊翁の「古屋石説」は、文孝的に説いて最もくわしい。依て全文を掲ぐ。

古 谷 石 説

古谷在牟婁郡、自古產奇石焉、瓜溪秋津溪又往々產焉、諸凡金屬之精歷歲月盛長、大者不知幾千百歲、或倒生或橫生、古谷瓜谷產其資凝固綠色潤艷、多皴、或有含紫白色、又有金銀色、重如鉄、聲如磬、秋津溪產、其色淡碧、少皴多白條、瓜溪爲最、然石間之古谷稱矣、又有勞山石之名、古谷山脈連蹊、七八里、其地掘之、多獲赤塊石、蓋古谷之璞也、山客採之、一日五六石或十余石、攀嶮顛墮(墜)有死者、面(而)其住者希、百不一得、適其獲之也、琢之磨之、多靡人工、而後爲几上之宝、其大者五六石、小者僅小豆、其爲形也、山水人獸鳥魚人盧及硯屏筆架筆洗花瓶 凡文房之器、無所不具、又問有虎踞龜躡之狀雅趣妙絶、是又造化之工也、而山水居多、隨穫随壳、乃有峰峯重疊、平野一望、嵯峨凸凹、沼澤合流、澗幽灣峽、河堤池塘、樵迹機道、泉滴爲瀑、流廻爲川、如橋如梁、海潮去來、江湖汎舟、山澤雲蒸之景、又有仙寰之奥区、積雲如富微、飛沫如那瀑、陶潜隱廬、武陵之仙洞、莫之若也、凡天下之名山勝区、縮小付此一小物、其皴、綱策披麻、荷葉乱麻、折帶斧劈、雲頭牛尾米点、是亦自然之作、畫家猶未能説之、又其治之方、以鍼琢之、以布綿磨之、其資住者碧玉、近時或作之碑、或作之印材、且陳如座于盆、模寫其景、是又佳也、其臺以鉄刀木於木、烏木梅樹作之、漢土靈壁石太湖石鷄月(皿)石、其他珠玉及我富士石、美濃石太鼓石、梅花石珊瑚等、其具山水幽遂之情者殆希矣、豈有出於古谷石之右者哉、凡遊熊野者、爲投若干金、以購求之、式者陳列几上、娛吾神意或供于贈賄、厚朋友交、可謂一璞宝矣、余性素有石僻家藏古谷石一千坐、其最佳者有七十二峯、奇絶境、雲峽三石、人皆觀賞之、以爲希世之宝、今年東都有觀石會之設、陳列足利將軍義満之盆山石、蓋求人亦愛玩之也、亦見米翁之書、有右圖 其趣或似我古谷石、意者本邦嘗輸送之乎、獨恨當今天下之文人墨客、毫不之顧茲輯録石圖及及諸名家之文・俳・友人、浦竹之所寄、竝壽之釋、以告江湖之同好。

明治二十三年甲庚寅晚春書 八九楼上

南紀田辺 目良 碧齊 憲撰

二、古 谷 石 の 沿革

右の碧齊翁の古谷石説のうちに、足利將軍義満の盆山石云々とあるので、古谷石の愛玩は室町時代からであると説く

ものがある。その頃義満に属してゐた畠山氏は河内・紀州に勢力を張り、殊に南紀では日高の湯川氏や・田辺の目良氏とは深い関係があつたから、目良・湯川氏あたりから古屋石を贈り、畠山氏から義満將軍に致したという推察は、甚だ自然であり得ることと思はれるが、さて義満の愛した盆山石が果して古屋石であつたかどうか、それがはっきり分からぬから、ここには何とも申し上げられない。盆山石を愛玩致したの程度であらう。

紀州徳川家が明治初年^(一八六八年)に所藏の書画骨董を売立てた時に、「末の松山」という銘の有名な盆石が、七千何百圓かで大阪の骨董商へ落札した。これは紀州藩祖頼宣が父家康から贈られたという由緒のものであるが、これは『紀南郷導記』に、日高郡岩代の條「有名なる末の松山と云う石は、この浜より出でしとかや」と記してゐるので、恐くはこの紀州家の「末の松山」が、岩代の海浜から出たのであらうし、岩代の海浜とすれば古屋石でないかと、長い間推測されてゐたのであるが、この「末の松山」は京都産の盆石で古屋石で全くない(雑誌『盆栽』昭和八年十二月号に寫眞・解説を載せてゐる。それを見ればハッキリ分かる)。野口宮不見氏談に「末の松山と云う盆石は西本願寺にもあり、このもの恐くは岩代から出で、且つ古屋石ではあるまいか」と云うが、実物を拝見せねば何とも云ひ得ない。又、和歌山市郊外川永村の旧家で、現京都市電氣局長木村尚一方に、田辺藩祖安藤直次の必藏だったを、同家の祖先が何かの機会に賜つたのを家宝として伝へてゐると云う。これは正しく古屋石であるが、直次が愛玩したものか否かは、尚研究の余地があるのではあるまいか。

『南海語集』に、「安藤君有盆石之賜、□敢奉謝」と題する祇園南海の七言古詩がある。南海は元禄十年^(一六九七年)紀藩に禄仕し寛延元年^(一七四八年)七十五歳で歿したが、盛名を天下に布ひた鴻需である。安藤君は即ち田辺の安藤侯だ。この詩はいつごろのものかはつきりせぬが、恐らく南海老後のものたるは其の詩で明かで、盆石というは勿論古屋石のことである。安藤侯は恐らく九代の次由であつて、自領産のこの石を珍玩として特別の人々に贈つたらしい。寛政三年^(一七九一年)の春、野呂介石が桑山玉州と共に、熊野に遊んだ紀行の草稿(田辺の多屋謙吉氏藏)には南部(瓜谷)へ石をとりに出かけたが、佳品を得ずして販つたことを書いてある。その頃文雅の士がこれを喜び、自ら採取に出かけて遊んだことが知られてゐる。

越えて寛政七年^(一七九五年)には田辺藩では秘かに古屋石を採取することを禁じ、濫採を制限し取締ることにしてゐるが、以て採取の盛になつたことが察しられる。寛政十三年^(一八〇一年)(享和元年)の北圃恪齋の『熊野遊記』には、古屋石の事に一言も觸れてゐないが、翌享和二年の菊池西皐の記行『三山紀略』には、田辺の条に「又有古屋石、谷中産奇石、大小皆具峯巒山の状、可爲盆玩或硯山、但拔俗者難多得」とあつて、これを売つてゐる店もあつたらしいのである。

それから万延元年^(一八六〇年)齊藤拙堂の紀州紀行の『南遊志』には「二十二日辭瀬見氏、主人贐以一盆山、色朝青、多峰巒、道瓜谷所産、紀中古屋谷之石名下、余嘗獲一坐於小浦氏、色如精鉄、什藏以爲珍玩、既而聞瓜谷亦有名石、意又欲獲之、

今得双美、余之喜何如哉」とある。万延は享和二年をへだつ五十九年だが、その間に古屋石は拙堂をして天下に名ありと称せしむるまでになり、小浦氏即ち紀藩の松阪代官であった。小浦来青がわざわざ伊勢へ携行して拙堂に贈るまでになつたのである。

浦春輝は『碧齋石譜』の序文中に、「封建之世、地産奇物、必爲藩主之專有、而禁人民之採取焉、古屋石亦然、是以世人多不詳其事実者、維新以後皆解禁、而奇宝不易多獲」とあるが、寛政に採取を制限し保護することにしたに過ぎぬ。しかし明治以後は所謂自由の權で盛に採取され販賣されたが、それが是か非かは他日の問題である。とにかく明治以後古屋石の愛玩家は多きを加へたが、この代表的のものは、田辺の目良碧齋翁で、石仙と号して古屋石の蒐集を趣味とし、七十二峯・奇絶峽・雪峽の三名石をはじめ一千坐からの石を集め、かつ石に関する詩文をも寄せて、明治二十三年「碧齋石譜」を刊行した。

大正の末徳川頼倫侯、古屋石を大正天皇に献上され、かつ中央へ紹介の好意をもたれてゐたが、実現を見づして薨去された。今上陛下、東宮におはして和歌山へ行啓の砌、古屋石は台覧の當を賜り、御下問を忝うしたと承るは誠に有難き極みで、昭和四年六月京大瀬戸臨海試験場へ御臨幸の際も、古屋石は展覽の榮を賜ふたのであつた。

三、古屋石に関する逸話

佐藤一齊(一八五九年)幕府の儒、安政六年歿(一八五九年)八十八が、白川藩の田内子友のために、子友所藏の古屋石銘「小赤壁」に題する文中にいふ

聞_レ之石旧係_二栗山柴君所_一藏_二柴君文采風流高_二一時、常飲_二慕蘇公_一每歲十月之望、置_レ酒會_レ客以擬_二壁遊_一時有_レ客袖_二此石_一来示_二柴君一見激賞、名_レ之曰_二小赤壁_一既而柴君頽然醉、授_レ筆、賦_二小赤壁古調一篇_一醉墨縱橫、一坐_二動、客以爲_二贈己者_一而拜_レ之_二柴君亦拜_二其石曰_一是吾家之物也、遂收_レ之_二客及嗒然

柴野栗山は文化四年七十四で歿したが、これは天明八年五十三歳で幕府の儒官となつた前後のことかと思ふ。天下三助の一人として聲譽を布いた栗山が逸興見るが如くである。而して古屋石既に栗山の愛玩を得たりとすれば、産地を出でしもの、可なりはやい年代があるのである。

野呂介石(一八三四年)紀人・南画家、文政十一年歿八十二がまだ班石と号した若いころ、古屋石を採って販り、平安の陶師青木木米(一八三三年)天保五年歿六十七に贈つたところ、木米は清玩の後、これを豊後の画僧雲華(大含)に割愛し、雲華はさらに頼山陽(一八三三年)天保三年歿五十三に贈り、山陽は「褒裡南遲」と名づけて愛藏したが、介石・木米・雲華・山陽、皆一時の俊秀にして長く芳名を垂るゝ人、この古屋石につながり一時の佳話となつてゐるが、この石昭和に郷男爵御?の藏品として売立の時、大阪の池戸高山堂が五萬六千八百圓で落札してゐる。しかし古屋石としてはすぐれた佳石ではないそうだ。

山陽ついでに書くが頼支峯には古屋石に題する詩があり、うちに「南紀有友人寄来一拳奇、突然具洞座呼爲小南遲」の句がある。友人は南紀田辺の儒桑原支峯であらふ。支峯は幕末に田辺に來り、桑原家に潜んだことがある。その頃籠居の鬱を古屋石の雲煙に散じたのであらう。仙台的鴻儒大槻磐溪(一八七〇年)、明治十一年(一八七七年)没年七十八、文政十年廿七歳にして西遊の途、頼山陽の紹介状を得て迂廻して紀州に菊池溪琴(一八二〇年)、明治十四年(一八八一年)没八十三、富豪・詩人・勤王家を訪ふ。溪琴時に二十九両者肝胆相照して旧友に似たるものあり。時に溪琴平生愛する古屋石あり、磐溪一覽して石癖の痴心大に動く。溪琴知己を得たりとして、これを割愛せんと約す。しかも磐溪は西遊の途次にあるのを以て、飯東の日を期して獲んことを約して去れるが、磐溪は父磐水病氣の報を受け急遽東返して亦石を伴ふの暇なく、以来磐溪は屢々ば詩を以て促し、溪琴も亦詩を以て答へ、詩翰垂然巻をなすに至れるも、山河隔絶・便宜を得ずして五十年の久しきに及ぶが、明治維新後両者東京に會して贈受をなせし時は、共に頽然たる七十翁であつたといふ。磐溪・溪琴の詩翰に題して、溪琴遺響と名づく。但し遺響の名考ふ可きに似たりである。

(昭和十年三月 「紀伊郷土」 有田号)

(異説) 大塔宮熊野落の研究

田上 劔村

(一)

大塔宮熊野落の砌、供奉の一人片岡八郎は同志に先立つて族矢に斃れ、大和国十津川郷玉置社の北、花折塚の地に忠魂永に睡ったことになってゐるが、片岡の討死の場所は十津川ではなく實際は紀州口牟婁相賀村(今西牟婁郡鮎川村)である。其の英靈は今は懇ろに同村字下平撫養氏の屋敷の中に祀られてある。撫養氏は村内随一の旧家で、其の先梶原平三景時が正治二年(一一二〇年)正月將軍頼家に鎌倉を逐はれ、駿河国清見ヶ関狐崎に戦つて敗死し、其の族遁れて四国の撫養に隠れ、後転じて熊野に來たり。相賀村に住し撫養氏を名乗つたのに始る。

今西牟婁郡富田川筋に各村に亘り散在してゐる撫養姓は、皆源をここに發したものであらうと云はれてゐる。現東牟婁郡高池村材木商酒井房太郎氏の祖先は、矢張り撫養氏の一族で富田村字平に住したのが後田辺に移り、田辺町から又高池町に転じ坂井姓(酒は誤記)を名乗つたもので、其の中興の祖、即ち房太郎氏から十三代前の撫養孝次郎秀景は、市ノ瀬龍松城の山本主膳正康忠公の重臣で、天正年間(一五八五年前後)主家豊太閤に攻められ、岩田川合戦の際討死されたと伝へらりてゐる。

る。しかし何れも相賀村が根本に違ひない。

相賀撫養氏は往昔熊野九十九王子相賀王子の社守で、元弘元年大塔宮二品法親王が逆徒の難を避けて、熊野に落ち相賀王子に入らせ給ひし時、既に社守を掌つてゐたのだから、六百年以上の旧家である。其の撫養氏の屋敷の東隅に、昔は十かゝえもある楠の大樹が、枝を廣い屋敷一杯に擴げて居つたと伝えられてゐる。其の根方に一基の小墳が建立せられ、明神と崇め祀つてある。それが『太平記』に所謂大塔宮侍臣片岡八郎の靈の永之に睡つてゐるところである。撫養家では代々己が祖先の墓よりも大切に奉祀して来た。然るに稍々その祭祀が中頃に至り怠つたので、忽ち家に祟りがあり家運段々と下り段になつたので、嘉永年間成道寺の住職に依頼し、法力を以て荒高い神意を和げ明神を安地蔵尊と祭りかへ、爾来今日まで札押を怠らず現戸主丹作氏に伝え來つたのである。地藏尊に祭り代える前は代々の戸主にたり、一時発作的に氣狂し其の口ばしる文句は不思議にもきまつて居つた。それは大塔宮候人として此の地に供奉し來り、逆徒の追撃に逢ひ流れ矢にあたつて倒れたのを、撫養子に匿はれ加療中賊徒に探知され討たれたと云う事である。現戸主丹作氏の敵父万作氏も一時祟りを受けた事は、現在の古老の知つてゐる所である。丹作氏は誠に懇ろに慰靈するので、近來は家運益々隆昌するばかりだと云はれてゐる。

扱片岡八郎の流矢に中つて斃れた場所を『太平記』には十津川としたので、後世該地方の人達は花折塚を建てた。一方相賀村の衆は史蹟が十津川にとられてゐても、夫は撫養氏一箇の問題としか考へず打すてゝ來たのも、時勢に取殘された山村民の無智蒙昧の致す所で、是非もなかつたことである。元來『太平記』の大塔宮熊野落の記事は、文學上千古の名文として讃えられてはゐるが、其の史蹟の實地と合致しない処の多きを以て、後世史家の間に種々疑惑を生じ、甚だしきは熊野落の事實を否認するものまで出た。其れはその筈、從來の史書が地理と事實を全然錯誤してゐるからだ、只十津川の一方面にだけ史眼を向けたからだ。一例を舉ぐれば『太平記』に「熊野別當定遍」とせるは、口牟婁新熊野、今の田辺關鷄神社の別當田辺氏のことで、○玉置庄司と云うは口牟婁岩田郷に居つたのだ。當時玉置家は繁榮し、口牟婁の玉置氏と奥牟婁の玉置氏の二家に別れて居つた。○片岡八郎の流矢に中つて斃れた処は、岩田村よりも一里上流の相賀村字小川であつた。○野長瀬六郎兄弟の大塔宮を救ひ奉つたのは、相賀村から三里奥の下河村打越、現富里村字下川と云ふ処である。其の他時日の点についても『太平記』には、竹原八郎館に御奇隅（寄寓の誤）以前の出來事を、其の後（^{一三三二年}）に如くに記してある。

元弘元年十月二十一日逆徒北条高時の大軍に攻められた楠氏の赤坂城も、遂に支へ切れずして陷落してしまつた。其後数日大塔宮は楠氏と相牒し熊野路に志し、究竟の侍臣片岡八郎等外數名を随へ、山伏姿に更へさせ給ひ、大和五条より紀路に入り、藤白・湯淺を打過ぎ日を重ねて切目王子に着かせ給ひ、熊野路の様子を聞召すに、行手に近き新熊野田

辺氏は既に逆徒にくみし、無二の鎌倉方と知り給ふたので、最早熊野三山には御立寄りになることを取止め給ひ、一氣に十津川路に向ひ、三鍋・芳養と過ぎ出立王子より途を中辺路にとり、丸・三栖を経・岡坂を越え・八上・稻葉根・一ノ瀬の諸王子を弊し、十月二十九日の黄昏相賀王子に着かせ給ふた。之を窺ひ知った田辺氏は直に玉置庄司に命じ、相賀王子より以東本宮街道の所要所に柵を構へ、御行手を遮り晦日未明、大兵を以て相賀王子を襲ひ奉った。宮はこれを知り給ひ、間道を相賀村小川より下河越にとり逃れて、御姿を消し給ふたのを賊徒之を追ひ奉ったので、侍臣の一人『太平記』の所謂片岡八郎は、あはれや流矢に中つて斃れた。之を土豪撫養氏(相賀王子杜守)憐れみ自宅にかくまひ加療中、田辺氏の嚴達の布令におそれ、ついに討首として差出し、其の罪を謝し、其の遺骸を己が屋敷の東隅楠の大樹(現在は楠枯死、一・三百年生の榎あり)の本に懸るに葬り、之を木像佛に刻み明神として安置し、代々之を尊敬し家運榮ゆるに至った。斯くて拾数代を過ぎ祭祀漸く怠ったので、家に祟り瀬々とあるにより、嘉永年間旦那寺の住職の法力を以て、荒高き神意を和らげ安地藏尊と称へ、今日に伝へてゐるのである。

(昭和八・一 「紀伊郷土」 第三号)

(二)

元弘元年十月二十一日河内赤坂城は楠氏の孤忠空しく、終に賊軍のため陥落の憂目を見るに至った。そこで大塔の宮は楠氏と牒し、一時難を熊野に避けき也給ふこととし、月の廿八日頃紀州切目王子へ着かせ給ひ、熊野路の情勢を探らせ給ふに、三山の衆徒をはじめ諸豪族は既に鎌倉に相通じ、近郷新熊野(現田辺町)の田辺定遍・口牟婁の地頭(現岩田村)の玉置庄司の輩は鎌倉の命を受け、宮の熊野へ落ち越させ給ふを、眼を光らせて待ち居るとの悲報に、折角懸命の地を失せられ、御身辺の不安を感じさせ給ひ、一氣に十津川入りを決意せられ、翌二十九日三鍋・芳養を経て出立王子(現田辺江川町)より中辺路にとり、丸・三栖を経て八上・稻葉根・一ノ瀬の諸王子を歴弊し、夕刻相賀王子に辿らせ給ふた。時に田辺定編・玉置庄司之を探り知り、相謀りて相賀王子以東、本宮街道の所要所に柵を構へ宮の行手を遮り奉ることにした。

備考 『太平記』所載の村上義光錦の御旗を賊徒より奪ひ返すの条が事実とすれば、それは前記岡坂より一之瀬王子までに起つ

た出来事で、相手方は妹背庄司ではなく岩田郷の玉置庄司のことであろう。

此の日黄昏時相賀王子に着かせ給ひ、附近の民家に宿らせ給ふたのを、探り知つたる玉置庄司は、翌晦日未明数百の勢を率ひて之を襲ひ奉った。宮は一早く間道を下河越(現富里村下川)に求め、暗に乘じ小川谷を通つて姿を消させ給ふた(此の時供奉一人片岡八郎賊矢に傷つき、土豪撫養氏に匿れ加療中、賊徒に発見され霜月廿三日終に殺されたことは、前号に詳記)。

賊徒之を追ひ奉ったが、わざと別路宇赤木谷にとりたる等、流石の悪僧田辺定遍・玉置庄司の徒も皇子には出来得る限り肉薄を避け、只北条氏への言訳的に、宮を己が領外へ追放し奉るに過ぎなかったことは察するに余りある。却説宮の一行は賊徒を避け一里上流なる小川谷下郷と云う処に至り時、夜来の空腹に堪えかね、二・三の土民の家に入り食を乞はれたが、既に玉置庄司からの嚴達によつて応ずる者なく、折りも折り二番亥の子の栗餅を棚へ蓄へながら分ち奉らなかつたのである。此の時一人衆より遅れ走せたる一行の一人が、之を聞き大ひに怒り餅を奪ひとり、馳せつけて宮に奉つたと云ふ。後年是大塔の宮であつたことを知り、土民はその非を悔ひ・且つはおそれて、以来この地方では一切餅を搗かぬ習慣となり今日に伝つてゐる。其処に又宮の空腹に疲れ給ふ御足取で越えられた小峠がある。今之を宮越えと称して當年の名残を留めてゐる。

夫より溪流に沿ひ溯ること半里、宮の一行の途方にくれた山道の分岐がある(今の字中之又口)。ここにてしばらく御休息されたと伝つてゐる。後年侍臣平賀三郎と竹原兵庫が再びこの地に潜み、宮の薨去の後御賜の劔を御靈代として祀つたのはここである。尚溯ること一里余りにして、相賀と下河郷との分水嶺水呑峠がある。伝え云ふ、宮空腹を補ふに水を求められ、臣下の者溪水を汲み来り奉つた所なので、以来此の地を水呑峠と称すと。

同峠を下り下川郷に入れば日置川の清流あり、之に沿ひ溯ること約二里、支流安川との合流近露往来の分岐点に打越なる地名がある。宮の一行この地に辿りつき見れば、憎さも憎し玉置庄司の勢既にこゝに先廻りなし、宮を袋の鼠と取囲んとする有様。宮之を眺められ今は絶体絶命なり、いざいさぎよく自刃に及ばんと主従覺悟を定め御座になり、もう肌脱がうとする折柄、俄におこる軍馬のいなゝき、仰ぎみれば弓手の林間に翻へる数流の赤旗、コハ賊徒の襲来かと悲ませ給う間もなく、近露往来を息せき寄せ来る数百の精銳、玉置勢目がけて横合から一齋に射寄せ薙立てたので、さしもの賊兵総くずれとなつて相賀方面(潰走)去つた。

かくして宮の御前に進み出たのは近露の豪族野中瀬六郎・全七郎兄弟であつた。彼等は夙に勤王の志厚く、豫て宮が熊野へ落させ給ふことを風聞し、首を延ばし待ち奉る折柄、玉置庄司の徒ら本宮街道を柵を構ゑて御行手を防ぎ奉つたことを知り、扱は宮は相賀王子より下河越の間道をとられたことゝ察し、一族郎黨を従へ馳せ参じ救ひ奉つた由を言上に及べば、御感斜ならず直ちに横矢なる姓を賜つたと伝えられてゐる。

かくして野中瀬氏は宮の御危難を救ひ奉り、全所より二里の安川上流の山中(今の大塔山)に黒木の御所を造営し、暫し奥熊野の積雪の消えるまで此の地に御籠居を勤め奉り、兄弟力を悉し御守護し奉り、一方近郷は云ふに及ばず奥牟婁方面へ令旨を伝へて勤王を促したので、風を望んで飯順する士続出、就中奥牟婁の戸野氏・竹原氏の如き忠篤の士を得るに至つたのである。

宮は安川上流の山中（今大塔山）に籠居し給ふこと九十日、奥熊野の寒氣漸く和げる翌元弘二年正月晦日を以て、北山の莊へ移られることゝなつた。野中瀬一族之を守護し奉り、牛鬼峠を越え請川に出で熊野川を宮井に下り、夫れより北山川を遡り右岸戸野（今の東野？）に至り、暫し戸野兵衛の館に足を留められ、尋いで二里上流なる北山莊竹原なる竹原八郎宗規の館に入らせ給ひ、滞留半年軍備を整ひ、翌三年閏二月吉野山に賊の大軍を引受け、大ひに戦はれるに至つた。

備考

塔宮の劔を御靈代として祀れる鮎川村劔神社は、古来秋の大祭は宮の相賀に於て御受難の十月晦日とし、春の大祭を宮の大塔山を御出発、奥牟婁北山莊へ移らせ給ひし正月晦日を記念したのであると伝ふ。安川上流大塔山の山腹に、約三反歩位の平地あり、こゝに宮の御所を設けられし跡であると。今ここを御所跡と称へてゐる。尚ここより程遠からぬ、字和田には赤松律師則祐の落胤赤松氏が今に伝つてゐる。

野中瀬氏は世々熊野野中に住し近郊数村を食む。其の先は六孫皇經基に出づと云ふことである。竹原八郎と力を併せ、大塔宮を守護して吉野山の経営を補佐し、一族の忠勤をぬきんじ奉つた。大塔宮より横矢姓を賜り横屋（矢）六郎と称した。其の子淡路守盛矩と共に南朝を補翼し奉り、楠氏の麾下に属して居つた。楠氏哀^哀ふるに及び故山に皈り再び出でず。後数代横矢左近丞の代に至り、^{（一五八五年）}天正十三年春豊太閤の南征に抗し、湯川直治・真砂莊司らと力を合せて塩見峠の天險に拠り、寡兵よく大軍を粉碎してよく熊野武士の面目をあげた。全年八月熊野の諸豪族悉く降伏したので左近丞もついに甲を脱いで北山莊赤木に詣り罪を謝したが、藤堂與右衛門高虎横矢の智略を恐れ、且つ死守し抗拒したのを深く恨んで之を許さず、遂に舉族殺害せらるゝに至つた。今牟婁郡近野村にある横矢氏諸家は皆その末葉であると。

備考

『太平記』に野長瀬と誤記して以来、十津川郷に野長瀬なる地名がある。熊野地方には又野長瀬の姓まで出来た。しかし実は野中瀬氏が本當の姓である。日高郡比井崎村の塩崎氏の系圖にも此註記があると聞く。

（昭和八・四 「紀伊郷土」 第四号）

熊野の蜂蜜

雑賀 貞次郎

著者未詳の『雨窓閑話』に、幕府の旗本進喜太郎が僕才六は「極めておどけ者にて狂言を好み、御旗本の慰みものに」関ヶ原の役に左腕を打たれ用に立たざるも、尚召し使はれ、膏藥を練ることを覚え金瘡を療治するに妙を得、諸人に頼まれ殊の外はやつた。大阪の役にも従ひ負傷者の手當などもしたが、あるとき才六の狂言に「我々軍をするには多く金が入ると云う。皆聞いてその戯言をおかしがり、その金をもつて如何にするやと問ふに、才六が曰く「先づ我が軍

法を聞き給へ、紀州熊野で蜂と蜜とを多く買ひ来て、人数にて持ち運び樽などへ詰めさせおき、蜂は袋に入れ置きてスハと云はん時、大柄杓数千本で彼の蜜を汲んで敵へ打ちかけ、袋の口を解いて蜂を一時に放ちたらば、あまたの蜂群りて敵をさし殺し、又さゝれて痛むところを切つて入るならば勝利を得ること疑ひなし」といへば、一座興に入てあごを抱えけるとぞ」とある。『雨窓閑話』は一に『白川夜話』とも云ひ、樂翁の著とも伝へられたといふ。嘉永四年(一八三〇年)の刻判だ。『和漢三才圖繪』に「蜂蜜出於紀州熊野者最佳、藝州之産次之」とあり。『日本山海名産圖繪』には、「およそ蜜を釀するところ、諸国有皆中にも紀州熊野を第一とす。藝州これにつぐ云々」とあり、『三才圖繪』は正(一七二一—一七二六年)徳のもの。『名産圖繪』は文(一八二八—一八三〇年)政のもの。恐らくは『三才』から『名産』、それから『雨窓』へ糸を引いてゐるのではないかと思ふ。

紀州の儒野呂松盧は天保(一八三〇年代)の初、和歌山から田辺に移り留り徒に授けたが、その牟婁雜詩五首・田辺客中作の一首のうち「霞華頗足養遐心、巖寶蜜香蘿徑深、嶽氣結靈胎翠壁、土精融液産渾金」の句あり。其の註に「牟婁在処蓄蜂收蜜又有得石蜜者 田辺管内奇石所謂仇池靈壁之比又熊野山中所々産銀銅」とある。『紀伊続風土記』には「蜜蜂各郡人家に畜ひて蜜を採る蜂なり。蜜は『和名抄』に美知と訓す。石蜜・木蜜・山蜜・家蜜等の品あり。牟婁郡より出づるを上品とす」と載せてゐる。何れにしても牟婁、即ち現今の東牟婁・西牟婁・北牟婁・南牟婁の四郡、殊に熊野を以て称せられる東牟婁郡が中心地として、古来蜂蜜の産地として有名であつたことが知れる。

大正六年刊の『東牟婁郡誌』には、同郡七川村大字松根の太古(タイコ)といふ戸数兩三戸の部落で、千余年前野生蜜蜂の釀巢からその貯蜜を採取し、他の生活資料と交換したとは、口碑の伝ふところで実に「太古蜜」の起源である。

後の人人その利を覺り、野生蜂を捉えて木洞に容れ人家付近に入置き、漸時分巢、増加して山間に飼育するに至り、「太古蜜」の名は「熊野蜜」に(一八六八年)變じ、大に世に宣伝せられるに至つた。しかし明治初年天候の關係・其の他に一時衰微したと述べてある。昭和三年和歌山縣内務部刊の『和歌山縣の副業』には、蜜蜂産額の統計を和歌山市三、一七五円・海草郡九、三二五円・那賀郡一一、四六六円・伊都郡一〇、六四五円・有田郡八、二四五円・日高郡一一、一〇七円・西牟婁郡一、四一二円・東牟婁郡三、五〇四円としてある。那賀・伊都・海草・有田各郡の養蜂は、明治・大正に洋蜂を輸入し發展したのである。東牟婁郡は県下各郡市の統計だけを比較してみても、今日では顔色のないほどになつてゐるが、今も風土の關係から日本種を飼つてゐるのが多く、而して養蜂地は東牟婁郡四村大字武住方面を中心として居り、同方面には至ところ蜂巢を置いてゐるのを見る。これが昔は養蜂地として日本の代表産地であつた名残であらうか。

一位公と粉河

重田 重一

花衣かざらき山に色かへて 紅葉の洞の月をながめよ

(玉葉和歌集)

かざらぎ山、即ち風あらし山・漢字では風猛山と書き粉河寺の山号になつてゐる。粉河寺に賽する者は大門を抜けて補道を右に折れ、御池坊・童男堂・出現池・阿彌陀堂・太子堂等を右に押しつつ東して、五代目蜂屋の鑄造せる荷葉盤に嗽ぎ中門の階下に佇立すると、楼上に震々しく掲げられた三文字・三つ葉葵の御紋付で雄渾なる筆蹟、『風猛山』の遍額を仰ぎ見るであらう。この筆者こそ是一位公、即ち第十代の藩主徳川治宝卿(ハルトマツ)(舜恭公)その人である。一字の面積四平方尺を占め、落額は「特進治宝之章」、関防には「惠露仁風」と刻せられてゐる。先生土方伯が詣でられた時、直ちにこの額を見出し「これは誰の筆か立派なものじゃ、大切にせおけばいかぬ」と、案内者に仰せられたとの事である。

公は歴代の藩主中でも特に傑出された英主で、生前從一位に叙せられたのは十四代茂承公と二人切りで、單に「一位様」といへば治宝卿をさすに至つたのもその爲である。公の御染筆を乞ふた扁額は和歌山方面に於ては、海善寺(清雲)・無量光寺(無量光)・吹上寺(無量海)・養專寺(淨華台)・妙慶寺(大信海)・西岸寺(常行殿)・長覺寺(本願力)・法專寺(円通殿)・西要寺(莊嚴閣)・御坊(功德衆)・法福寺(光暁閣)・本弘寺(瑞泉院)・禪林寺(南嶽)・感応寺(常住此説法)・江西寺(金比羅大權現)・眞光寺(法泉院)・龍源寺(瑞雲)・住吉社(瑠璃殿)・明応院(瀟濯)・願立院(龍昇殿)・五百羅漢(全上)・和歌法福寺(光暁閣)・松江萬福寺(清淨勳)・梶取総持寺(廣開淨土門)などあり、粉河十禅院には(宝鐸墜)と(薦福殿)の二幅を藏する。

× × × × ×

頃日粉川町の素封家八塚常一郎氏所藏『粉河寺中門再建略記』と云ふ一軸を拝見した。その文句は

夫當山中門者、罹天正之兵乱與諸堂烏有、追日重年諸堂頗雖復旧觀未能及中門矣、宝曆中泉州堺有信士拋財雖告立石礎末至木土之功不成。之於文化初衆走等企再建奔走四方募十方檀那信施、纔雖經始功中道而廐着二十余霜。近頃有八塚氏者頻々嗟嘆末成就久。偶天保二卯春以從前旨趣愁訴 国館御部屋御方喜捨淨財且扶助落成辱蒙許諾而後告報干山中而御内證御方亦戮力内々賜黄金加旃終達 前大納言尊公之嚴聽御随喜之余自天保二卯年及當辰仲春每時賜黄金許多焉。誠以佛言佛法附属国王大臣有力檀那矣。時哉不經一歲中門再建至有告落成。於此乎辱下命於曆家者流終撰良曆天保辰四月自念四日至念八日當上棟並安四天王之供養者五日大修法會且祈 国

醉者全依 国君外護之力也 其恩不宏大哉。況八塚氏嗟嘆之功亦不爲尠矣。是故住山僧侶深荷温顧祈国家繁荣御御子孫長久之事務永年不可怠慢者也 因略記以伝后混云爾

天保三壬辰四月 吉穀旦

前大納言尊公とは即治宝卿であり、御部屋方とは十禪律院の樞越として有名な小夜姫(於佐衛姫)の事である。一位公と粉川との密接な関係は、十禪院の宝物を一覧すれば自ら了解する。當院所藏の宝物大部分は一位公の御寄附か其の關係物と見てよい。粉川寺鐘樓の脇から三十間の石階を上りつめると、「禁葷酒」の立石と、正面に仰ぎ見る『宝鐸墜』の御額。昔は御殿様以外に絶対に使用しなかつた大玄関・二百余畳式大庫裡の奥座敷は殿様の御部屋・隣の八畳は婦人の居間・紀州公御好の洗心庭、どこか超然とした趣のあるお寺だ。其の本堂は薦福殿とも云ひ総樺作りの六間四面。本尊は阿弥陀・觀音・勢至三昧の坐像。旧藩主代々の靈牌(厨子はすべて根来塗)をはじめ、紀州公念持佛・除災難不動明王。一昧及五大尊佛画では金紙金泥の来迎佛と受戒三聖・天台高祖像十五幅・釋迦涅槃像等々すべて一位公の御寄附で、此の他にも御道具等夥しく高價な什物もあつたのを、維新変革の際京阪地方の古物商を招いて、五日間入札売却に附した爲、立派な宝物を減らしたのはおしい事だと古老が語つてゐる。一位公は絵画も御勘能で根来寺(荒浜の画譜)・和歌浦東照宮(葡萄喜壽玉の画)・長保寺(牡丹孔雀の画)など優秀な物だが、粉河町内でも十禪院に玉の画、有本興一郎氏(鴛鴦)・脇元之助(人物と亀)・御池坊(雪牡丹・竹)・八塚常一郎氏(梅の画)など所藏されてゐる。

抑々佐衛姫とは如何なる女性か『南紀徳川氏』によれば、天明元年三月四日生・有本氏養女・実父川上萬之助女・治宝卿御内證の御方として錯姫君(寛政七年)・御嫡男(寛政十一年生・早世)・豊姫(寛政十二年生)の実母であり、錯姫は松平陸奥守の室となり、豊姫は第十一代齊順卿の夫人(鶴樹院)となられた。文政七年治宝卿致職後は御部家様と呼ばれ、嘉永二年十一月二十五日一位公の先立つこと四年六十八歳で逝去された。浜中長保寺に葬り法名を榮恭院と云ふ。長女錯姫君御誕生の時は年齒わづかに十五歳、御簾中種姫(貞恭院)庖瘡にて御逝去の翌年で、公が廿五歳の時に當る。其の誕生地は橋本町東家であつたと云う巷説を頼りに、一日同地へ出かけ種々の調査を試みた。文化十三丙子年十月に東家村陀羅尼寺御宝前へ御寄附の幢幡が一对残つてゐる。陀羅尼寺は現代寺脇の觀音寺に併合され、同寺の莊嚴物となつてゐる。於佐衛姫の容貌は夭折された御簾中によく似た美人であつたために、東家のテンテコ長屋に生まれ乍ら、好運にも玉の輿に乗ることが出来たのだと、當時羨望の話題に残つてゐるが、よしや陋屋に生を受けた彼女にしろ、十四や十五のうら若い頃から御内證の方となり、英明な一位公の寵遇を忝なくすること五十五年、粉河寺の興隆に内奏の功績顯著なりしことから推して、相當な才媛であつたに違ひない。一位公の思召を以て十禪院に寄附されてある榮恭院画像を見ても、実に立派な大奥としての氣品が偲ばれる。何しろ身分が身分だと云うので、御輿入の時には土地の素封家橋

本の一色家が肝煎で、粉河の八塚本家が養親の様な地位に立って事を運んだと云う話だ。八塚氏には今猶御墨跡（雲外賞）・御庭焼の花瓶及抹茶々碗・法橋に阿製手爐・佩用の大刀大小二振・豊姫の羽子板・具合せ用具一揃等拝領品を多く秘藏されてゐる。

十禪院本堂

棟札の書附には

（八二九年）
文政己丑春二月十四日

本州大守前中納言太眞入道源重倫卿

再建之

本州大守前大納言

源治宝卿

本願 比丘尼御下屋敷 持法

工匠 都管 根岸作右衛門 助都管 樋口佐兵衛

壹弟子 金森平兵衛 修造幹事 近住 貫亮

国家安穩 興隆佛法 宣祐幽紙（祇） 顯利黎庶

と記されてゐる。重倫侯は八代の藩主で治宝卿の実父、大殿様とよばれた方。十禪院建立着手の寛政十二年（一八〇〇年）に逝去されたのであるから、一位公は父君御菩提の爲、且は御嫡男觀達院（一週年忌）・御簾中貞恭院（七回忌）・御生母澄清院（三回忌）等の御回向もかねて再建を封助されたもので、世俗に伝ふる如く単に御内證穩棲の地として、建てられたものではなかつたろうと思ふ。何故かならば御内證の方とは云へ於佐衛姫の入ったのは、既に御簾中逝去後のことであり、十禪院建立以前に公子二人を江戸で、一人を和歌山で出産されてゐること。着工してから完成するまで約三十年間の長日月を要した事実等によつても、公が積極的に建立されたものでない事が知られる。其の間資金募集には當事者として相當苦心した跡が見えてゐる。再建計画の中心人物であつた惠澄（又慧澄）律師は、山門安樂院と聯絡を保ち、且つ下屋敷御内佛勸の持法尼の応援よろしきを得て藩主に依頼し、沙弥覺雲亦惠澄和尚と心を一にして、御藥種畑廣敷御用人衆に屢々請願書を差出し、勝村・梅山など云ふ老女を通じて、御部屋様・御内證の御機嫌を伺つた事實は、當院所藏の往復文書によつても明である。矢倉ヶ岡の十禪院墓地には、この惠澄・持法・覺雲三氏の功績（功績）を物語るかの如く、而してその程度をも象徴するが如く仕送られた墓石が建つてゐる。

粉河の和歌

田村 貫雄

粉河は觀世音の靈場として千幾百年の間、衆鹿の皈依を集めた土地であるから、参詣の文人墨客の遺した詩歌の類も少なくない。私は粉河寺資料として日頃これが蒐集に努力してゐるが、此の稿では数多くそれらを連ねると云ふよりも、すでに弘く知られてゐる数種の歌について、『粉河寺縁起』などを介して、それらが創作された機縁を考へて見たいと思う。

はやたつのこの川浪もしるしあれや 松はこたふる風市の森

この歌は『三国伝記』に佐太夫長者の作としてあげてゐるものである。河内の佐太夫長者は、娘の病氣を助けてもらった謝礼に、一族を引具して『風市の森粉河寺』を尋ねて来たが、どうしても尋ねる寺がわからぬので、ある森のほとりに立ってなやんでゐると、普門品を手にした一人の老翁が現れて、「可成爲智の森は、これなる松原である」と教へて行方知れずなつてしまった。長者は「されば粉河寺はいづくであらうか」と、谷川のほとりにたゞづんで詠じたのがこの歌である。谷川の水は俄に色を変じ米の粉が流れて来たので、川を遡つてついに粉河寺にたどりつき、觀世音を拝することが出来たと云ふのが、『三国伝記』に擧げた粉河寺靈驗の物語である。

長者のこの物語は、『粉河寺大卒塔婆建立縁起』や坊間流布の『粉河寺縁起』と多少相違する処もあり、長者のこの歌も他書には見えぬから、『三国伝記』が何によつて、これを佐太夫長者の作としたか不明である。且つ歌そのものも果して奈良末期のものか疑なきを得ないが、粉河についての和歌として伝ふるものゝ中で、最も古い作品とせねばならぬ。

むかしより風にしられぬ燈の光に はるゝのちの世のやみ

花山院御製

『新拾遺和歌集』、「修業せさせ給ひける時、粉河の觀音にて御礼かゝせ賜うける御歌」といふ前書にて、此歌をあげてある。『粉河寺縁起』によれば、花山法皇は入道民部卿能俊・入野左大辨之惟成・三井寺元清阿闍梨等を従へて、^(九九一年)正暦二年の冬熊野より御下向の途次粉河寺に御参詣遊ばされ、礼堂にて御通夜あらせられ、翌日鎮守社に御参拝の後内陣にて御読経あり、『南無自然出現觀世音無垢清淨老恵日破諸闇』と書せられた小札を東礼堂の乾角に懸けさせられて、この歌を御詠み遊ばされたと云ふ。寺伝によれば『父母の恵も深き……』と云ふ粉河寺の御詠歌も、その時の御製であるといわれてゐる。

いとうべも花のあたりはあだなれと　いかに散るらん吹く風の森

『前大納言公任集』に「粉河寺にもうでつきて、風の森といふ所に」と詞書してこの歌を挙げ、公任が粉河寺に参詣した年代は明でないが、和歌の浦の歌などともにこの歌を連ねてあるから、同じ旅の歌であったのかと思はれる。風の森は前にかゝげた風市の森であつて『紀伊国名所圖會』などには、この森の歌を他に数種あげてゐる。

花衣かざらぎ山に色かへて　もみじのほらに月をながめよ

『玉葉集』には『粉河寺縁起』の一節を詞書として此の歌を擧げてゐる。紀伊守藤原重経は後冷泉天皇康平七年六月二十八日に粉河寺に参詣して俄に発心の志をおこし、参籠祈念してその出家修養すべき地をうかがつた時、夢中にこの歌を示されたと云ふのである。彼はその夢告に従つて「かざらぎ山（風猛山）」即粉河寺の東別所の能覺上人と云ふについて出家して、名を素意と改め「後紅葉の洞」が多武峯をさしたのであることを知つて、延久三年春多武峯に登り、晩年和泉国松村の郷に移り住んだと云う。彼の歌は『後拾遺集』・『千載集』などに見えてゐる。

補墮落の海を渡れるものなれば　みるめもさらに惜しからぬかな

この歌は『風雅和歌集』に載せてある。『粉河寺縁起』によると、伊都郡隅田庄の藤原成俊の娘は生れつき盲目であつたので、母の姿を一目でも見たいものと嘆いてゐた。母も憐な娘の姿を見ては涙のかわくひまもなく、医療はもとよりあらゆる神佛にも祈をさゝげたが、少しも其の験がなかつた。長治の頃七歳になつたこの娘をつれて、當寺に参籠し礼堂の正面に跪き、膝の上に盲目の娘を抱いて

補墮落の海に生なるものなれば　子のみるめをば賜へとぞ思ふ

と祈つた。「みる目」は云うまでもなく「見る目」と「海松」とをかけたものである。ところが夢中に薄墨染の衣をまとふた僧が現れて、「補墮落を渡れる」と云う前掲の歌を示されたが、娘の目はそれ以来不思議に癒えたと云ふのである。

ひとのこのその心のにござるは　おやのながれにすまぬとをしれ

この歌も『玉葉和歌集』にのせられてある。粉河寺第十三代別當実覺が執務の上の失策から、久安六年に寺を出て南都に移りすむことになったが、後安元二年の春熊野参詣の途中、粉河寺の前を過ぎて遙に礼拝して

みるたびに袖をぬらして過るかな　親のながれの粉河とおもへば

と一首の歌を詠じて懐旧の涙を流した。やがて田辺宿に泊つたとき夢中に僧が現れて、前掲の歌を示され懇にさとされたと云ふ。

伝え聞く粉河の水のいかばかり　本の光の月もすむらん

藤原　爲家

この歌は爲家卿が文永元年四月二十日夢告により、霞以下三十三の題にて各歌首に『なむくわむせをほさつ』の一字づつを冠した、三十三首の和歌を詠じて奉獻した中の一首である。原本は今伝わらず、後裔藤原爲久が享保九年九月に右和歌を書した一巻が粉河寺に所蔵されてゐる。

法のためこの身は骨をくだきても 粉河の水に心にぐすな

三条西 実隆

しるべせし紅葉の洞の月もあり たのむひかりややみを照らさん

右 〃

この歌は『雪玉集』にもせてある。逍遙院内府実隆が^(一五二三年)大永三年四月二十三日粉河寺に参詣せられた時の歌である。

『高野山詣日記』に、根来山参詣の記事について

『廿三日雨気ありと人々申せしかども、いそぎたちて粉河の施音寺にもうで、おかみ侍りければ堂の様など莊嚴巍々として殊勝きはまりなくなむ。本尊は十一面千手観音となむ。額の文字施音の二字は常の文字にて、寺と云う一字なんか古文に侍り。御前に念誦のほどおもいつゞけ侍りき』、として此の二首をあげてゐる。「しるべせし……」の歌には「玉葉にこの寺の観音の御歌とていれることあるを思ひでてよめる」と書きそへてゐるのは、いふまでもなく素意法師が夢中に示された、「花衣かさらぎ山……」の歌を指したものである。

つきせじな法の心もはかりなき

粉河の水の深き流れは

藤原 爲久

^(一七二四年)享保九年五月朔日は爲家卿の四百五十回忌にあたるので、曾て爲家卿が夢告により三十三首の歌を粉河寺に奉獻した先例にならひ、其後裔爲久が同年四月二十日に同じ題にて、同じ冠字の和歌三十三首を奉納した中の一首である。中古以後の諸家の和歌で、諸書に散在するもの尚尠くないが、今はこれにて筆を擱くこととする。

(昭和九・一〇 「紀伊郷土」 粉河号)

異本粉河寺絵巻考

葛城 海潮音

従来『粉河寺絵巻』の研究と云へば、現存の国宝絵巻のみに就いて研究されたようである。無論そうあるべきであるが、最近頻々として発見せられ、漸く世人の注意を喚起しだした数種の異本絵巻が、国宝絵巻の研究のみでは依然として謎とせられてをった疑問を、解決する重要な鍵を握つてゐるのではないかと思はれる点が少ない。例へば絵巻が一巻であつたか乃至二巻であつたか、筆者は鳥羽僧正か否か、詞書の筆者は果して定家卿か否かと云ふような点や、国宝絵

巻の焼歟年代や焼歟以前の全貌を明るみへ出すのは、これら異本絵巻研究家に残された仕事であり、且つまた行詰った粉河寺絵巻研究に一転期を画すべき任務を示唆されてゐるかの感が深いのである。

現在知られてゐる限りでは、異本と称されるものは次の三種である。

一、粉河寺所藏

二、海岸院所藏

三、某家所藏

このうち「粉河寺藏異本」は、関係先の宅に門外不出の秘本として黒箱にとじこめられたまゝであつたのが、奉納せられて大正年間粉河寺の所藏に皈したものである。「海岸院所藏の異本」は古来同院の秘藏として他見を許さざりしものである。「某家所藏異本」は古来粉河寺に縁故の深い某旧家の所藏で、尚このほかにも粉河寺関係の各種重要資料を沢山もつてゐる家のものであるが、この異本絵巻は未だ公開せられないので余り多く語る事が出来ない。今は主として前二者について考を述べ、某家所藏の分については手許にある文献について判明してゐる限りを述べることにしたい。

「粉河寺藏異本絵巻」はバラバラの紙片であつたものを、最近国宝絵巻の体裁に慣つた巻物仕立に表装した一卷であるが、筆者及び年代不詳である。「海岸院藏異本」は二冊の折本であつて、巻末に元禄十六年癸未年の模寫たる旨記載されてゐる。「某家所藏の異本」はやはり折本仕立らしく、巻末に明和六己丑年八月宮本維敬(梅岸)模寫、同年海岸院泰然の跋文がある。粉河寺藏異本も模寫であることだけは一見確實で、これら異本はことごとく模本であることは断定しても差支へないことと思はれる。

「粉河寺藏異本」には和文の詞書がなくて、要所要所に簡潔な漢文の一句か二句よりなる解説があつて、絵の量が「海岸院藏本」及「国宝絵巻」に比して最も多い。「海岸院藏異本」及「某家藏異本」には何れも同一の和文の詞書があるが、両者共に「国宝絵巻」の詞書に該當する意味は同じでも文章は異つてゐて、「国宝絵巻」の詞書に該當する文の前後に、なほ数条の詞書が存在している。そして「国宝絵巻」詞書と同一の文章は、其の他の古文書類にも発見されないのは一つの不思議である。

従来「国宝絵巻」の絵の筆者について異論がある以上に、詞書の筆者に対する異論が多いばかりでなく、頭から寺伝を抹殺するがとき態度の者が多い。古来「道成寺絵巻」の研究家は畫の研究に終始してしまつて、詞書には余り重きを置いてゐないが、異本を漁つて詞書を研究したり、又は書道上からの研究が遂げられるなれば、意外の新発見がないとは限らない。否むしろ私達は異本を漁つて詞書を研究したり、又書道上から研究等々側面の研究が遂げられるならば、多くの期待をかけてもよいのである。因に「国宝絵巻」の巻頭の詞書のあつたことは、縁起の上から云つても・次に来る文章の続き具合から云つても確實であるが、焼歟してゐるのと・同文の文献がないことで巻頭詞書の文章は不明であるが、其の意味は判然とわかつてゐるものである。

次に畫の方について、「国宝繪卷」と各種異本とをわかつてゐる限り対照することにしよう。

「某家藏異本」には文献があるが、繪卷自体は公開せられたことがないのだから、その心算で御判読を願ひます。何れにしても「国宝繪卷」は詞書のみならず畫面数も各種異本に較べて最も簡潔で、卷頭に近い程毀損が甚しくて、卷首の詞書の如きは全然焼失してゐるが、畫面は卷頭に於ても之以外別の畫面の焼畝がないらしく思はれる。「粉河寺」並に「海岸院藏」二異本と「国法繪卷」この畫面を比較すると次の増減がある。

一、大伴孔子古の光明感得

二、孔子古の發心受戒

三、童男行者の眞心靈佛調^り刻

四、童男行者紅帶を持し飯山

以上四畫面は「粉河寺藏異本」には悉く具備しいゐるが、「海藏寺藏異本」には第二と第四の兩畫面が畝除して居り、「国法繪卷」には以上四つとも盡く畝けてゐる。三異本の模寫年代は上述の如く粉河寺藏の物を除く他はわかつてゐる。そして三異本とも「国法繪卷」の火災によつて焼畝した繪卷としての天地兩部における畫面が、完全に模寫されてゐるのは望外の幸福である。これらの異本によつて国宝繪卷の天部と地部の焼失した箇所、豫想外の姪畫面が存在してゐたことがわかる。異本は勿論模寫のことであるから、幾分「国宝繪卷繪卷」には及ばぬ点もあらうが、これら異本を通じて焼畝以前の全貌をうかがうことのできるのみならず、全卷を貫く構想が如何に麗しく、原作者によつて意圖せられてゐたかを如実に想見することができる。且又畫技の上より見ても火災兩表装等によつて失れた原畫の賦口をも目のあたり見ることが出来るのである。この意味に於て之等異本は焼畝以後に模寫せられた。「粉河寺藏」廣隆(?)の模本以上に重大な價值と意義とをもつてゐるものである。

異本研究家にとつて尤も手硬い一の難関は、頻出する異本が盡く模寫であるが、どこか違つた点が存在することである。

(廣隆?)の模寫のみは畫も詞書も「国宝繪卷」と全然同一の模寫であるから、こゝでは異本として取扱はない)。この原因は果してどこから来るのか?。古来色々論議せられる「粉河寺繪卷」二卷說到凱歌があがるのか、それ共原本は一種類しか無かつたのかだが、或時代に祝歌の災厄にあつて焼畝した爲におこつたのか、乃至は別個の原因から來たものか?、極端な說に従へば現存「国宝繪卷」は正本ではない副本だとの説もあつて、紛糾窮る所を知らぬ有様である。さり乍ら今は「国宝繪卷」を正本と見て、雑多な異本異說のあることを承知の上で、今一応国宝繪卷と異本とを対照し乍ら兩檢討を試みたいのである。

「国宝絵巻」の特長は何としても簡素な畫と詞書としての優秀性をもって價值づけられてゐる。勿論こう云つたとて異本の絵が決して拙いといふのではなく、「海岸院異本」の如きは書畫共に傑出した作者の魂をこめた優秀な作品である。

「粉河寺藏異本」は神韻自ら生ずる態の素朴な氣品の高い作品で、私達が最初一見した時「国宝絵巻」も火災によつて、こんなに多くの畫面を削除するの余儀なきに至つたのかと思つたが、更に「海岸院異本」を見て二つの異本と「国宝絵巻」とを対照して見ると、絵巻の物語が余程進行して、天地の焼歟が可なり少くなつた辺でも、畫面が国宝の分では全然歟けてゐるのは、果して焼歟以前の「国宝絵巻」から異本が模寫されたものか否かに疑問を抱くようになった。

童男行者が長者の宅から持販つた品は、「国宝絵巻」ではさげ鞆と紅袴となつてゐるが、異本はみなさげ鞆と紅帶説となつてをり、又「元亨釋書」・其の他の文章には箸筒とするものが多い。又異本絵巻の物語としての畫面展開は順調に進んでゐるが、「国宝絵巻」のような畫面構成では意味が通じる範圍内で、余程省略せられることになるのはまだよいが、「国宝絵巻」は修理の際明に畫面の順序を誤つて前後してゐることがわかる。この点は異本絵巻の出現に依つてわかつた新発見である。「国宝絵巻」は巻物として巻いた儘火災にあつた爲め、巻頭に近い程災厄が甚しく、天地の焼歟と、上と下とから焼いてしまつて、焼残つた形が巻物としての周圍を一週したところと二週乃至三週した所とは幾可^{（二）}幸的相以形^{（一）}になつたため、修復の際前後したのも無理からぬ問題である。

「粉河寺絵巻」が火災にかゝつた年代乃至修復の年代がはつきりすると、問題は余程縮少せられるのであるが、これがまた難物である。某家の所伝によると、粉河寺旧藏の正本は天正^{（一五八五年）}の兵火以前に焼失し、之に代つて該家所藏の副本が改まつて粉河寺に寄進せられ、これが天正^{（一五八五年）}十三年に焼歟して現存の国宝になつたといふ二卷説であつて、もし之が事実であつて兵火以前に焼けた所謂正本が今日現存するなれば、それこそ超豪華版であるに相違ないと考へられる。現在該家所藏の模寫は、明和六年^{（一七六九年）}正本より寫すと記されてゐるが、寫眞で見ると模本も天地に焼歟がないようだから、若しそうだとすると、「国宝絵巻」焼歟の年代に誤認があるか、乃至云うところの正本とは「国宝絵巻」ではなかつたことも解釋できることになる。

有名な天正年間の兵火の後に、粉河寺は尚元和二年^{（一六六一年）}と正徳三年^{（一六八九年）}の二回火災にかかつてゐる。「海岸院異本」は正本よりの模寫とすれば、元禄十六年^{（一七〇三年）}にはまだ正本が火災にあわなかつたことになり、更に某家の説くが如き降て、明和六年^{（一七六九年）}にも正本があつたとすれば、其以後にも火災又は災厄があつたことになるが、寺伝による最近の火災は正徳三年であつて、他に絵巻受難の記録もない。正本がそんなに最近まで無事であつたとすれば、正本と模寫との相關々係がもつと判然するであらう。

某家の説は正本「国宝絵巻」は天正の兵火にかかったといふのであるが、それ以後に「海岸院異本」のごとき焼畝のない異本が出てゐる（勿論この異本の原本は「国宝絵巻」であるかどうかは不明であるが）。兎に角「国宝絵巻」の焼畝は、天正の兵火か元和乃至正徳の火災にかかったことになる。天正の兵火には堂・塔悉く鳥有に皈したのだから、絵巻も焼けたと見られるが、別に絵巻のみに関る記録がない。しかるに元和二年火災があつて、元和九年に南龍公が絵巻を修覆してくれた記録あるから、元和二年の火災で天地両部に焼畝ができて、同九年に修覆せられたと考へると、尚その後に大量の什宝が焼失したと伝へられる。正徳の火災にも相遇してゐる理だが、絵巻に関する記録は元和九年の修覆以外には見當らぬから、今の処正徳年間には火難を免れたとみるのが至當だと見るのが有力である。しかし南龍公修覆の記録はあるが、果たして現存国宝絵巻であつたのか否か、又た當時数種の絵巻があつたのか否か、修覆の元因は何か・修覆の際脱落を生じたか等々明白でないが、修覆の数年前火災があつたから火災による修覆と見るのが穩當であるし、南龍公によつて成される修覆に際して、焼畝の比較的少ない場所で故意に脱落を生じたとも考られない。その後正徳にも火災があつたが、現存焼畝のある絵巻の現存する事実に鑑みて、正徳には災厄をまぬがれたと見るのが妥當である。

さうすると異本絵巻の原本となつた物はどうなるのか、それと「国宝絵巻」との関係はどうなるのか、それと数種の異本絵巻が互に内容に相違があるのはどうしたことか等々問題は盡きない。異本絵巻の原本に該當するものは今の処見當らない。まして「国宝絵巻」との関係も判断すべき筋合ではない。こんな問題に対してドクマは排除さるべきであるから、單なる私の想像はかそけき個人的思念として次の様に考へたい。

異本絵巻の源流はやはり「国宝絵巻」より出發したものであらう。そして時代が降つてからの事で、——と云うのは国家、「国宝絵巻」は詞書・絵画共に「孔子古の縁起」と、「佐太夫長者の靈驗記」に終始してゐるのに対し、海岸院藏及某家所藏共意盡くさざるなしの体裁をもつてゐる。それは海岸寺藏及某家藏共に、詞書が遙か後世のことまで追加せられて居つて、追加分に対する画が描れてゐないが、詞書にしても「国宝絵巻」の簡潔直截俳文的であり、異本は詳細なものである。画も異本の方が詞書と対応する関係上画面が多い。「粉河寺藏異本」には漢文の詞書のあることは、文體自体はぎこちない感じがするが、鳥羽画なるものゝ本来の性質と照応して、之又捨つべからざる味である。異本間にも画面の増減があるが、やはり異本は異本で一つの定本より出發してゐるのだが、縁起と対照する爲に次第に画面が増加したのではあるまいか。異本絵巻から見て異本の原本は誰がいつ造つたのかわからぬが、優秀なもので古来また珍重せられてゐたらばこそ、こんな模寫が作られたのであらう。かう考へて来ると、異本原本が更に典拠としたのであらう処の正本の豪華性が、一しほ側面的に立證せられて来るのではなからうか。「国宝絵巻」の存在に加へて、其々特徴のある異本絵巻が出現して、錦上更に一枝を加へたと共に、古来「粉河寺絵巻」が二巻あつたとか云う、漠然たる二元

論的所伝に対して、異本の存在はかすかながら示唆性をもつてゐるものではなからうか。

(昭和九・一〇 「紀伊郷土」粉河号)

粉河鑄工史

逸木 盛照

(一)

粉河の鑄物師として最も名を知られてゐるのは、蜂屋と福井の両家である。蜂屋はその祖源時勝が南都東大寺の大佛を鑄たと伝えて居り、四代の孫俊勝が弘法大師の高野山草創の頃より粉河に住すと云はれ、又福井の元祖は弘法大師請来の佛器を粉河にて鑄たと伝えてゐる(『紀伊國名所圖會』)。即ち此の両家が既に弘仁の頃粉河に住したことが想像せられるが、その後漸時増加して、一時は四五十軒の多数に上り、鍛冶町と云ふ町名も出来た程で、粉河鑄物の名声海内に洑く盛に産出したようであるが、幕末には漸時衰頽に傾き、天保時代には九軒に減じ、明治時代には四五軒となり、今日にては唯一軒中田清兵衛元清が残つてゐるような状態である。

(二)

鑄物師の外に刀鍛冶のあつたことに注意せねばならぬ。『紀伊續風土記』によると、牟婁入鹿莊の下に入鹿物と云つて刀工の系圖が見えてゐる。元祖は包貞と云う人で伏見帝の正応年間、即ち鎌倉の中葉にこの地に来て刀を造つたが、又粉河にも移住したようである。有名なる粉河国次は此の系統に属するので、初代は御土・御門・御宇・明応年間(後土御門御宇明 応 年間)、二代は後柏原御宇永 正 年間であつて、其の作品は現存してゐるが、何れも一類の上手と云はれたさうである。『刀劍鍛冶叢書伝』に国次(初世)は紀伊粉河派の刀匠であつて、応 永 年間の人、銘の国字口に造る故に世に之を寶戸国次と呼ぶ。或は云ふ、永享・長祿年間の人。或は則実の子にして明応年間の人云々と。又国次(二世)は明応・永正年間の人、紀伊に住す、銘の字体父と異りと見えてゐる。両氏の伝記は之以上に知る事は出来ない。かく鎌倉以後足利時代に住してゐた刀鍛冶の名工も、その跡を断つたと見えて何等文献の徴すべきものなく、慶長頃より鑄物師の時代に轉じた訳である。

(三)

現に粉河鑄物として残つてゐるものは相當に見受けられるが、其の最も古いのは粉河大門橋の擬珠寶であつて、銘に「慶長拾乙巳年紀州粉河橋御寄附」と刻されてゐる。何人の御寄附とも見えてゐないが、恐らく藩主浅野紀伊守幸長の

寄進だらうと思はれる。『寂隱手書旧記』に、慶長十六年十月十九日粉河寺領田畑六十八石三斗五升寄附のことが見え
てゐるところより察すると、當時藩主の皈依浅からざりしことが知られる。

次に徳川時代に入つて、粉河寺の釣鐘が（一六七八年）元和四年に出来てゐる。法華次衛門作とあるが、この人の伝記は不明である。
次は皆樂寺の釣鐘で、寛文十二年（一六七二年）木村三郎兵衛安次作と刻されてゐる。其の後十六年を経て元禄二年（一六八九年）に粉河將監安繼が
浅草倉前八幡宮・高野大師の釣鐘を作つてゐる。又同八月に江戸青龍山宝正寺の釣鐘を鑄てゐるが、此の安繼は恐らく
前の安次と同人だらうと思う。又寛永五年（一六二八年）に木村將監安成が下総我孫子町興陽寺の鑄を作り、其の後二十五年を経て、
享保十九年（一七三四年）に御池坊の地藏尊（一）を鑄てゐる。降つて宝暦六年（一七五六年）に木村將監安忠が御池坊の鑿（二）を作つてゐるのである。

（四）

之によつて見ると、木村將監安繼が紀州粉河の住であつて、後には江戸住となつたもので、粉川と江戸との交渉の端
緒が開かれたことが知られる。芝増上寺文照院（六代將軍家宣公）廟前に百三十五基の燈籠があつて、其の中に粉河市正
七本・粉河丹後宗敏二本・粉河將監安成二本存してゐる（『日本鑄工史稿』）。

粉河市正・粉河宗敏は粉河に住してゐたか否かは明かでないが、兎も角粉河に関係あつた人に違ひない。粉河を称へ
る人で一番古いのは粉河將監であつて、其の銘に紀州粉河の住木村將監ともある。処が前記文照院の燈籠には粉河將監
藤原安成とあつて、木村姓を名乗つて居ないが同人である事は云ふまでもない。然してこの文照院の燈籠は誰人の寄進
かと云へば、紀伊国主權中納言吉宗とある。即ち八代將軍吉宗公の未だ將軍にならない前に、燈籠を献納してゐること
が知られる。粉川が紀州の出であるので、其の殿様から命ぜられて作つたもの故、木村姓を用ひずに特に故郷の粉川を
名乗つたのは當然のことと思はれる。

（五）

安次（又繼）の作品には粉河海乗寺の鐘があり（正しくは皆乗寺）、又江戸には幾多の作品が存してゐる（年表参照）。次
の安成も亦東西に其の作品があり、殊に御池坊の地藏尊を鑄てゐる点より察するに、非凡なる手腕を有してゐたのであ
らう。次の安忠は御池坊の鑿を造つてゐるが、安重の作品は粉河に見當らず、安永八年（一七七二年）に日光山輪王寺鐘を鑄てゐる。
以上に於て明なる如く木村系の人人は、粉河と江戸に於て随分活躍せられ、幾多の名品を残してゐることは洵に愉快で
ある。左に江戸に於て粉川を名乗つた鑄物師の名を列擧して見ると

粉川將監安繼

粉川丹波守

粉川長三郎

粉川屋仁左衛門

粉川將監藤原安重

粉川丹後橡宗敏

粉川市正

木村將監安重（粉川を称せざるも安重の後なるべし）

粉川甫信

粉川久左衛門（粉川市正か）

粉川清吉

粉川藤七

粉川吉兵衛

粉川吉五郎

等十四名を数へ得られる。此の中には木村將監の如く江戸へ移住したものもあらう。又其の間に養成せられたものもあらう。何れにしても直接・間接に粉川鑄物の伝統を汲んで立つてゐた人人に相違ないのである。

(六)

粉河で最も鑄造されたものは、釣鐘・半鐘・鰐口・燈籠・擬法珠・鉦・鼓等であるが、「十寸穂の薄」によると、銅龍魚(鱸鋒)・銅器置物・銅花瓶・燭台・唐鋤・半鑄・喚鐘・鰐口・鋤・鍬等の名称が見えてゐる。大体佛具類が主なるものであるが、寛政年間^(一七八九、一八〇一年)に蜂屋が和歌山城天守閣の御鯢を造つて居り、其の他花瓶・置物・燭台・火鉢等、凡そ鑄物として作り得られる数々の器物が製造せられたようである。伝へ聞くに以前は名古屋方面から金を携へてわざわざ粉河へ来り、馬の鈴を鑄さして持つて販たが、其の窶々たる響、倒底他の地方に見られない妙味があつたと云われてゐる。又奥州方面では馬の鈴を粉河と称したと聞いてゐるが、其の鳴物にも優秀なる作品の出来た事を裏書きするものである。

(七)

弘仁時代に粉河に住んだと云ふ、福井・蜂屋の古い作品は殆んど見當らず、「年表」によつて知られる如く、享保七年^(一七二二年)に始めて福井良房が福生寺の阿弥陀如来を作られたことが知られ、又寛延二年^(一七四九年)に蜂屋正勝が粉河寺本堂の擬宝珠が始めて見られるのであるが、それ以来明治年間^(一八六八、一九二二年)まで両家が粉河に踏み止つてゐたことは、不思議な因縁とでも云はうか。

この両氏の作として代表的なものは、前記福井の阿弥陀如来と、五代目蜂屋正勝の粉河寺荷葉水盤であらう。尤も其の間に於て藤田・増井・三崎・岡田・伊藤・木村(昌又)等の諸氏が幾多の佛具類を制作してゐる。中にも御池坊門弥陀如来(坐像四尺七寸)は、増井盛信の先代保信が鑄造したものであらうと云ふことであるが、之亦代表的な作品として誇るに足るものである。蜂屋も佛像を制作されたと云ふが、今に其の実物を拝する機を得ない。文政四年^(一八二一年)に吉野桜本坊役行者鑄造の下面を描いてゐる所より見ると、相當に絵の素養もあつたようである。粉河寺本堂の擬宝珠は二十二個あるが、其の中十五個は蜂屋の作であり、内壺個は自ら寄進され、又次の如き願文を刻されてゐる。

手自鑄之

以冠粉河

金堂廊腰

短柱以資

莊嚴

伏願

家内安全

福智増長

自他同證 無情菩提

寛永四歳辛未七月

施主 粉河蜂屋正勝

之によつて其の文字もよくしたことが知られる。因に粉河煙管も相當有名であつた事は、『紀伊続風土記』に依つて明かであるが、今之を調査すべき何等の史料も見聞しない。

(1) 御池坊門前地藏尊台座の銘

氏木村名安継称將監

其先紀州粉河人

好作佛像及器財等

後住于武藏人所知識

年七十有余而滅

長男安成亦号將監

能継家業

享保甲寅造地藏尊

安海岸院南庭

願利見聞兼薦父之靈云

享保十九寅二月廿一日

住持菩提弟子亮覺

『日本鑄工史稿』(八四頁)に秀眞云、粉川安継といひ・木村安継と云う。蓋し同一人なるべし。木村將監安成はこの彼か、と見えてゐる。処がこの銘文によつて安成は安継の長男なること、其の他すべての疑問が諒解せられる訳である。

(2) 御池坊鑿の銘によると、元木村安成寄進の鑿が歟損少くないので、宝曆六丙子稔七月二十日武江神田住木村將監安忠が改鑄したと云う意味のことが刻されてゐる(『日本鑄工史稿』一一七〜八頁参照)。

粉河金工年表

(表中史稿とあるは『日本鑄工史稿』の略)

明心四
(一四九七年)

乙卯

二二五五

粉河国次作海神社太刀

永正十七
(一五二〇年)

庚辰

二二八〇

粉河国次作高野山地主明神劔(金堂炎上により発見)

慶長十
(一六〇五年)

乙巳

二二六五

浅野紀伊守寄附粉河橋擬宝珠(作者不明)

元和四
(一六一八年)

戊午

二二七五

法華次衛門作粉河寺鐘

寛文十二
(一六七二年)

壬子

二三三二

木村三郎兵衛尉安次作皆乘寺鐘

文禄二
(一六八九年)

己巳

二三四九

十二月粉河將監安継作浅草藏前八幡宮高野大師鐘(史稿)

〃 三

庚午

二三五〇

五月十五日粉河丹後同長三郎合作小石川常光山向西院源覺寺鐘(史稿)

〃 八

乙亥

二三五五

十一月木村將監安継作江戸青龍山宝生寺鐘(史稿)

〃 十三

庚辰

二三六〇

九月南紀粉河木村將監作四国土州香我郡山王權現懸佛(和歌山市石村氏藏)

文祿十四	辛巳	二三六一	三月二十一日粉河屋仁左衛門作西新井惣持寺鐘(史稿)
宝永五	戌亥	二三六八	十月木村將監安成作下総我孫子町興陽寺鐘(史稿)
〃 七	庚寅	二三七〇	四月十五日粉河丹後作芝高輪易性院鐘(史稿)
正徳二	壬辰	二三七二	八月三日粉河市正作豊多磨郡野方村江古田東福寺鐘(史稿)
〃 一	壬寅	二三八二	芝増上寺六代將軍文照院廟前燈台百三十五基造立粉河市正七(中佐々木石見合作一)・粉河丹後宗敏二・粉河將監安成(史稿)、金屋弥三兵衛作麻生津愛宕大權現鐘
享保七	壬寅	二三八二	福井左兵衛良房造福生寺阿弥陀如来
〃 一五	庚戌	二三九〇	東林寺半鐘(作者不詳)
〃 一六	辛亥	二三九一	霜月粉河右近安繼作武藏新座郡片山之郷野寺村満行寺半鐘(史稿)
〃 一七	壬子	二三九二	十二月粉河右近安繼作橘樹郡小杉村金銅院鐘(史稿)
〃 一九	甲寅	二三九四	三月木村將監安成作御池坊地藏尊
元文三	戊午	二三九八	正月粉河寺本堂御拜大香爐(作者不明)
延享四	丁卯	二四〇七	五月三崎氏岡田清五良作靱渕村大日堂鰐口
寛延二	己巳	二四〇九	二月粉河市正国信作相州江島神社銅鳥居(史稿)
寶曆元	辛未	二四一一	十一月粉河市宗次作茨城縣北相馬郡下高井村高源寺鐘(史稿)
〃 三	癸酉	二四一三	中秋蜂屋正勝作粉河寺本堂擬宝珠
〃 六	丙子	二四一六	寛延四年六月蜂屋正勝作同上擬宝珠、七月仝上、七月木村昌久作同上
〃 七	丁丑	二四一七	八月佛具屋佐兵衛福房作鷺の森御坊常夜燈一對
〃 九	己卯	二四一九	粉河寺本堂鑿(作者不明)
〃 一〇	庚辰	二四二〇	三月粉河市正作不忍辨天燈台一對(史稿)
安永元	壬辰	二四三二	明和九年十一月十二日蜂屋薩摩掾正勝卒(運行寺墓標)
〃 二	癸巳	二四三三	福井良房作粉河寺本堂内陣半鐘二個
〃 四	乙未	二四三五	蜂屋薩摩掾五代目源正勝作粉河寺荷葉盤

安永八
天明元
寛政元

己亥
辛丑
己酉

二四三九
二四四一
二四四九

木村將監藤原安重作日光山輪王寺六時之鐘(史稿)
五月粉河市正国信作神田神社擬宝珠(史稿)、粉川甫作同上擬宝珠(史稿)
蜂屋薩摩掾源勝慶作御池坊半鐘
蜂屋安右衛門御鯁御用筋諸事扣(蜂屋文書)

〃 一〇

戊午

二四五八

藤田金政作粉河寺六角堂鰐口

御池坊三角堂千手觀世音十二月雲蓋院僧正堯鎮寄附(作者不明)

〃 一二

庚申

二四六〇

御池坊阿弥陀如来、清信院大尼寄附作者不明

享和元

文化元

辛酉
甲子

二四六一
二四六四

五月粉川市正作上野清水堂洗盤(史稿)
八月二十一日源正勝作高野山清淨心院鐘

〃 四

丁卯

二四六七

八月粉川市正国信作牛込市ヶ谷八幡宮洗盤

〃 七

庚午

二四七〇

四月粉川市正国信作高田根生院半鐘(史稿)

〃 八

辛未

二四七一

蜂屋安右衛門御室御所参入相統許可(蜂屋文書)

〃 十二

乙亥

二四七五

四月二十一日源勝慶卒(運行寺墓表)

〃 十四

丁丑

二四七七

蜂屋正勝作曾屋村正福寺馨同人作十禪律院無量壽如来塔

文政元

戊寅

二四七八

九月粉信作浅草本願寺荷葉水盤(史稿)

〃 四

辛巳

二四八一

蜂屋作吉野櫻本坊行者堂絵圖(蜂屋藏)

〃 八

乙酉

二四八五

四月粉川国信作相州足柄領盡下村龍頭山善福寺鐘(史稿)

〃 一〇

丁亥

二四八七

四月粉河住平八良泰知作狩宿村淨眞寺五具足

天保五

甲午

二四九四

八月粉川国信作川崎大師堂半鐘、大師一千年忌奉納(史稿)

〃 一〇

己亥

二四九六

九月粉川市正鑄東龍齋等彫刻芝神明燈台壺対(史稿)

弘化二

乙巳

二五〇五

松村嘉兵衛作高野山大塔鐘(高野山金石圖説)

〃 三

丙午

二五〇六

五月福井良房作高野明神鐘(右)

〃 三

丁巳

二五〇七

六月福井・石見大椽良房作高野南谷鐘(右)

安政四

丁巳

二五〇七

六月粉川市正作新宿正受院鰐口(史稿)

増井盛信作山崎村金屋中鐘(和歌山市石村氏藏)

萬延 ^(一八六〇年) 元	甲申	二五二〇	粉川市正国信相州藤澤寺地藏像(史稿)
文久 ^(一八六一年) 元	辛酉	二五二一	『萬延武藏鑑』に云御鑄物師木村將監(史稿)
〃 二	壬戌	二五二二	蜂屋安右衛門御室御所参入継目許可(蜂屋文書)
〃 三 ^(一八六五年)	癸亥	二五二三	御池坊阿弥陀如来後背銘(願皆記粉川住人増井盛信携字?)
慶応 ^(一八六五年) 元	乙丑	二五二五	福井岩(石)見椽作鞆洲村八幡橋擬宝珠
〃 二 ^(一八六九年)	丙寅	二五二六	元治二年二月粉川市正国信作本所元町三念寺地藏(史稿)
明治 ^(一八六九年) 二	己巳	二五二九	六月粉川市正作赤阪豊川稻荷狐(史稿)
〃 一〇	丁丑	二五三七	粉河寺金堂前常夜燈二基(東峰屋正勝作西福井良房作)
〃 一八	乙酉	二五四五	六月藤田平五郎作高野山親王院擬宝珠
〃 一九	丙戌	二五四六	二月福井良房作粉河寺本堂眞鑄燈籠一対
〃 二四	辛卯	二五五一	一月同人作同上眞鑄燈籠二対
			同人作田中村窪匠王寺鐘

(昭和九・一〇 「紀伊郷土」 粉河号)

鍛冶職出稼往来切手

芝口 常楠

日高郡南部町埴田を本場とし、その附近の村から何時の頃からか、……づつと古い時から鍛冶職の出稼が多く、その出稼先は大阪附近より丹後路へかけて獨占してゐたと云う。今も猶続いてゐる。今と違ひ昔の出稼ぎにどんな作法があったか。今大阪の古本屋で左記の往来切手を拾ひ出したので、旧幕時代の出稼ぎ状況の一端を知り得られる事と思ふので茲にかゝげる。

稼 往 来 一 札 之 事

一、當村弥助と申者御村方へ鍛冶稼に罷越申候に付往来一札願出候に付其意一札遣し申候 万一病死等仕候節は其御村方御作法を以て御取置可被下候。當方より何等故障無御座候。宗旨は代々淨土宗にて當村光明寺旦那に紛無之候。仍面爲後日稼往来一札如件

紀州日高郡東岩代村

庄屋 田中 吉兵衛

（八五五年）
安政二巳正月

攝州有馬郡 日出阪村

御役人 衆中

本居大平翁百年祭に當りて

森 敬三

南海国孝界の雄と謳はれた本居大平翁世を去つてこゝに百年、本年恰もその百年祭の行はれる由を聞き、些か翁について述べたいと思ふのである。

抑々大平は国孝者・思想家・歌人といふ三面を有してゐるが、先づ歌人としての翁について云へば、翁は歌人としてどう云う型にはまつてゐたであらうか。

近世の歌人群を大別すれば、時流を超越し知己を後世に俟つ歌道の新人達と、時流に順応して當代に勢威振ふ人人とがある。今前者の適例としては、元義・言道・曙覽などを擧ぐるべく、後者は実にこの大平・内遠などが実例である。前者は其の生前苦境に立ち乍らも史上はなやかに永生し、後者は生前のはなばなしさに反し後世余りその名は喧伝されない。併しその時代の国孝界・歌壇を司配し、多くの後生を養育し、思想界を指導し、當時の日本をしてその行く所を誤らしめなかつた功績は、多く後者に属するのであつて、如何にすぐれた識見を持った人であつても、その時代を超越してゐる以上、その時代に影響を與へることは極めて少ない。然るに多くの史家・研究家は往々にして其の功績を度外し、唯新規なる識見・詠歌のみ眩惑され、その功を伝ふるにのみ急なるが如き觀を呈してゐる。

ここに述べんとする大平は、正に後者型の尤なるものであり、而も宣長と云う偉大なる光の爲に蔽はれ、大月の前の星にも似た觀がある。併し從來の和歌史が單に表面的記述に急にして、深く内面的省察を行わなかつた罪によるものであつて、大平の近世歌壇に於ける存在意義はしかく微々たるものではない。

或は云う「歌人としての大平の價值は甚だ低い」と。然も和歌史のうち大平の爲一節を設けて、これを説かないものは從來あるを聞かない。こは果して如何なる理由によるものであらうか。思うに近世の歌壇・殊にその末期に於ける本

居派の勢力はすばらしいものがあり、中にも中国地方に於ける隠然たる勢威は、新興勢力たる桂園派に抗しうるものがあった。これはもとより本居宣長の存在が然らしめてゐることは今更云うまでもないが、その歿後本居派の勢力を維持すべき人として大平の如き適任者が出てゐなかつたならば、到底本居派はあれ程の勢力を保つことはできなかつたであらう。否單に本居派と限定せずして、広く古孝派と云う立場からみても、中国地方の勢力は大平の力なくしては維持出来なかつたに違ひない。

抑々国孝者として惟を垂れた人の中、千人以上の門人を有したものは宣長を除いて大平あるのみで、而もその間人は紀州・中国は勿論遠く奥州・四国・九州にまで及んで居り、中にも因州の飯田秀雄・飯田年平・紀州の伊達千広・加納諸平・長澤伴雄・伊勢の足代弘訓・土佐の大倉鷲夫・備前の青木永章・若狹の伴信友の如き著名なる人もあつた。村田春海に答へた大平の書簡の中に

「大平数ならねども、此のまことの古風に心をよせ侍りて、ひとへにこのさまにこそと、思ひよらぬにしてもあらねども、我が師の翁の古風は古風と申しながら、又後の世のさまなるをも、常に広く物せらるゝも、深く考へ渡されたる上にて、あるようにあるべしと、猶心ぎたなく従ひて過すになむ」

と述べてゐるので、大平は歌に対しても無定見であつたと云うやうに非議されてゐるのであるが、もし大平が古風とか新風とかの旗幟を鮮明にしてゐたならば、恐らくこれ程多くの門人を得ることは出来なかつたであらう。例へば徹底的な万葉か・万葉風の歌を作つたような場合には、従うて来る人は比較的少数であつたらう。又新風の方に偏したとすれば、縣居以来の擬古派たる色彩を失ふこととなるので、先づ宣長の説を継いで、古風新風の二体に亘るより外に名案もなかつたであらう。かゝるすべてを包容すると云う態度をとつたが故に、紀州一国をすべて彼の一黨で固め、桂園派の全盛時代にもかゝわらず、其の侵略を許さずに済んだのである。

又「大平数ならねども、此のまことの古風に心をよせ侍りて、ひとへにこのさまにこそと、思ひよらぬにしてもあらねども」と云つてゐるのであるから、彼は中心古風の歌を好み、古風新風に跨るのは、彼の欲する処ではなかつたのである。尚春海に対しても、春海が眞淵の説だと称し索強附会せるを反駁してゐるあたり、大平の歌に対する識見を見るべきであらう。

併し春海に対しても「さて物あらそいは、よき人の好むまじき業……」（答村田春海書）と云つてゐる通り、議論好きではなかつたらしく、春海の反駁に対しても遂に緘黙をつゞけて答ふところがなかつた。春海のやうに議論好きの潔癖な人ではなく、常に中庸を得た説を以て門人を導いた事は、本居派発展の爲には必須であつた。

その著述も養父宣長に比して十分の一にも足らず、且つ浩瀚な物は一つもなかつた。伊勢に於ては春庭の文法孝者が

盛に活躍してゐるのに、大平の方は幸門の方ではさまで優れてゐたのでもない。然らば大平の功績は何にあつたのか。筆者は秘かに思ふ。大平の存在意義は実は思想家としての大平にあつたのである。『稻葉集』には時代の分つてゐる歌は少いの、別巻の方には年代の分つてゐるものが可なり多く出てゐるから、「歌よむ事も人よりまさりてなもありける」(玉矛百首解序)といわれた程の歌才が、いかに夙くより發揮されたかを知ることが出来る。大平は十一才の時既に歌を詠んだといわれてゐるが、『稻葉集』別巻には

十三歳(二七六八年)(明和五年十二月)

ふみわくる山の下道うづもれて　ころも手さむきけふのしら雪

十四歳

春風にちりしく庭の木もとは　ふままくをしき花の白雪

十五歳

おく露もにほひをそゑて春雨の　なごりえならぬ山櫻花

と云うような少年時代の歌と

三十二歳(二七八七年)(天明七年)

あら玉の春たつごとにかすみつゝ　ものわすれせぬほり坂の山

三十三歳(天明八年)

跡とめてたづぬるかひもなつくさの　露わけ衣いとゞぬれつゝ

三十五歳(二七九〇年)(寛政二年)

いすず川とはにくもらじかけまくも　かしこ所のもとの御影は

の如き中期の歌や

六十歳(二八一五年)(文化十二年)

此春は君がめぐみをますかゞみ　いたゞく道のひかりとぞ志る

土佐路より紀路よりわれもわがせこも　来あいてあへる都しうれしも

ふる年の夜半の雨風音たえて　のどかにあくる初春のそら

六十四歳(二八一九年) 文政二年
六十五歳 文政三年

と云うような晩年の歌にわけることができる。尚大平の少年時代からいかに宣長が彼を掖導したかは、「そのかみは、十三四のほどよりよむ人世になくて、つねに師のとりはやしつゝをしゑたてられつる」と、別巻に記してゐるので明瞭である。

京都には堂上歌人が居って、一般に民間歌人を蔑視してゐた時代であつたに拘らず、大平は畏くも京都一條殿の大奥に召され古典の講議をし、遂にその歌は院の帝に覧覧に迄供せられたが、一條殿大奥への出入は大平の主君、時の紀州候治宝と京都堂上家との関係が動機となつてはいるものの、一面大平の盛名思ふべきであらう。別巻には

一條殿の大北政所ときこゆる、いともかしこき御前にたびたびめされて「源氏物語」・「万葉集」・「百人一首」など、よみ仕うまつれることをかしこみて、よみて奉れる歌

桃の花咲く下かげに庭雀 来みてさへずる春ぞうれしき

とあつて、その間の消息の一端を窺うことができる。

千とせふる雪のいはほの跡とめて 今も咲きけんなでしこの花
と云う歌は、『万葉集』の

雪しまの巖におふるなでしこは 千代にささぬか君がかざしに

からヒントを得て詠んだと、詞書の中に大平自身で書いてゐる。本歌とりなることを作者自ら明記してゐるといふのも珍しい現象であるが、先づこの両歌をくらべてみると、大平の歌風——延いては本居一派の歌風を知る一つの目安となるのではあるまいか。概していふならば、『稲葉集』は題詠の歌多く、「別巻」の方には題詠のもの少なく、年代の分つてゐるものと、身辺雑事のごときもの多く、大平の生涯を知るには便利である。翁の行年は七十八才であるが、年代のわかつてゐるものでは、『稲葉集』も『別巻』も共に文政三年^(一八二〇年)(六十五才)の歌を最も新しいものとしなければならない。

『別巻』上梓以前には大平の秀歌として、佐々木博士は左の如きものを擧げていられる。

いかにせむおほふ霞の袖を薄み 花も乱るゝ春の山風

かくばかりすむ難波のかたはしも いかに語らむいえばえにして

あしびきの山の奥にも分け入れば 猶ゆき通ふ道はありけり

み車の所あらそひ制すべく あふひとも酔ひ過ぎやせし(物名葵)

天地のそこひのうらに行きとほり みたぬ方なき神のさきはひ

又彌富教授は

奈良人のかよふ佐保路の川そひに はれる栞のめのまぐはしも

青柳の糸の緑も新しく 朱雀の大路はるめきにけり

わたつみのこれやかざしの玉ならん 雪もてみがく淡路嶋山

わたのはら浪の花咲くうら風に 木の葉もうかぶあまの釣舟
など八首の列擧をして居られるが、今『別巻』の中から代表的な秀歌を拾って見ると、青年時代のものとしては

ほとゝぎすそれあらぬか夕月夜 ほのかにすぎし遠の一声

水鳥のかもの羽色の青山に かすみたなびく春たつらしも

などがあり、又中期のものでは四十一才

ふぐしもてますらをのこのきそひとる 山まつがねの秋の香のよさ

四十七歳

としごとに大人にもなひ行きかひし 山路を一人行くぞさびしき

紀路遠く野行き山行きはゆけども すぎにし人にあふよしぞなき

などを秀歌として擧げることができる。『稲葉集』が大平の生前文政七年(六十七才)正月、三井高匡の編纂によつて世に出てゐるのに、『別巻』がそれより百九年後の今日、今より十二・三年前紀州の古書愛好家村橋善平氏が、某家の売立てで買求め今日まで所藏して居られたのであるが、紀州郷土研究家として盛名普き山口華城氏の発見するところとなり、こゝに「大平百年祭」を期し上梓されたのは余りにおそきに失してゐる。

『稲葉集』が精撰された歌集であつて、『別巻』がそうでない歌集だとか、或は『別巻』が全然『稲葉集』とは性質の異なつた歌集であるとか、又『別巻』が非常に尨大であるとか云うようなものであればともかく、全く『稲葉集』と同時代に詠まれた歌を採録し、併も歌に於ても優劣のない歌進であり乍ら、ひとり今日迄未完のまゝ残されてゐたのは不思議である。併し『別巻』そのものが『稲葉集』に比して甚しく異つた特徴をもつものでない以上、『別巻』の発見によつて歌人大平の價值が従来よりも高く評価されると云ふことはないが、大平と宣長との関係や・その友人との関係などが、『別巻』によつて旧来よりも詳しく知り得るようになった事は事実である。尚大平の実子建正・清島・永平・藤子、養子内遠・その子豊頼などの歌は、既刊の『和歌史』に洩れてゐるのでここに擧げて、大平の歌を見る時の参考に資したいと思ふ。

遠尋時鳥 時鳥きくべきほどをかぎりにて やへ山深く我は来にけり

月前恋 物おもふ袂とひくる月かげに 露とこたゑて散るなみだかな

遊 絲 ちる花をむすびもとめず糸ゆうの 何かは春の野べにみだるゝ

ふもとゆく雲は霞になりぬるを 雪なほ寒しかつらぎの山

かすみてし花のあさはけはゆめなれや 蝶の羽しめる黄昏の雨

建正

清島

永平

藤子

内遠

よそへつゝまちつるにはのこづゑより 雪をはなれて梅かほるなり 豊穎

又長澤伴雄の日記によれば、當時「本居会」・「加納会」・「安田會」といふような歌会があつて、本居大平・加納諸平・安田長穂の各邸宅に於て同志の歌会が行はれた。歌人として余り認められてゐない大平も、かくして互に切磋し後進を指導したとは敬服すべきであらう。

（「紀伊郷土」 六・七号）

日高郡遺存文献略解

井上 豊太郎

(1)

文献の解題などと云ふ仕事は、解剖李見たいなもので面白くないこと夥しい。そうした原稿を雑誌へ書くことも気がひける次第であるが、『紀伊郷土』の日高号へ是非記しておきたいと存ずる節もあるので、昨九年十二月一日二日の両日に亘つて、私が和歌山市の多賀館で展観した日高郡関係文献を土台にし、之に若干の補遺を加へ・項目別けにして畧解を試みたいと存ずる。こうした課題を試みる場合に、其文献を年代順に列記する事が尤もよいように思ふのであるけれども、今はそうした時間に乏しいので、只手当たり次第に記すことにする。紙数にも限りがある故に、略解は全く畧解にとゞまる。

(2)

道成寺文献

複製道成寺縁起	巻物	貳卷
新道成寺物語絵巻		壹卷
謡曲道成寺（観阿弥）		貳冊
淨瑠璃院本日高川入相花王（竹田小出雲その他）		壹冊
全 道成寺現在蛇鱗（並木宗輔・浅田一鳥）		壹冊
新内節道成寺清姫嫉妬の段（鶴賀若狹掾）		壹冊
鐘ヶ崎嫉妬の段		壹冊

道成寺「語り物集成本」(鈴木秋湖)

老冊

道成寺略縁起

老冊

道成寺靈縦記(沙門礼洌)

六冊

三世紀談播鐘楼

老冊

道成寺岐れの枡(柳亭種彦)

五冊

清姫の恋心が化して蛇身となったと云ふグロテスクな物語が土台となつて、色々に解説され脚色され、こうした文献が残つたわけである。本来は観音三十三応身の靈驗の一場面の例話たる筈のものが、入相櫻が植えられ・蛇塚が生じ・鐘楼の跡・安珍清姫像等悉く備つて此物語が現実化し、淨瑠璃に語られ・芝居に演じられ、世にも名高きものとわかつた。安珍清姫の故事を調査するためには、此の観音靈驗の本源印度の同じ説話にも溯らねばならない。又支那疑曲中の「同巧夷曲」にも及ばねばならない。我国では屋代弘賢の「道成寺考」は是非見なければならぬ。「道成寺考」に引用された「中山傳信録」以下「古今著門集」・「今昔物語」・「元亨釋書」等も見なければならぬ。それらをまで関係文献に含めて見れば、道成寺文献の範囲もだだびろくなる。

(3)

興国寺も又日高に於ける一大巨刹であり、語るべき材料が中々多いわけである。

法燈国師法語

老卷

法燈国師行実年譜(小比丘聖薫)

老卷

関南集(僧默集)

老卷

岡山魂怪

老卷

此寺は天正^(一五八五年)の兵火にかかつて衰微した寺で、随つて残存文献は少ない。晋化宗の本山としての事跡は「虚鐸傳國字解」を援用したい。『法燈国師行実年譜』の刊行は極めて少く、之は『続群書類従』の収載による外はない。

(4)

徳本上人は近代の行者僧で、その徳風は一世を風靡したもので、足跡殆んど五畿内六道に晋い。

徳本行者傳(福田行誠)

参卷

徳本上人行状和讃

老卷

徳本上人言葉の末

老卷

徳本上人詠歌諺註

老卷

徳本上人勸戒聞書

貳卷

徳本上人は称阿弥陀佛と云はれた程の念佛行者である。此行者に関する文献は岐阜市外徳サン寺・和歌山無量光寺に残存してゐる筈。小石川一行院に残存あるべきは勿論申すまでもない。

(5)

小竹八幡本記

壹卷

島春日神社雀踊音頭

壹卷

御坊町鎮座小竹八幡宮の本記で、貞享年中(二六八四〜八八年)日前宮宮司紀国造昌長卿の筆。それを和訳し靈異を記入したもの。又春

日神社の歌詞は全所粕屋米吉の手扣えである。

(6)

龍神温泉は弘法大師、又は役の小角の発見と伝うる靈泉である。祇園南海の紀行等名高い。

龍神温泉縁起(沙門山本房)

壹卷

龍神出湯日記

壹卷

『龍神温泉縁起』は『紀伊國名所圖會』に引用されてゐるもの。応永年間(一三九四〜一四二八年)の作。『龍神出湯日記』は伊達千廣の稿

本。

(7)

日高郡方面の歌人の遺稿等を左に列挙する。

紀路の歌枕

壹卷

由良の華(西海師遺詠)

五卷

三輪窓臥詠草

参卷

鹿島の稜威(山内重賢)

壹卷

うもれ木考(瀬見善隣)

壹卷

常磐集(山内繁樹)

貳卷

櫻蔭集(熊代惣里)

壹卷

清渚集(熊代繁里)

貳卷

詠草(芝正恭)

貳卷

遺稿(瀬見善水)

参卷

遺稿(古久保実行)

数卷

三山の栞(瀬見善水)

壹卷

稲の花(裏川里平)

壹卷

八重の潮路(塩路嚴穂)

壹卷

(8)

句集

櫻淨土(森堂牛)

貳卷

秋木の葉(久保田杉那)

壹卷

詩文集

- 千代の苔(如 泉) 壹巻
 野葡萄三句抄(崎山信吉) (9) 壹巻
 琴の絃(瀬戸周花) 壹巻
 紺碧集(井上豊太郎)

雑書

- 磐岡詩稿(志磨磐岡) 壹巻
 探奇小稿(瀬見靜人) 参巻
 周峯文鈔(伊藤周峯) 壹巻
 瀬見善水薦事録 壹巻
 (10)

- 鞍多和長尾記 壹巻
 日の御崎御用留 壹巻
 耕樵余適(吉本伍篤) 壹巻
 盆石明解(大野朗) 壹巻
 補組御備^補 壹巻
 (11)
 延享年間日高鑑^(一七四四〜七八年) 壹巻
 随覽先生門人録(羽山大学) 壹巻
 百姓和訓(吉本伍篤) 壹巻
 大秘録東陞書問 壹巻
 日高郡地誌略(嶋山大次郎) 壹巻

- 日高郡會史 壹冊
 南紀土俗資料(森彦太郎) 壹冊
 西山国師御法話(関本諦承) 壹冊
 觀音經講話(玉置韜光) 壹冊
 瑞峯院眞龍和上語録(藤田眞龍) 壹冊
 (12)
 日高郡誌(森彦太郎) 壹冊
 紀州文化讀本(森彦太郎) 壹冊
 般若心經講話(玉置韜光) 壹冊
 お四国遍路(土屋覺) 壹冊

此他に現存するものわ、俳人瀬戸周花・小池佳有等の『湯崎温泉吟行記』、加納諸平・瀬見善水「往復文書」等あり、又現在としては大阪朝日新聞副社長下村宏博士・大阪毎日新聞調査部長井上吉次郎氏・医卒博士湯川玄洋氏をはじめ、尚沢山な郷土人の著述が刊行されてゐる。唯是等の著作には郷土的色彩が盛られてゐるのではない故に、所謂日高文獻ではないことにする。

小野蘭山翁熊野採藥に関する田辺旧記

雜賀 貞次郎

一と頃、ある調べものゝ資料あさりで、田辺關鷄神社に藏してゐる旧田辺組大庄屋兼田辺大年寄を世襲した田所家で、代々事務を書とめた『万代記』(百余冊あり(一七〇二年)天正(一五七三)から幕末(一八六六)に至る)と、「田辺会所の記録」(百数十冊、内容は略ぼ『万代記』に同じ)のうち、元禄十五年とか天明二年とか或年に限つたもの二十余冊を、抽いて繰つて見たり・読んで見たが、其の際『万代記』の六十八冊目享和二年(一八〇二年)の分に、小野蘭山翁(？)の記州採藥(？)に関する記載あるのが、それが求める外の資料ながら何となく目にとまり、心を惹かれるものがあつた。何かの参考にもと爰にそれを抄出してみる。

□

一、同九日

上書 子守十之右衛門 様

谷口弥六右衛門 様

井口 八次郎

此度江戸より小野蘭山方々に相通候而熊野往来筋より所々より山中筋へも入込伊勢路へ通行之筈に候間人足宿等指支無之様尤組々大庄屋共罷出候には不及枝突共の内壺人并往来筋村役人共案内罷出候様に夫に付別紙役人添遣候間人馬宿賄其外右役人差圖之通取斗候様右夫夫田辺下村々へ御達候様□□候也

三月七日

尚 若山出立日限之義并道筋通振之義追而可申越候也

蘭山召連候人数并荷物

上下人数 拾参人 雨具 一荷 長持 一棹

本馬 一疋 両懸経箱 二荷 合羽□不明 一荷

評定所 書役代

鎌田 宇衛門

右役人指遣候筈

雜賀云、同九日とあるは三月九日のことで、『万代記』は各月の初めの記事に何月何日と記し、以下その月の末まで

の事項は同何日と書くのが例になつてゐる（例外もあるが、それは極めて稀である）。上書は上ワ書、即ち封筒もしくは表紙に書いてゐたもので、子守・谷口両氏は宛名、井口は差出人、何れも當時の當路者であらうが、役柄などはハッキリわからない。しかし井口は紀州藩の役人で小守・谷口は田辺の町奉行ではないかとも思ふ。枝突^{ツキ}は大庄屋の下タ役、蘭山召連候云々以下が別紙かと思はる。『萬代記』には以上の次へ「右町在御通に付夫々へ申通」とあるが、大庄屋が以上の通知状を示されて、その事を組下へ知らしたというのであらう。日附は七日、和歌山発の書面が九日に田辺へ着いたことを知るものである。これは豫報であるが、蘭山翁の待遇ぶりが大庄屋が迎接するに及ばぬとしたのがわかる。

□

一、同十六日

先達而相通候、小野蘭山明十五日若山出立、両熊野より勢州へ通向候、夫に付往来筋より、所々山々并に海辺へも入込候義可有之候に付人足宿等差支無之様御申付尤組々枝突村役人共案内に罷出候様先達而相通有之事に候へども山中筋別而地理能相分候者案内に罷で可旨御申附勿論人馬宿賄其之外之義は役人指遣候に付指圖之通取計候様宿割之義前宏にも難^ニ申込^ニ候に付前日に至役人共より大庄屋共へ爲^レ及^ニ通達^ニ之筈に候此段田辺下大庄屋共へ念入御申付候様に被^レ致候也

三月十四日

小笠原 一郎左衛門

小出 五郎右衛門 様

別紙之通御一通有之義有之候夫々差支無之様取斗可^レ有^レ之候以上申通候也

三月十六日 午下刻

井上 尚平 印

小出 興十右衛門

田所・田中・芝・鈴木・宮井

右 町奉行所より回録

これは三月十四日発和歌山藩吏小笠原氏から田辺町奉行所の小出氏宛通知状で、十六日に田辺に着、同日午の下刻（正午すぎ）——午後一時）町奉行所から田辺の大庄屋、田所・田中・芝・宮井等に移牒した寫しである。羅山翁は十四日此状を出す前には、既に和歌山には来てゐたのであらう。山中筋へは別して地理のよく分つた者を案内に出してほしいといふところに、孝者としての眞面目を見られる。

一、同廿日

□

覺

此度採藥懸御用小野蘭山義當二月江戸出立、武州品川宿より東海道筋駿州阿部郡之内遠州金谷之宿、菊川天神沢辺、夫より大津・伏見・淀・枚方・守口・大阪・堺・岸和田・信達・泉州・紀州境山中・若山・熊野・伊勢路眞弓・田丸、大和路宇陀・三輪・多武峯・初瀬・金剛山・生駒山・奈良・伏見・城州・荷_レ稻山・京都・清水・叡山・鞍馬山・大慈山・貴船・清滝川筋・愛宕山・木曾道中赤坂宿より市橋村虚空藏山へ出、中仙道板橋之宿迄、右道筋駄馬并に村々罷通候節、人馬御定賃錢請求候て無_レ遲滞_一繼立、渡船・川越等有_レ之場所は前宿所村より通達致し止宿指支無_レ之様可_二取斗_一者也

戊二月十五日

武州品川宿より東海道伏見・大阪・紀州迄、夫より大和路・伊勢路・城州より中仙道通り、木曾路板橋宿迄右採藥場廻往返

和泉	御用二付無印形
下野	印
左近	印
飛彈	印
主膳	印

宿々村々
門屋
名主

追而 此觸書宿々村々へ相廻請書添武州板橋宿より主膳役所へ可相返候
右傳馬繼に而寫両支配へ出

これは幕府からの觸書の寫である。『大日本人名辞書』に「寛政^(一七九九年)十一年蘭山年七十一歳、徳川幕府の召に応じて江戸に赴き、擧げられて医官となり、本草を躋壽館に講じ医官の子弟に教授す、又屢々藥を諸国に採る。初め蘭山の閭巷にあるや資力限りあり搜索適さに及ぶ能はず、足に至りて意を搜索に恣にするを得、山野を跋涉し欣然勞を忘る。其の苦思力孝壯時の如し」とあるが、この觸書を見ると、高令七十四翁の行動とも思はれぬ程である。カクシヤクぶりは申すまでもないが、その孝問に精進する意思是自ら頭の下るを感じる。

□

先達御通候、小野蘭山殿明廿日早朝南塩屋浦出立西之地晝休夫より千里浜へ罷越南部止宿之筈に候間、別紙之通宿差支無之様御取計可被成候。且又扱義は委細にも難申進候間先達之御通振を以て不敬に不相成様御取斗可相成尤帳書村役人出迎等之義不遅様是又得と御申付被成候何れ得御意申候也

三月十九日 午止刻

山田 柿藏
勝田 宇左衛門

鈴木 熊右衛門 様

宿 壱軒 小野蘭山殿上下合宿七人

間取宜敷家用意

下宿一軒 人数六人

宿一軒 鎌田山田分

右之通

以上の書状が来た旨、二十日申刻南部から通知あり、直に三栖・朝来へ回付してゐる。山田・鎌田は紀藩の附添ひである。

先達御通御座候、小野蘭山殿今晚南部御宿にて明二十一日田辺宿之筈に御座候夫に付南部宿之儀昨日委細申越候処宿割間違有之混雜致に付右は直に申談度候間此書来着次第帳書壱人南部拙者宿へ御指越可被成候以上直夫申進候也

三月二十日 申上刻

鎌田 宇左衛門
山田 柿藏

田所 八郎左衛門 様

この状は夜の五ツ時分に来たので、田所は大年寄と相談して傳馬を庄屋久右衛門に人足一人を付けて南部に派し、かつ自分も帳書も風気で傳馬庄屋を代りとした事、明日は帳書庄屋を用意してゐることを書面にして托してゐる。かくて久右衛門は打合して来た結果

御宿壱軒

蘭山殿 上ノ間 御弟子衆二人 次ノ間

荷物御付 三間目

下宿老軒

宿老軒

鎌田・山田分 役所

と役割をきめ、かつ「南部にて料理一汁一菜にて候へ共田辺は御城下に候者料理向入念宿も宜敷家との事に付福島屋茂吉所申達候処明日柿藏見分可致と被申候」とある。とにかく蘭山翁は和歌山を立てってから南部までに六日を要してゐることがわかる。

□

一、同二十一日

柿藏被^レ來見分被致候処下長町家々間に合不^レ申、本町ぬし屋惣兵衛可^レ然と申に付於^ニ會所^一申付る。下宿は大和屋藤助へ、御役人宿は伝馬久右衛門に成

田辺組庄屋はやへ出候へども雨降南部へ止宿と成皈る。

下長町は田辺町の現今栄町の西部を云う。福島屋茂吉は下長町にあつたらしい。山田柿藏の実地調査で変更されたのだ。ぬし屋惣兵衛は田辺町の現今本町にあるぬし惣旅館の祖先である。庄屋共は芳養村の境界まで出迎へたが、雨で南部滞在となり引かへしたのだ。

□

一、同廿二日早朝庄屋中はや境へ出張

一、蘭山殿はや境迄の内 山手に付老石在之筈と尋候へども覺之者無之方角等御扣帳之通御尋候処山の上にて

二つ三つ拾ひ候 后石之如石に候

一、大年寄出張候様鎌田より申來橋台へ出張申候晝前田辺へ御來有^レ之候

一、南部傳馬庄屋継馬不取斗有之同所人足荷物傷之由右鎌田山田より不念書申付南部帳書庄屋田辺へ付來、夜分迄懸り詫候而面相濟皈る

一、町帳書不出義右之兩人彼是と申候に付忠左衛門色々と詫候へども元來大年寄中作略に而田辺組々案内へ頼遣、町案内本町兵衛門円助用意致しながら出不申是も段々詫候而内済の旨忠左衛・久右衛門申出

一、晝食後袖ヶ浦へ来ると御申候へども此辺には袖ヶ浦と申は無之段申候処浜辺へ來被候由庄屋中附添敷浦見廻

以上が南部へ來て田辺へ一泊するまでの記録だ。翁が道々木のみならず石貝類まで採取に努めた様が見られる。敷浦は現今の田辺町の磯間浦である。忠左衛門は田辺町会所の帳書(今の書記)である。

附添の紀藩吏がかなり威張ったらしく見える。

□

一、同月二十三日蘭山殿三番へ御出立に付町内は帳書忠左衛門、下長町年寄出湊村と糸屋(田)庄屋・はま庄屋出、上三寸^橋中食の筈

一、蘭山殿三番より明日御戻り直に瀬戸へ被来よし御申置に付向用意候爲聞合人御越候方可然と瀬戸鉛山へ傳馬継船出、周参見へも書状出

三番は現今の富田川上流の栗柞川・二川方面で上三寸は上三栖のこと。田辺から汐見峠を越ゑに栗栖川へ赴いたのである。これは石田磐谷が栗栖川に居住してゐたからの関係であらう。磐谷は蘭山の門下、その子「醉古」とともに本草孝を以て地方に知られた人である。しかし三番は田所氏の管轄外であるから詳しい記述がない。

□

同廿四日 蘭山殿三番より御戻

同廿五日 雨天に而蘭山殿田辺町滞留

同廿六日 蘭山殿出立江川浦より船にて瀬戸へ御渡海。本町兵エ衛江川迄御案内申候。大年寄御中御見廻

中八郎左衛門風氣に而不来帳書代次郎右衛門・徳兵衛之系・忠左衛門伝馬庄屋船場迄出、江川庄屋年寄取扱船は網船一艘二艘は漁船^{ヨリノエ}□□敷能致送申候

翁は廿三日田辺から栗柞川に赴いて一泊し、翌二十四日田辺に引返し、二十六日雨にて滞留し、廿六日田辺から瀬戸(湯崎温泉)へ向うてゐる。その途中船を田辺湾内の神島に寄せさせたという口碑もあるが、瀬戸は大庄屋を異にしてをり、田所氏の所管外だから記録には見えぬ。

□

四月朔日の條に小野蘭山翁の『御通候書上』、即ち舉動の報告寫しを記載してゐるが、それは帳書案内庄屋が芳養境へ出迎したこと、牛ノ鼻岩・鮭生山を案内したこと、袖ヶ浦と尋ねられたが袖ヶ浦と云う所は無いと答へたこと、三番へ行く途中および舁る途中、又田辺を立つて江川浦から船へ乗るまで何の尋ねもなかったこと、廿五日雨天で滞在したことを記してゐるが、中にたゞの一ヶ所だけが注意される。

一、同日(二十二日)晝後磯間浦へ被来、ほうふ少々香附子に肌^{ハダ}た草少々獅子舞岩少々濱ゆふの実少々取被申候翁の採集は獅子舞岩の岩辺にまで及んでゐるのである。此の外に五月廿九日人足・伝馬代を渡された記録があるがそれは省く。

蘭山翁は恐らく四月の中旬ごろまで、那智大雲取その他で植物・鉱物を採取したであらう。而して行紀藩の「小原桃洞」も参加してゐるはづ、否翁の熊野に來たのは桃洞等の勧誘があつたためかも知れぬが、名前を一々記してゐぬから分からぬ。多分御弟子衆を書いたうちに桃洞もあるのだらう。因に本草家の熊野採薬で有名なものは、享保^(一七一六～一七六六)年間野呂元丈・逸見瀬兵衛・長村貞雄・夏井松玄・樋口藤兵衛・植村佐平次・松本蛇堂が來たのと蘭山翁の來たのと位である。

(昭和八・十一 「紀伊郷土」 第六号)

地方資料より見たる徳川時代の林業政策

附 田辺藩における山林の愛護

芝口 常楠

地方に残つてゐる資料を拾つて、徳川時代の林業に対する保護や奨励の方法について觀察したいと思ふが、素より乏しい資料であるから、その完璧を望れない事は素よりとしても、その一斑はうかがふことを得よう。手許にある一等古いものでは、正保^(一六四四～一六四五)二年九月といふのがある。

定

一、鷹使ひ候者をば云々(略)

一、杉・檜・槻・栢・松・楠、六木・御止山は不及言、何の山にても無理にきり取申間敷事。

一、山林竹林先年より御定の通伐捕(取)申間敷事。

附山野にてか^〇く^〇い堀申間敷事(か^〇く^〇いの事今考得ず。今後屢々この訓令がある)

一、山野むざと焼申間敷候。焼候はで不叶所は其処の庄屋肝煎相談似後焼可申候。若し林へ火付候はば其の村共は不及申隣郷の者も出合消可申事

右之旨可相守者也

正保二年正月

宮地 九郎太郎

後藤 弥次郎

右之通公儀被仰の旨村々寫遣 此趣能々小百姓何れも不殘堅く被申付爲仍如何

西 極月廿二日

中村 庄兵衛

田辺組公文

八郎左衛門 殿

庄 屋 中

加藤 六右衛門
大洞 又兵衛

これを見ると以前に於て、六木禁止等の御定があつたようである。此の六木尊重は徳川時代を通じての保護政策で、^(二七八〇年代)天明頃には十三木尊重にまで進んで来てゐる。次いで^(二六五九年)万治二年六木の外カワキ^(二六五九年)梅の伐採禁止がある(ワカキ梅とはとがさわらと称する松科に属する植物で、我が国の特産で、しかも我が紀州と大和と四国とに生ずる珍しいものである)。

定

一、先年より御法度の通り六木の外、カワキ^(二六五九年)梅目通にて三尺廻りより以上は伐採申間敷候

二尺九寸までは不苦事

從當亥年御法度被仰付候間堅く可相守者也

右之通若山御奉行所より被仰付候に付村々急度申付候様

^(二六五九年)萬治二年亥卯月

彦坂 八郎右衛門

宮地 久右衛門

長谷川 勘八

右之通若山奉行所より被仰付候に付村々急度申付候様にと爰元御家老中被仰渡候

御法度の趣 堅可奉相守候

戸嶋 半右衛門

成瀬 權兵衛

兵生 九左衛門

大庄屋

八郎左衛門

庄 屋 中

右か。は。き。梅。は。我。紀。州。に。多。き。木。で。あ。り。、。こ。の。公。文。の。訓。令。が。こ。の。地。の。方。言。で。記。さ。れ。て。ゐ。る。処。を。以。て。す。れ。ば。、。恐。く。は。和。歌。山。藩。よ。り。発。し。た。定。書。で。あ。ら。う。、。三。十。年。も。す。れ。ば。人。の。世。も。か。は。り。、。訓。令。の。効。果。も。う。す。く。な。る。の。は。、。昔。も。今。に。変。わ。ら。ぬ。な。ら。ひ。

か。又しても同じ定書が延宝五年(一六七七年)に出してゐる。

御 定

一、山林竹木猥不可伐、松杉檜栢槻楠右之分は御免の山林にても無指圖して伐間敷候也。

附 山野にてかくひ堀候儀可爲無用并むざと焼申間敷候。焼候はで不叶所は其村々庄屋肝煎相談焼可申候。若し林に火付候ては其村の者は不及申隣郷の者も出合消可申事。

一、他国より隱密に頼むこと云々 以下略

右之旨堅可守、若相背者有之候はゞ依科の輕重可有沙汰者也

延宝五年巳十月

岡野 半太夫

加納 平次右衛門

水野 縫殿

三浦 玄蕃

久野 丹波守

水野 対馬守

安藤 帶刀

随分とエライ人の名がずらりと並んでゐる。それからかくひ堀とは何のことか今考へ得られぬけれども、随分山を荒らすものと見えてやかましいものである。延宝七年三度かくひ堀禁止の訓令がある。

一、筆申遣候、然らば山々かくひ堀申間敷旨先年申觸候処皆方々にて猥に堀候由、沙汰の限りに存じ自今

少も堀不申様村々堅く可爲申付候 若し重ねてかくひ堀候者見出し候はゞ當人は勿論 庄屋年寄五人

組迄急度其品可申出 此方より折々見廻らせ候間油断不仕様に念入可被申付候以上

五月 七日

玉置 九左衛門

長坂 又左衛門

岩本 八郎左衛門 殿

寛文より延宝にかけて相當天変地災があり、殊に延宝三年(一六七五年)の飢饉は田辺に於て米一石九十匁と云ふ高値を示し、其の後の生活も苦しかったのが、かうした訓令を出さしめてゐるのであらう。天和元年(一六八一年)又しても同じ訓令が出てゐる。

× × × × ×

一、郡中見合せ毎年山林に竹木を植置かせ郷村も不衰微様可仕事

一、杉檜楸栢楠松此六木は御留山は不及言何の山にても無断の切取申間敷事

一、野山むざと焼申敷候。焼敷はで不叶処は其処の大庄屋・庄屋・肝煎相談以後焼可申候、若林へ火付候はゞ其村の者不及言隣郷の者も出合消可申事

右之條々堅く可相守之旨庄屋常々改之可申付違背の族(輩)有之ば庄屋五人組より其所の奉行代官へ急度可申達若隱置脇より令露顯は庄屋五人組迄可爲曲事者也 右之趣寫相渡候様にと被仰出候様故如此に候

延宝九年子十月

安藤 小兵衛

佐津川 藤左衛門 殿

戸島 半左衛門 殿

右之通相渡候様にと茲許年寄衆被仰渡候故如此候

酉 十月

戸島 半左衛門

佐津川 藤左衛門

宮本 八郎左衛門 殿

正保の年(一六四五年)から数回にわたる訓令が、文章もそのまゝの同じもの、只今回のは罰則がついてゐるばかりである。元禄二年(一六八九年)九月には一寸趣の變つた樹木節約の令があつた。試みに田辺に於ける御觸れを見れば、

若山より申候由被仰出

一、献上物の台檜板無用に仕 何木にても用之 ミガキ杯も軽く致し足は杉檜の外何木にても仕り二重ク
リ相止ひきく(低く)可仕事

一、献上箱 肴の箱 其外献上物入箱 杉檜を停止何木にても丁寧に無之すかしゑよう無用に可仕事

一、籠へ入不苦物は籠を可用申事

一、献上の外自分の取かはしは蕨樽、柿樽、停止候事

一、常々取交かわし候音物懸流しの台無用籠を用可申事

一、常々取替箱停止 輕物台に可仕候 肴にて遣候ばば籠を可用事

一、只今迄木具を用候処は塗木具を用ひ 其外常の塗膳類可用之 惣てかけながしの三方白木類は無用に可仕事候

一、付木向後は不仕麻がらの類可用事

一、旅状箱の類上檜無用 何木なりとも可有之匱相に相見候分は不苦事

一、在々に相立候高礼立替の時 杉檜可爲無用何木にても可用事

一、乗物の棒 上檜無用に仕何木にても可用之 幅五寸に不可過事
右の通来年正月より改め可相守事

弓矢袋に納つて世は文弱に流れ、輕佻浮華の風を生じたといふ時代には、大いに必要な訓令であつたのだらう。それより約四十五年何等の資料を得ぬが、恐らく世はゆたかに過ぎてゐたのであらう。

(一七三四年)
享保十九年二月に田辺藩にては松枝折を禁止してゐる。

× × × × ×

松原松枝折申間敷候。若枝折候はゞ重ねて松葉搔差留可申段御通来

松原とは海岸の防潮風林のことで、特に此の方面の保護と見える。山火事もよくあると見えて、(一七二七年)享保二年正月の訓令がある。

一、出火の元の儀 兼て入念申不候処旧冬より村々山火事多く殊に焼跡に夥しき松木焼失以ての外の不届成事に候、尤も吟味の節口書に山人往來の者煙草の落火にても可有之哉抔と申候へ共一統右体の儀不届成事に候 急度申付候品も有之候得共 先村々所持林心儘に成候段指留申候。無抛品にて願出候はゞ其節吟味の上可申付候 此旨急度可相心得候。

畢て在所持林指留候はゞ旧冬より此節迄山焼候に付村々計可申付候。且又村々の内々不審ケ間敷儀いたづらなる者共在々山々にて火の元猥に取扱候者沙汰有之候はゞ慥成者義不見留候共内々相尋させ候間此段も可相心得候

勿論庄屋肝煎頭百姓共油断仕候はゞ難儀に可及候

正月 (一七四二年)
(寛保二年)

山火事の原因を「往來の者・煙草の落火にても有之可哉」と常々やつてゐる処を見て、當時の人心もうかがわれて面白い。かく八釜しゅういうても矢張り山火事の取締りは出来ないと見え、(一七四八年)寛延元年に又も左のお觸れがある。

× × × × ×

一、近年御領分山々毎度焼失致右山焼の儀疑敷品々相聞候、自今は其方共念入りに急度組下へ申付、山焼無之様に可致候。此以後山焼有之候はゞ其組々大庄屋急度御咎可被成候

一、猪猿鹿多く籠もり候処は、備手伐并すかし伐等可被仰候間右体の場所所有之はゞ御山方役所へ可申出候吟味の上可申付事

一、御免無之場所にても猪鹿猿等籠山に有之候はゞ可申出候。殺生御免被遊候にて可有之事
別紙申渡候様今日御家老衆被仰早々仍之申入候 以上

二月十九日

御兩人

大庄屋 宛

今暫く田辺藩内の山林保護に関する文書を一瞥して見る。寛永八年伊作田村別所山(一六三二年イサイダ)(今の稲成村の内)に立札あり。

一、此の山林置候條松木は勿論下草迄一切刈取申間敷候若猥りに刈取候はゞ急度可申付者也

寛永八年卯九月

石川 甚内

長坂 又左衛門

延享四年五月十日之と同じ文言にて新庄村内の浦山へ、牛尾弥五兵衛・大洞又兵衛の名を以て三枚の立札をした。
寛永三年二月には松及櫨を各地に植栽した。

覺

一、小松六百壹本

西ノ谷村万福寺前へ

一、全 九百九本

橋詰より万呂土手迄

一、はぜ千六百本

勸修寺前土手藪迄

一、小松三千四百四十二本

權現道筋

右之場所へ植候間牛馬繫不申様と尚又大切に育候様と右向寄町々村々被仰付候様致度奉存候 以上

午 十二月

御山方

今聞闕鶏神社前の松は其後安永二年にも植えられたが、古いものとしては樹令約百九十年となるわけである。
(一七七三年)

延享四年より引続いてか、前と全く同じ文言の立札が宝暦三年五月鷲尾八左衛門・小出儀左衛門の名によつて、同村内

ノ浦に三枚・全村待合山に一枚建てられたとある。伐採禁止の六木が他所より積来りし時は、御山方役所に届出づる規定になつてゐたようだが、その文書はこゝにない。近時届出が怠つてゐると見え、其の達しが宝暦五年に出されてゐる。

六木の儀は前には他所より積廻り候節當役所へ届有之候処、近年届無之候。不服多少積廻り候節断出の

上荷造アラタメ(改)等仕候様夫々御申付有之候、且つ竹の儀も同断自今無間違御申付可被成候仍之如此候 以上

亥九月三日(宝暦五年)

御山方役所

田所 弥左衛門 殿
多屋 平次 殿
糸川 五郎衛門 殿
玉置 喜市 殿

追て六木の儀は杉・檜・松・楠・槻・柏にして候間夫々御申付可被成候
降て宝曆十四年正月(一七六四年)この年六月明和と改元す田辺奉行所郡奉行山方より

惣体所持山林に有之も六木無断伐採候はゞ右林御取上可被成若且又免許地にても極印無之木賣候て買候は
ゞ役人見付次第可取上候云々。

と云う通知が廻つてゐる所を見ると、中々に六木伐採禁止も勵行出来なかつたものと見ゆる。
猶法の不備と云ふべきか、竊に伐採すれば伐採した者が分にくい場合過料は村方にかゝり、伐採した當人は伐り得とな
るので、安永二年三月には更にそれに関する訓令があつた。

六木之儀堅く御禁制に有之候処、松木度々伐取御山方より料料等被仰付候 此の儀は伐採候者は徳分有之
料料は一統へかゝり候事故不届相重候事に候當役所支配下不行儀相聞甚不届に付村々人別吟味申付當人を
引出御山方へ相渡可申処此度は令容捨(容赦)候上の御仁徳に付ては下々にも正直を專に致し風儀宜敷右体
猥々間敷儀致間敷事に候過料之儀伐取候者は格別無科者にかゝり及難儀候事不仁の至に候以憐愍此度當役
所より急度申付候 能々相守可申候元来組々大庄屋庄屋共々不念に候間以後は急度咎可申付候
全年全月權現前に更に小松を植えた。寛延三年(一七五〇年)に植えて約二十年である。

○

一ノ鳥居際目并松原の内へ小松植えさせ候子供に至るまで入込不申様伺寄村々へ可被申付候万一猥成儀有
之候儀はば急度可申付候以上

三月五日(安永二年)

御山方

田所 八郎左衛門 殿

又又忘れ時になつたので、安永六年丁酉二月には山火事の注意がある。

近き頃度々山火災有之候兼て嚴敷被仰付有之処村役人共申付不行届、山林にても煙草杯捨候様にも可有之
哉山焼致候へば御益も欠其上百姓小前末々に至迄タケ燒もの又は田畑修理ツチカイ培の草柴拂底に相成自然と田畑
育の力を失ひ申様に相成候間男女子供迄其趣を納得致し一切山へ火道具持参不申様急度可申聞候火災度々

に及候へば郡方の不取締に相聞え候間役人共申合入念可申聞候
右之趣不洩様可被申聞候 以上

二月六日(安永六年)

郡御奉行所

大庄屋町

山の規則が厳敷なると、百姓并も運動をやつて何につけても願出る。山方の役人は目を光らしてゐる所から百姓と反目するやうになつたらしく、之について安永六年丁酉六月にその訓令が出てゐる。

一、御山方の儀は先年より地方のため宜敷事は無数様に百姓共相心得何等願筋多有之候。併免目は替り候得共往古より何方にも有来候役所に候へば今更彼是可様は無之事共可成によつて自輕役人の心立てても悪敷可相成第一御收納之障に不相成処を能々相調其上にて御山方の役を出精致事に候へば先般の節相調候趣意を以て百姓物牛馬の飼物柴薪伐の処猪鹿籠り百姓難儀の場所奥得(篤と)相糺候て可成丈は百姓差支無之様の取計致之段相達候了簡の上にて其品可申付間相済申儀は格別被願之趣意悪敷故と相心得可致納得候。近年下々氣風取直候様子に候へば諸役人申談にて出在の役人尚又仁心実意の取扱候様申付間下々へも一統△猥がましき儀無之候。薪水杯等の節私欲の心なく正直に出精可致候。就中願筋の文言を飾り難澁の品等数々相認申間敷候。願出の未豫見分致段認候はゞ役人差遣し御收納并に御山方御益亦は下々願の趣意難澁等の儀見分の上逐一相調 早々申達候様申付右達の品相伺候筋又は當役所了簡筋夫々及聞扱無遲滞取計可遣候 尤滞候へば下々差支申儀能々存知有之事に候併役人数度入込候へば在々失墜も有之事に付願の趣意によつて順序に候事も有之可輕役人出在之節飲飯饗應に及不夫々身分相応礼儀糺(正)敷詞を下げ尊敬致候得ば役人はかさつの振舞無之上下順達可致間末々迄心得違無之様可被申通候以上

酉六月(安永六年)

佐津川 幸左衛門

大庄屋 宛

(二七八二年)
天明二年寅十月には田辺藩にては、高野・有田・山地・奥熊野に倣ひ、大いに楮の植栽製紙の奨励、村方より視察に出したり空地を利用せたりした。

一、有田奥より寺領村々又は奥熊野筋の百姓共紙草を作り紙を漉き賣買致年貢上納の助けに致候へ共村領分百姓共先年より右の稼不致候。外に同様土地柄にて紙草も能生立可申様子に相聞き候に付、先達紙草苗継植候様に(被)仰出候。當冬より専ら紙草苗継続候様可致候。植候ヶ所は前宏に見立可置申候。

一、紙草之儀は御領分端々に有之或は是迄苗継候も有之由相聞是迄苗継候者は彌弘め可申候。端々に有之紙草の苗は向寄の方へ分け苗継ぎ弘め四番領山地領何寄の山々村々は其筋より苗継弘可申候

一、植方作り方の儀 其村に百姓の内諸作りに巧者成者を山地領奥熊野へ所祿を以て其所へ継植候。地性を見届け植方作方を習取、其村々は勿論隣村友百姓に伝授致植付可申候。兼て心懸け候者は其村は不及申隣村の者へ伝可申候。山家商致紙漉の処へも入込見覺承覺者候は其居村へ教へ亦是紙草の苗等の運を付可申候。

一、所々空所川長ヶ寄附ゴミ可有之紙草生立申すべく土地は其村々指支有無相調べ指支無之箇所へは岡崎茂の下役榎本兵衛四番領より苗を求植付候様仰付候間同人參及相對候節差支有之のヶ所は右差支の品を以て願可申候指支無之ヶ所兼て見立置引合可申候。

右は御領分百姓共作乍覺追て瀘方等も覺候はゞ小前百姓足弱男女の者稼と相成年貢指寄に可相成事に候間村役人は不及申 百姓共出精心紙草作り弘漉候様可致候

十月二十二日(天明二年)

御添書

十月二十二日

大庄屋中

御三人

天明三年に十三木御制木伐採注意に関する達がある。この訓令に従へば從來の六木に加ふるに榎・桐・柿の三木が伐採禁止されてゐるようなれど、果して何れの時であつたか今文書なくて分かりかねる。安永五年(一七七六年)にはこれに榎・榎・栗・櫻の四木を加えて十三木の御制木となつたようである。

一、御制木 楠、槻、松、杉、檜、栢

外に 榎、桐、柿

去申年 榎、榎、栗、櫻

右十三木御制木に候処伐取候者有之哉に相聞え候自今猥に伐取不申様無洩可被申通爲依之申通候 以上

九月七日(天明三年)

巨海 三四郎

脇田 權太夫

山本 平兵衛

六木伐採禁止令でも、其令行はれ難きに九木となり・十三木となりて、猶更むづかしいものと思はれる。(二七九五年)寛政七年八月に入つて油木植栽のことがある。油木とは油桐のことで、果実より油を製す。最近本縣万りでも苗無償配布などと獎勵され勉めてゐた。そこで小生の孝校よりも其頒與方を申出たら、普通の桐苗を沢山送つてくれたには、名実伴はぬ遺を感じたわけである。

一、湊村三太夫畑に植置候油木の苗組内へ植候様鳥山喜右衛門殿より申来候につき則油木苗八百木村々へ取出候様割賦申候

百本	西ノ谷	九十本	糸田	二百六十本	伊作田
九十本	湊	百二十本	神子浜	百五十本	新庄

今これらの木はどうなつてゐることか。

年代は少し前後するが、ここに年貢地のことや運上銀等について一瞥したいと思ふ。時代は違つてゐても、お上に金が必要となれば、どこかに税金になるものがないかと考へる。安永二年に竹藪を年貢地とするお調べが廻つて来てゐる。

一、在々竹藪所持の者有之候。右藪屋敷内に有之分は年貢地にて可有之候。山手川端筋、地下^{じげ}藪、無年貢の場所可有哉、場所見分の上相応に年貢付に致し、竹入用之節は自由に取扱候様、爲致度旨申通有之候間、有無共取調所持人名前場所書出可申候

一、竹藪植度望の者場所可申出候

一、杉植度場所可申出候。年貢付杉山に致可遣候

一、松木の儀所持林、野山共大切に致し生立候事に候へ供村々より林木^{ハヤシギ}(防風等のために生やしおく樹木)家木^{イエキ}(自家建築用材杯)不自由の処も有之由、何方へ植付度との儀可申出候

巳正月(安永二年)

これによれば防風林や自家用材は申出によつて、無年貢としてくれるやさしい処もある。兎^ウの眼鷹^{タカ}の目で年貢地をさがしても、思ふ程の収益もあらばこそ、次は運上金の改正と出かけてくる。

○

百姓共

一、御領分百姓共 所持山の内へ銘々杉檜植付候へば末々稼にも相成候條植付申度者も有之候へ共運上先伐有之右運上木御用木とく相成候得ば村人足にて持出させ候故村内の難澁と相成候につき植付申不由聞え候 檜は六木御制禁御定の内に有之候へば銘々勝手に杉伐取候儀容易に指免候儀につき此度運上

等相定御了簡を以て左の通被御出候間植付甲斐存運寄之者随分無油断植付往々稼に相成様に心掛可申候

定

一、御領分山々所持林の内杉檜等植付の儀是迄は拾本に付三本宛運上差上候へ共自今拾本に付貳本宛運可被差上候

一、所持林杉檜家普請入用の節は是迄通御山方願出可申候 其節役人差遣し寸間相改右杉檜山元値段にて運上は二分通り御山方役所へ銀納可申付

一、右所持林杉檜売払伐取候節御山方へ願出候はゞ役人差遣し相改、山元にて入札等右拂直段の内にて二歩通り御山方へ銀納可申付候

一、所持山杉檜是迄は御用の節、運用先伐等爲致御手山同様村人足にて持出させ候儀村方難澁の儀相聞候仍之自今御用木は所持林より伐出候儀差免候

一、杉檜植付候儀願出候はゞ御山方より其願主へ永久の証文差遣可申事
右之通在々爲御救被仰出候間在々奥々迄不洩様相通可申候

丑二月(天明元年)
(一七八一年)

運上が十本に二本となり、御用木運搬の村人足も輕くはなつてゐるが、売上金二歩の銀納が申付られてゐる。爲御救出とあるが、果たして何れが救はれるのやら。税金取立の事は何れの世にも喜ばれないと見えて、随分骨が折れてゐるようである。それに何とか道理をつけて枝代をやる・内證で伐る。そこで今度は自治的に村受として・村の責任として運上金を上納せしむる方法を考へて、大庄屋等に意見を求めてゐる。

組々 大庄屋共

御領分山に松浅木等仕出候儀先年より御山方にて仕来候得共以来は品々により其組々にて村受と相成候時は何山にて何れの村に引受上納銀請込可申との儀其村受に相成候へば其方共組下山々仕出元方と相心得引請取計ひ年々不相変 上納等も爲任右等之山々荒不申様諸事古方能永久相續き御益と相成候処一同篤と申談じ致勘辨候上委細書付以相違候 尚又其方共右引受取計致候に付ては何ヶ様仕候はば可宣との存念等も有之候はば其趣無腹藏可申出候

十月(寛政七年)
(一七九五)

そこで早速大庄屋等より回答申出があつた。

此度山々所受に可被仰付御趣意に付運上

覺

一、銀 四百匁

切目組

一、同 七百匁

御上ダ知

南部組御上ダ知は 大川筋丈長く坪井関数ヶ所有之 夫故年々破損所御普請御入用松材数千本御願
申上候処自今は村受の内より場所除置伐出候様の積に御座候

一、銀 一貫二百匁

埴田 芝村 濱手 浪除筋差除申候

一、同 八百匁

芳養組

一、同 老貫匁

田辺組

權現松原 神子濱 かまや 蓬萊山 大川土手筋 万福寺前 芳養迄の往還並木は差除申積尤蓬
萊、下草村内自由に相成候様

一、銀 老貫八百目

秋津村

一、銀 老貫百目

三栖組

一、同 拾貫五百目

三番組

一、同 四貫七百五十目

富田組

外に砥山被下置候へば是迄通運上指上可申候

一、銀 四貫三百目

朝来組

牛馬谷御留藪差除申積

一、銀 貳拾六貫五百五十目

右之通運上差上候得ば組々惣山御留藪并に六木共御免山林冥加米御免 大平松煙・炭類運上
所受に籠り候様 尚運上揚場賃積出し等諸事は迄御山方仕来り通り在中御役所御引せ被下候様御城
飾の外飾松代銀は所へ取申候様右口口御了簡被成下候はゞ場所見立松杉檜段々植込せ申度存奉候
左候へば成木の上往々御益も上り申と存奉候 依之書付差上申候 以上

卯十月 (寛政七年)

組々 大庄屋并

右の次第御郡方へ出頭、和歌山御勝手元役和田善左衛門殿へ次郎太夫より書付を以て申上げた。そこで「朝来三番組は御益に可相成に付御取扱可有御座候間今少増候聞の外組々は一向御取上無之由」とある。果してこれがどう決定したか文書がないが、寛政九年七月田辺組に対する請山の證文がある。之によれば田辺組は大庄屋共より回答した運上銀より減少してゐるのどうか。矢張り潜行運動というものがあつたのかも知れぬ。

證文のこと

一、田辺組山々當已歳より運上銀年々七百二十目づゝ上納爲被請山に被仰付候間大庄屋共頭不取締の儀無之様乃取計年々無遲滯上給可仕候依之左の通り相定候

定

一、村々野山は不及申御留山御留藪竹木とも自由に取計可致候。所持山林冥加米は運上の内へ籠可申事
但蓬萊山并權現松原迄の通御山方支配の筈

一、江戸、若山、田辺、三ヶ所御普請御入用竹木は無指支組々申合出可申候、直段之迄御山方仕出定二値段を以て御買上の筈(何か値段等の定書があつたものと見える)

但し右は御用筋計りの儀に有之爲御家中普請等入用の竹木は其節相對値段を以て売可申候。竹は一
等指免し有之候得共御用の節は郡奉行より一統(同)へ割賦可申付候。尤御城飾松竹は勿論是迄の通
相心得可申事

一、道木、樋木、渡井木、橋木、村の勝手能場見立林置(生やしをき)御普請之節無差支出可申候

一、江川假橋類は割符(賦)を以て御下より出させ可申候

一、諸木浜着の上積出候節は定御口銀の内三分方致用捨(容赦)七分方出可申候

一、松煙大平類御口銀半減の筈

一、山山出火の節是迄通相断可申事

一、村々草刈場御免焼山の儀是迄の通断出可申候。猶又田畑近山の格別生繁ハエシゲリ、猪鹿籠コモリ作毛荒アラシ百姓共及
難儀候はゞ夫々願出了簡の上焼可申事

一、山々換伐致させ申間敷候、惣て山々荒アラシ不申様可取計事

一、此節山々諸木生立無数に付運上銀高相調兼候由、此上諸木生繁往々下もの専益にも相成候へば少々冥
加銀差上可申事

一、年々無遅滞運上銀上納候得ば御上取計の儀は無之候へば後々万一又々御手山仕出に被仰付候共山々へ植付候、諸木并百姓出精生立せ有之山々伐取らせ候敷、御買上の上ならで御手山に不被成候事

一、寺社付山林竹木夫々御普請入用の節は格別其外何用にても猥に伐不申間敷事

一、惣体何によらず川^{カワ}下^{シタ}候節田畑は勿論、井関・川除の堤等傷不申様大切に可致候、万一廉略の取扱ひにて傷候節は其時々仕出方より繕普請可仕事

一、惣体川下の砌万一流失川^{カワ}長^{タケ}へ散乱候共御領分の者共仕入は勿論他所入共猥に捨不申様村役人より急度指留可申事

一、運上銀 七月 半分
十一月 半分 指圖次第御勝手方へ上納可致候、其外山筋之儀諸事元役所支配被仰不候事

右之通相定證文遣候間此上年々諸木植込等致出精運上銀無遅滞上納候様永久大庄屋共へ御任可被成候、若又右定の内相替候節は此證文を以て可申出候也。仍て如件

二七九六年
寛政九年巳七月

若山御勝手惣頭取

小出 五郎右衛門

田辺 同

大洞 又兵衛

堀瀬 兵衛

玉置 造酒

田辺御勝手元役

脇田 權太夫

若山 同

和田 善左衛門

鈴木 太郎兵衛

郡奉行

小出 與右衛門

井上 尚平

これが二十八日に田辺組外組々へ御渡し下されたとあって、大庄屋中同道御礼に参ったとある。然るにわずか二ヶ月にして運用銀の増額が議せられる。右御證書実施によつて、猶負担の余力ありと見た爲であらうか。

○

一、山受銀	三番、朝来、富田は弥々受所に相成候筈に付七ヶ組も左の通り運用銀増候て受候様被仰聞
銀	六百六十目
全	壹貫四百八十目
全	二貫二百目
全	一貫百四十目
全	九百六十目
銀	蓬萊山、松原、並木、差除筈
銀	二貫五百目
銀	八百目
銀	拾貫七百四十目
銀	秋津組
銀	三栖組
銀	芳養組
銀	田辺組
銀	南部組
銀	上ヶ知組

右申談追て答書出候様被仰聞(寛政九年九月)
(一七九七年)

これもどうまとまったか知らぬが、多分増額したことであらう。その後六十余年を経て安政五年(一八二八年)運上銀五ヶ年間臨時増額が達せられる。幕府が諸外国との折衝に頭を悩ましてゐるばかりでなく随分物入りといふ。所謂非常時の現出の爲だらう。大庄屋某の控書に

安政五年戊午六月

一、御領分組々受山運上銀當年より来る戊午まで五ヶ年間壹ヶ年に四貫づゝ増運上被仰不候、尤も割方の儀は下地請銀高へ応じ割増致候 此控は定二帳に有之

とある。

(「紀伊郷土」昭和九年八月より十一月まで四回に亘り連載未完のものである)
(一九三四年)

執筆者畧伝

井村 義丸

高野山麓神谷の宿に生る。幼児より父米太郎の傍にあり漢籍を孝び、長ずるに及び高野山の史跡・伝説・古文書につき父の研究を助く。父に後れてよりは其の遺志を継承して、研究を怠らずと雖も良師なきを憾とす。和歌山縣伊都郡高野村大字高野山

森 栄俊

和歌山縣立師範孝校出身 黒江尋常高等小孝校在勤 海草郡亀川村岡田

小池 良吉

早稲田大孝英文學科出身 大阪毎日新聞記者たりしこと十数年 和歌山市編『和歌山史要』の著者

濱田 康三郎

早大英文孝科出身 商店員 『梅尾明恵上人』の著あり 『紀伊郷土』編輯者 和歌山市北相生町九番地

雑賀 貞次郎

尋常小孝四年まで孝びたるのみ。十三歳より労働 次いで新聞記者、同経営者など多年彷徨する。大正十一湊村議。大十四『田辺俳句史』 昭二『牟婁口碑集』(南方先生補筆) 昭五『田辺町誌』 その他四々五著述出版 目下『南紀の俚俗』其他完成に努力中 大十四田辺町議 昭四同再選 昭七縣史跡名勝委員

中西 正雄

和歌山縣立師範出 有田郡生石村糸野

田上 劔村

名は憲一 和歌山縣西牟婁郡鮎川村に生る 年少上京、土木孝を修め、福井・富山及宮崎の各土木管区長を歴任し後大阪府技師たり。在職数年志を工業方面の育英事業に傾け、獨力工業学校を設立・經營して現代に至る。俳雜誌『東風』の編輯をなす。号麥青。生地鮎川村は大塔宮の劔を折つてあり、之に因みて号劔村。著書『大塔の宮と熊野』。大阪市外岡町宝通一丁目

石村 鷺森氏

名は賢次郎 和歌山市六軒丁

宮崎 円遵氏

和歌山縣有田郡箕島町野。耐久中孝・龍谷大學史学科(国史)同研究科卒業。西本願寺宗孝院在孝中。

寓居京都市下京区西七条御領町

中西 啓二氏

日本大學高師部国漢科出 箕島校勤務 有田郡生石村糸野

森 敬三氏

和歌山市の人 六高を経て東京大學国交科卒 第六高等孝校教授 『近世名歌撰釈』・『歴代短歌選』

・『近世十大歌人短歌選』・十数種の著あり 岡山市国富

奥田 正三氏

岐阜縣人 東京帝大文孝部卒業 成蹊高等女孝校長 『茶味』その他の著書の外に『明恵上人要集』・『法燈国師(縁起)』・『法燈国師法語』等々を刊行す 昭和八年三月刈藻島に明恵上人の供養塔を建つ 住所東京市豊島区目白町三丁目

原 ますゑ氏

住所日高郡龍神村

岩西 忠一氏

和歌山師範卒 私立和歌山市高女勤務 和歌山縣史跡名勝委員 住所和歌山市秋月

田村 貫雄氏

東洋大學・京都帝大專科(印度哲学科)卒 『一乗』紙主幹 粉河寺修徳院住職 那賀郡粉河町住

葛城 海潮音氏

早稲田大學哲学科卒 粉河寺円解院住職

重田 重一氏

和歌山師範卒 文檢合格後和歌山高女・粉河高女教諭を経て現在粉河中孝校教授^{？論}嘱托^{？託} 和歌山縣史跡名勝委員 那賀郡池田村

水原 堯栄氏

高野山親王院住職 和歌山縣史跡名勝委員 『高野山板碑の研究』・『高野山金石圖説』・『密教判画集成』等十数種の著あり

山口 華城氏

夙に藥孝を學び藥學・本草に関する著連数種あり、現在紀州研究に没頭す。『贈從五位畔田翠山翁伝』その他。近く『紀伊国史年表』・『紀州人物伝記集成』・『紀州名家著述目録』等刊行豫定。和歌山縣

史蹟名勝委員。和歌山市上野町三丁目

浜口 恵璋氏

早く耐久孝舎(耐久中孝)に教鞭を執り、又佛教大學(龍谷大學)編纂『佛教大報彙』の編輯に従ふ。安樂寺住職 『大聖釈尊伝』・『七里和上行録』等三十余種の著あり。有田郡宏村

逸木 盛照氏

早稲田大學哲学科出身 元叡山學院教授 粉河寺貫首 著書『冷泉爲恭』・『伝教大師御事跡誌』・『御詠歌講話』等

あとがき

- (1) 巻のあとがきでも述べているように、本書は芝口常楠先生所蔵の郷土研究誌『紀伊郷土』のうちから、比較的重要なものを、父が書写したものである。
- 執筆者の略歴が最後に紹介されており、錚々たるメンバーの寄稿であり、昭和三十九年から始まった「和歌山県文化表彰」を受賞している長寿の方が三人もいたのには驚いた。
- 平成二十一年(一九三〇年)となり昭和七(一九三二)十一年頃から七十年以上経過した今では、学説も地球環境もすつかり進化してしまったが、書写するうちに知らなかった事も多く大変参考になった。
- 父も書写に六ヶ月余りかかったと記録していたが、私もデータ化途中色々なハプニング重なり、出来上がりにちょうど同じ六ヶ月を費やした。

平成二十一年(二〇〇八)年一月五日

清水 章博